

第1部

出入国管理をめぐる近年の状況

第1章

外国人の入国・在留等

第1節 — 外国人の出入国の状況

1 外国人の出入国者数の推移

(1) 外国人の入国

ア 入国者数

我が国への外国人入国者(ワンポイント解説)数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和25年は終戦後の混乱期にあり、また、その当時の出入国管理に関する法令(外国人登録令)では連合軍総司令部(GHQ)に入国許可の裁量を与えつつ、原則入国を禁止する立場をとっていたことから、わずか1万8千人であったが、27年4月28日に「日本国との平和条約」(昭和27年条約第5号)が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人の大台をそれぞれ突破し、16年には、15年の572万7,240人と比べて102万9,590人(18.0%)増の675万6,830人となり、過去最高を記録した。

平成16年における外国人入国者675万6,830人のうち「新規入国者」数は550万8,926人で、15年の463万3,892人と比べて87万5,034人(18.9%)増加し、「再入国者」数は124万7,904人で、15年の109万3,348人と比べて15万4,556人(14.1%)

ワンポイント解説

入国者

入国者には「新規入国者」と「再入国者」がある。

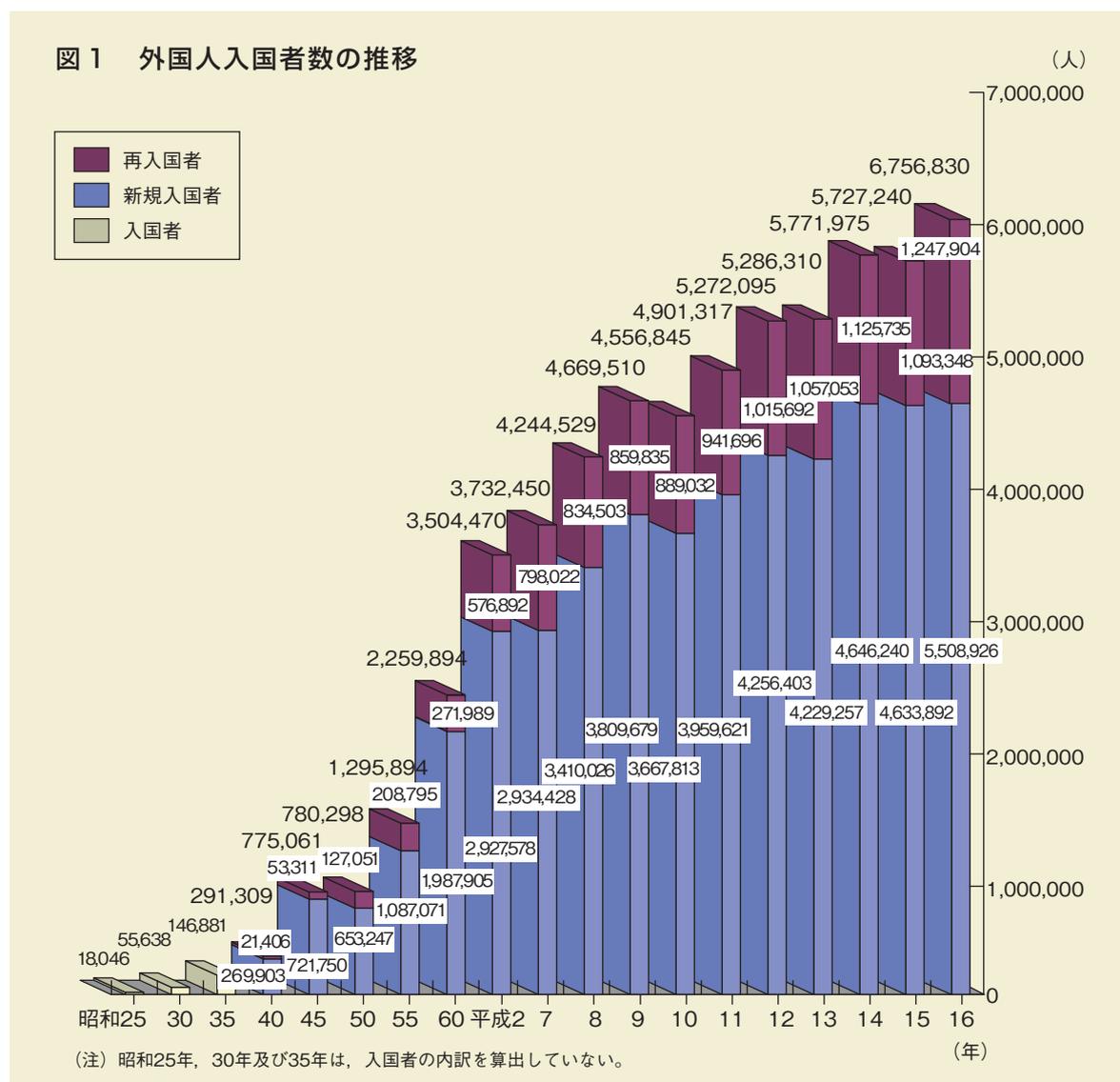
我が国に在留する外国人がその在留期間内に一時外国に出国した後、再度入国する際の手続を簡略化することを目的として再入国許可制度が設けられている。この再入国許可を受けて出国した外国人が再び我が国に入国する場合には、上陸申請に当たって在外公館が発給する査証を要求されず、再入国した後は従前に有していた在留資格・在留期間が継続しているものとして取り扱われる。このように、再入国の許可を受けていったん出国した後に再び入国した外国人を「再入国者」といい、それ以外の入国者を「新規入国者」という。「新規入国者」数と「再入国者」数を総じたものが「入国者」数である。

本章では、在留資格の種別を問わない統計の場合にのみ、人の国際的な往来の全体的な数量の把握として「入国者」数を用い、在留資格の種別に言及する場合には、より実態に即した傾向を知るため「新規入国者」数を用いることとする。

なお、出入国管理及び難民認定法第13条の仮上陸の許可を受けた者及び第14条から第18条までの特例上陸により入国した者は、ここでいう「入国者」には当たらないものとして扱っている。ただし、同法第18条の2の「一時庇護のための上陸の許可」は特例上陸であるが、比較的長期にわたって滞在することが見込まれることから便宜上「入国者」に含めることとしている。

増加し、それぞれ前年を大きく上回っている。

この増加の要因としては、平成15年は米国等によるイラクへの武力行使に伴う懸念やSARS（重症急性呼吸器症候群）のアジア地域での流行などが影響して、外国人入国者数が一時落ち込んだが、16年においては、イラクへの武力行使が沈静化したことや、SARSの流行が治まったこと等のほか、政府が行っている観光立国の実現に向けた訪日観光客拡大のための施策の推進等ともあいまって、大幅に増加したものと考えられる（図1）。



イ 地域別

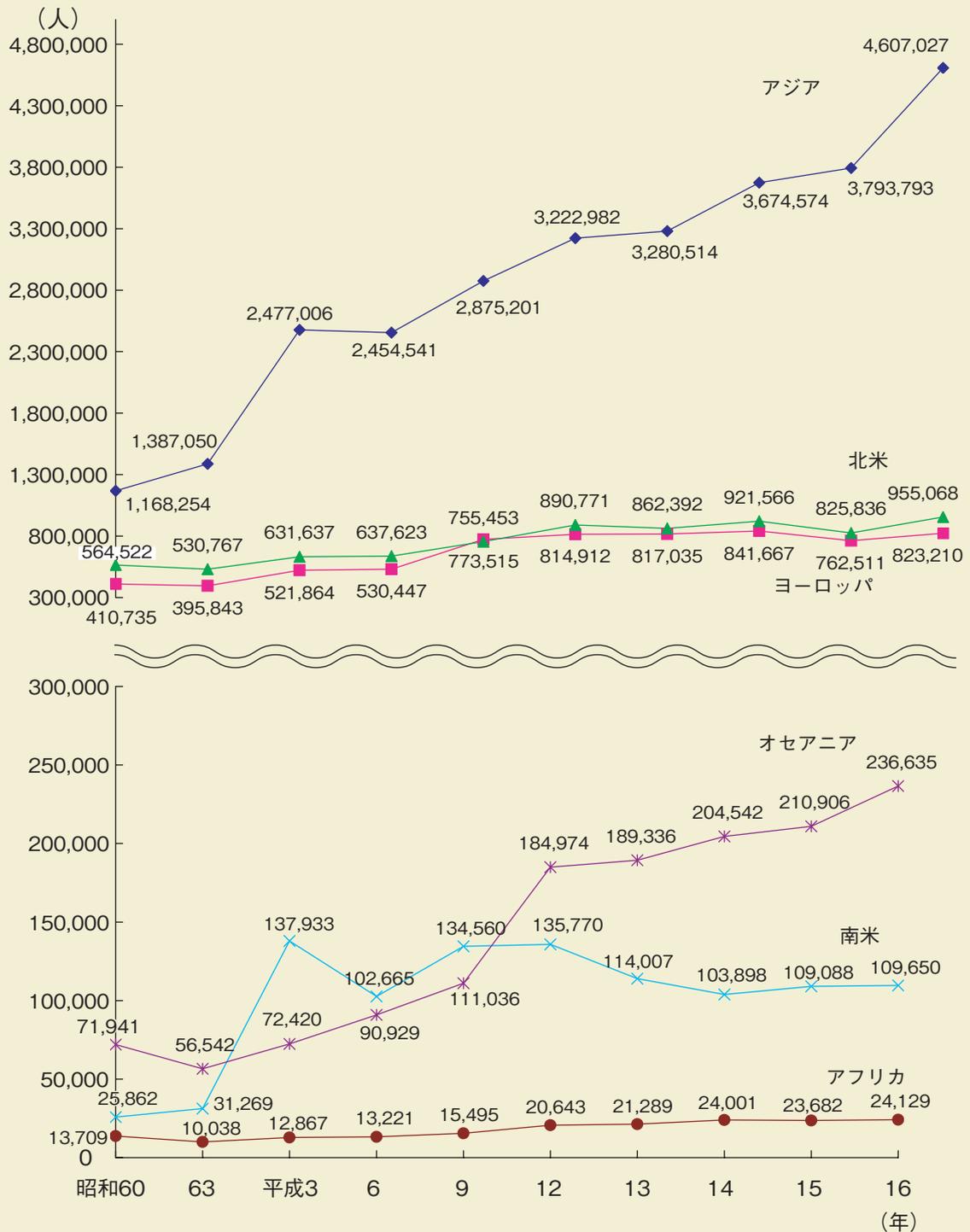
平成16年の外国人入国者数について、その国籍（出身地）の地域別に見ると、最も多いのはアジアの460万7,027人で、15年の379万3,793人と比べて81万3,234人（21.4%）増加している。以下、北米の95万5,068人（対前年比15.6%増）、ヨーロッパの82万3,210人（同8.0%増）、オセアニアの23万6,635人（同12.2%増）、南米の10万9,650人（同0.5%増）、アフリカの2万4,129人（同1.9%増）となっている。

次に地域別構成比を見ると、アジアは、我が国との様々な分野における関係の深化を反映して外国人入国者全体に占める割合が近年一貫して大きくなってきており、平成16年に

は68.2%と全体の3分の2を超えるに至った。以下、北米が14.1%，ヨーロッパが12.2%，オセアニアが3.5%，南米が1.6%，アフリカが0.4%の順となっている。

なお、地域別入国者数は、平成15年においてはアジア、オセアニア及び南米を除いて減少したものの、16年においてはすべての地域で増加しており、特にアジア、北米及びオセアニアの増加が顕著となっている（図2）。

図2 地域別入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の入国があり、その数は除く。

ウ 国籍（出身地）別

平成16年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が177万4,872人と最も多く、入国者全体の26.3%を占めている。以下、中国（台湾）（注）、米国、中国（注）、フィリピン、中国（香港）（注）の順となっている。このうち、隣接国（地域）である韓国、中国（台湾）、中国の3か国（地域）で入国者数全体の53.8%と半数以上を占めており、また、上位6か国で全体の72.3%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和や我が国の入国査証の数次化に加え、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国（台湾）も平成2年に米国を抜いて以来、第二位の位置にあり、特に近年では、日本各地へのチャーター便を利用した旅行がブームとなっており、多くの観光客が来日している（図3、表1）。

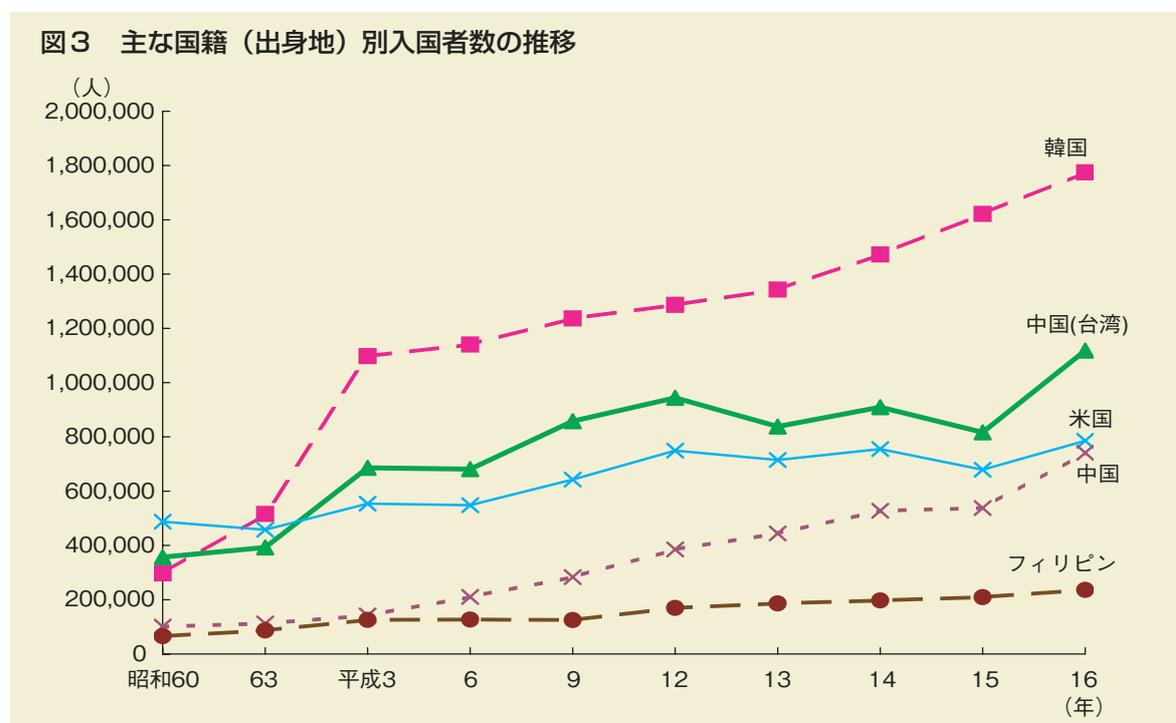


表1 国籍（出身地）別入国者数の推移

(人)

国籍(出身地)	年	昭和60	63	平成3	6	9	12	13	14	15	16
総数		2,259,894	2,414,447	3,855,952	3,831,367	4,669,514	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830
韓国		296,708	515,807	1,097,601	1,140,372	1,236,597	1,286,583	1,342,987	1,472,096	1,621,903	1,774,872
中国(台湾)		356,934	392,723	686,076	681,183	857,877	944,019	838,001	909,654	816,692	1,117,950
米国		487,713	457,620	554,147	548,265	642,933	749,343	715,036	755,196	678,935	785,916
中国		100,972	112,389	142,150	210,476	283,467	385,296	444,441	527,796	537,700	741,659
フィリピン		65,529	86,567	125,329	126,739	124,856	169,755	186,262	197,136	209,525	236,291
中国(香港)		平成3年から英国と分離		37,483	31,535	30,806	49,423	74,704	136,482	163,254	226,321
英国		183,863	149,954	105,535	123,638	170,251	198,675	203,551	225,074	206,331	222,284
オーストラリア		53,553	40,568	52,058	63,323	79,548	150,046	152,480	167,868	175,315	197,940
カナダ		61,270	58,583	63,120	75,560	96,516	122,260	128,707	134,845	129,460	146,109
タイ		44,123	41,994	105,666	63,812	67,015	73,472	77,521	86,683	95,018	121,963
その他		560,076	529,115	886,787	766,464	1,079,648	1,143,223	1,122,620	1,159,145	1,093,107	1,185,525

個々の国籍（出身地）について平成15年と16年で入国者数を比較すると、大半の国・地域からの入国者は増加しているが、中国（台湾）が30万1,258人（36.9%）増、以下中国が20万3,959人（37.9%）増、韓国が15万2,969人（9.4%）増と続き、隣接国（地域）であるこれら3か国（地域）の入国者数の増加が顕著となっている。

アジア地域以外では、米国が10万6,981人（15.8%）増、オーストラリアが2万2,625人（12.9%）増、カナダが1万6,649人（12.9%）増、英国が1万5,953人（7.7%）増となっている。

.....
 (注) 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、在日韓国・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

エ 男女別・年齢別

平成16年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性は362万8,809人、女性は312万8,021人であり、男女比率は、男性が全体の53.7%、女性が46.3%となっており、男性が女性を上回っている。この男女比率については、15年と比べ、男性が1.0%の減少、女性が1.0%増加している。

次に、平成16年について年齢別に見ると、30歳代が最も多く、入国者全体の25.9%となっている。更に年齢別の男女構成比で見ると、30歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図4、表2）。

図4 男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成16年）

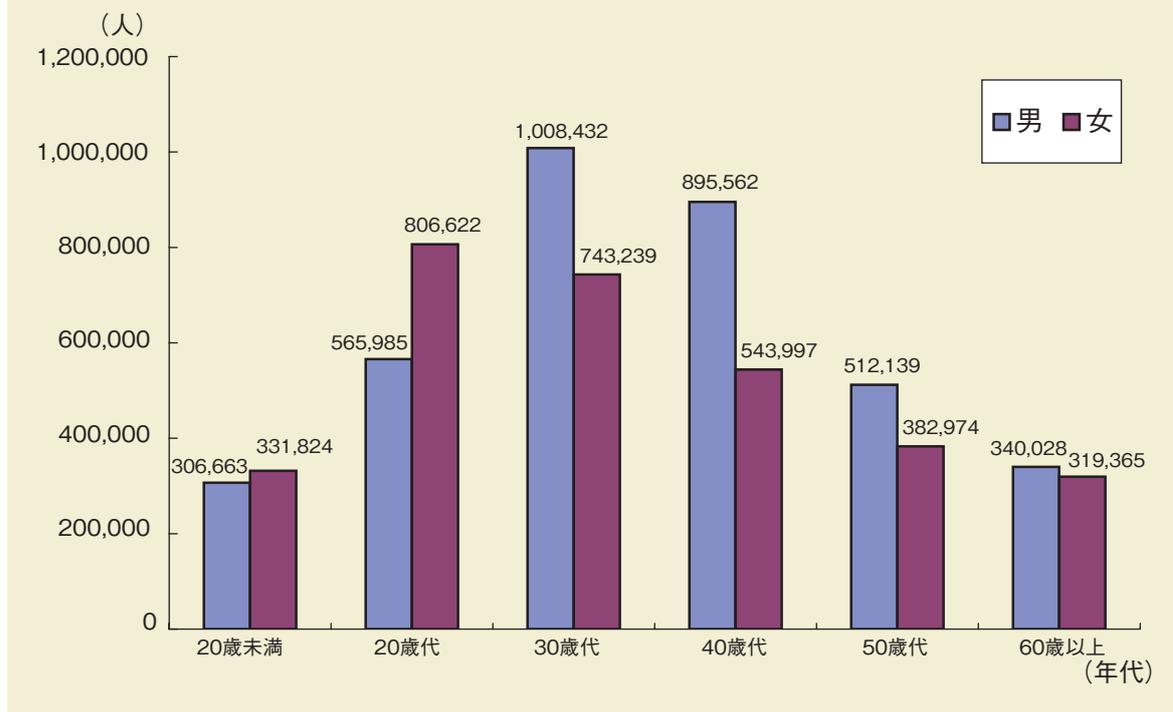


表2 男女別・年齢別外国人入国者数の推移

(人)

区分	年	平成12	13	14	15	16
総数	総数	5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830
	男	2,954,947	2,920,787	3,170,553	3,134,669	3,628,809
		56.0%	55.3%	54.9%	54.7%	53.7%
20歳未満	女	2,317,148	2,365,523	2,601,422	2,592,571	3,128,021
		44.0%	44.7%	45.1%	45.3%	46.3%
	総数	482,116	479,820	517,075	521,980	638,487
20歳代	男	239,561	235,105	252,115	253,394	306,663
	女	242,555	244,715	264,960	268,586	331,824
	総数	1,061,285	1,091,919	1,170,797	1,187,927	1,372,607
30歳代	男	467,522	470,331	500,573	497,958	565,985
	女	593,763	621,588	670,224	689,969	806,622
	総数	1,454,831	1,453,928	1,554,298	1,513,595	1,751,671
40歳代	男	876,376	862,166	916,459	886,872	1,008,432
	女	578,455	591,762	637,839	626,723	743,239
	総数	1,090,843	1,086,173	1,204,598	1,214,438	1,439,559
50歳代	男	697,304	690,321	763,673	772,150	895,562
	女	393,539	395,852	440,925	442,288	543,997
	総数	666,853	659,169	745,297	745,494	895,113
60歳以上	男	400,352	391,229	436,015	438,403	512,139
	女	266,501	267,940	309,282	307,091	382,974
	総数	516,167	515,301	579,910	543,806	659,393
60歳以上	男	273,832	271,635	301,718	285,892	340,028
	女	242,335	243,666	278,192	257,914	319,365

図5 主な空港別外国人入国者数の推移

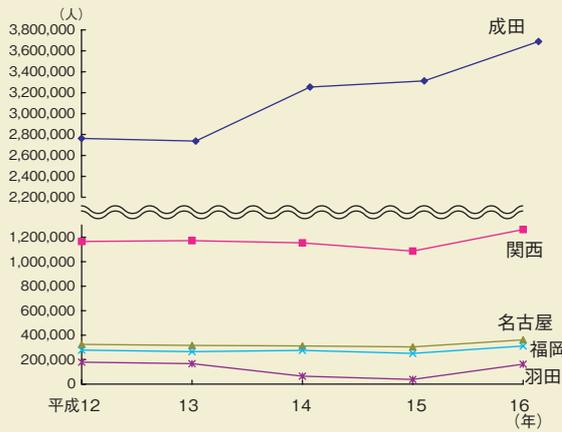


図6 主な海港別外国人入国者数の推移

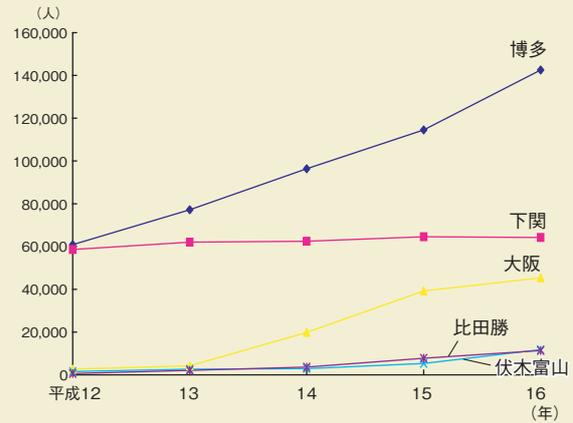


表3 空・海港別外国人入国者数の推移

(人)

区分		年	平成12	13	14	15	16
総数			5,272,095	5,286,310	5,771,975	5,727,240	6,756,830
総数	空港		5,071,847	5,062,992	5,495,636	5,429,188	6,399,387
			96.2%	95.8%	95.2%	94.8%	94.7%
数	海港		200,248	223,318	276,339	298,052	357,443
			3.8%	4.2%	4.8%	5.2%	5.3%
空港	成田		2,762,507	2,737,449	3,253,933	3,312,692	3,688,500
	関西		1,165,416	1,171,931	1,154,123	1,087,028	1,263,176
	名古屋		324,923	316,223	312,237	303,961	361,952
	福岡		278,189	265,389	275,493	250,652	311,331
	羽田		179,029	166,962	64,893	38,227	162,821
	新千歳		69,079	75,356	109,772	115,550	158,917
	那覇		105,126	103,077	71,431	48,617	59,351
	函館		8,453	21,663	23,245	27,617	48,414
	仙台		34,796	35,668	41,839	36,589	42,450
	新潟		25,242	28,285	31,102	27,959	33,808
その他		119,087	140,989	157,568	180,296	268,667	
海港	博多		60,884	77,191	96,361	114,499	142,542
	下関		58,610	62,031	62,493	64,563	64,229
	大阪		2,716	4,188	19,872	39,198	45,338
	伏木富山		1,553	2,670	2,916	5,302	11,802
	比田勝		583	2,104	3,639	7,774	11,383
	広島		1,451	1,378	4,107	8,418	10,899
	厳原		7,712	6,326	7,106	8,281	9,813
	関門門司(旧小倉)		6	311	10,146	6,288	8,144
	金武中城		194	409	58	7,325	2,258
	鹿児島		10	90	1,861	6,625	134
その他		66,529	66,620	67,780	29,779	50,901	

オ 空港・海港別

平成16年における外国人入国者について、入国した空・海港別にその数を見ると、空港からの入国者が639万9,387人、海港からの入国者が35万7,443人で、空と海の比率は、空港94.7%に対し海港5.3%となっており、航空機を利用した人の移動が大半を占める一方で、船舶での入国者も、中国、韓国など近隣諸国からの定期便の利用者を中心に一定の割合を維持している。空・海港別の入国者数について15年と比較すると、空港が97万199人(17.9%)増、海港が5万9,391人(19.9%)増とそれぞれ増加している(図5,6,表3)。

平成16年における空港別の入国者数を見ると、成田空港が368万8,500人で最も多く、空港からの入国者総数の57.6%を占めている。また、成田空港に次ぐ関西空港は126万3,176人(19.7%)であり、我が国の東西の主要玄関である成田・関西の両空港で空港を利用した外国人入国者全体の77.4%を占めている。以下、名古屋空港、福岡空港、羽田空港、新千歳空港の順となっている。羽田空港からの入国者が大幅に増加して新千歳空港を抜き第5位となった要因は、15年11月30日から、羽田空港と韓国の金浦空港との間に定期便が就航したことによるものである。また、これらの空港以外の地方空港においても、国際定期便やチャーター便を利用して入国する外国人は増加基調にあり、特に増加が顕著な空港としては、例えば釧路空港の外国人入国者数は急速に増加し、15年の6,486人から16年には1万6,620人となったほか、帯広空港においても、15年には9,773人であったが16年には2万1,173人に増加した。これら2空港を始めとして、地方空港へのチャーター便の就航による外国人入国者の増加の多くを中国(台湾)が占めており、前記ウのとおり、中国(台湾)人におけるチャーター便を利用した旅行ブームの一端を見ることができる。

一方、平成16年における海港別の入国者数を見ると、博多港からの入国者が年々増加し、14万2,542人と海港の中で最も多く、次いで、下関港が6万4,229人となっており、この2港で海港を利用した外国人入国者全体の57.8%を占めている。これらの海港はいずれも韓国(釜山)との間に定期客船がほぼ毎日就航しており、航空機と比べて料金が安価で所要時間も数時間程度と、その地理的特性に基づいた利便性によって利用者が増加していることがうかがえる。

カ 入国目的(在留資格)別

我が国に入国する外国人について、入国目的別の増減傾向を探るには、在留資格別の新規入国者数の推移が手掛かりとなる(表4)。

この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の我が国における外国人登録者数がある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

表4 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		4,256,403	4,229,257	4,646,240	4,633,892	5,508,926
外交		9,408	8,692	9,339	9,681	8,710
公用		11,767	12,220	14,060	13,552	12,633
教授		1,941	2,024	1,966	2,303	2,339
芸術		167	211	220	194	197
宗教		1,199	1,105	946	927	971
報道		231	166	351	241	150
投資・経営		863	681	566	598	675
法律・会計業務		3	5	1	4	—
医療		1	—	4	—	1
研究		1,036	793	782	647	577
教育		3,323	3,296	3,337	3,272	3,180
技術		3,396	3,308	2,759	2,643	3,506
人文知識・国際業務		7,039	6,945	6,151	6,886	6,641
企業内転勤		3,876	3,463	2,900	3,421	3,550
興行		103,264	117,839	123,322	133,103	134,879
技能		3,529	2,118	1,792	1,592	2,211
文化活動		3,210	3,138	3,084	3,108	4,191
短期滞在		3,910,624	3,878,070	4,302,429	4,259,974	5,136,943
留学		19,503	23,416	24,730	25,460	21,958
就学		22,404	23,932	25,948	27,362	15,027
研修		54,049	59,064	58,534	64,817	75,359
家族滞在		17,617	16,364	13,888	13,472	13,553
特定活動		4,364	4,722	4,890	5,876	6,478
日本人の配偶者等		33,167	27,461	20,857	23,398	23,083
永住者の配偶者等		389	494	473	581	807
定住者		40,033	29,729	22,905	30,780	31,307
一時庇護		—	1	6	—	—

(ア) 短期滞在者

入国目的別、すなわち在留資格別の外国人新規入国者数では、観光客やビジネス関係者等の短期滞在者が例年90%以上を占めている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすいことから、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の社会の状況や動きを反映しているといえることができる。

「短期滞在」の在留資格には、観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加等、短期間我が国に滞在して行う活動が該当し、その在留期間としては15日、30日又は90日が定められている（入管法施行規則別表第二）。査証を相互に免除する取決めの実施により、欧米諸国などからの短期滞在目的の入国者は事前に査証を得る必要はない。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法第19条、第20条）。

「短期滞在」の在留資格による平成16年の新規入国者数は、513万6,943人で、新規入国者全体の93.2%を占めており、15年と比べ87万6,969人（20.6%）の増加となっている。

平成16年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は311万413人で新規入国者全体の60.5%を占め、商用を目的とした外国人が129万7,309人（25.3%）と続いている。

観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、中国（台湾）が平成15年と比べて27万3,443人（41.5%）増加して93万1,707人で韓国を抜いて再び第1位となり、観光を目的とした新規入国者全体の30.0%を占めている。以下、10万人を超えるところは韓国の87万5,847人（28.2%）、米国の29万4,597人（9.5%）、中国（香港）の20万1,186人（6.5%）の順となっている。中国（台湾）、韓国からの観光客で6割近くを占めており、今後も観光客誘致のターゲットになるものと思われる（図7、表5）。

図7 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

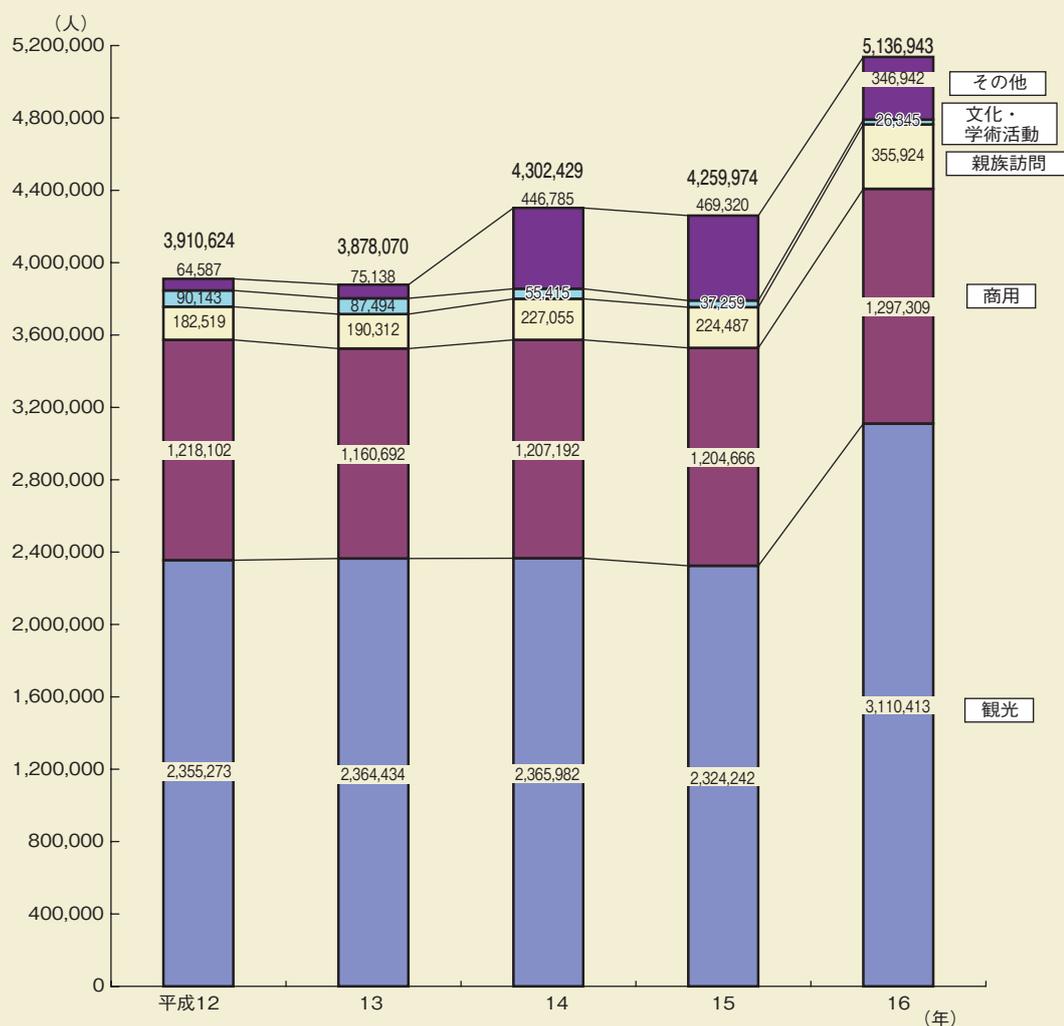


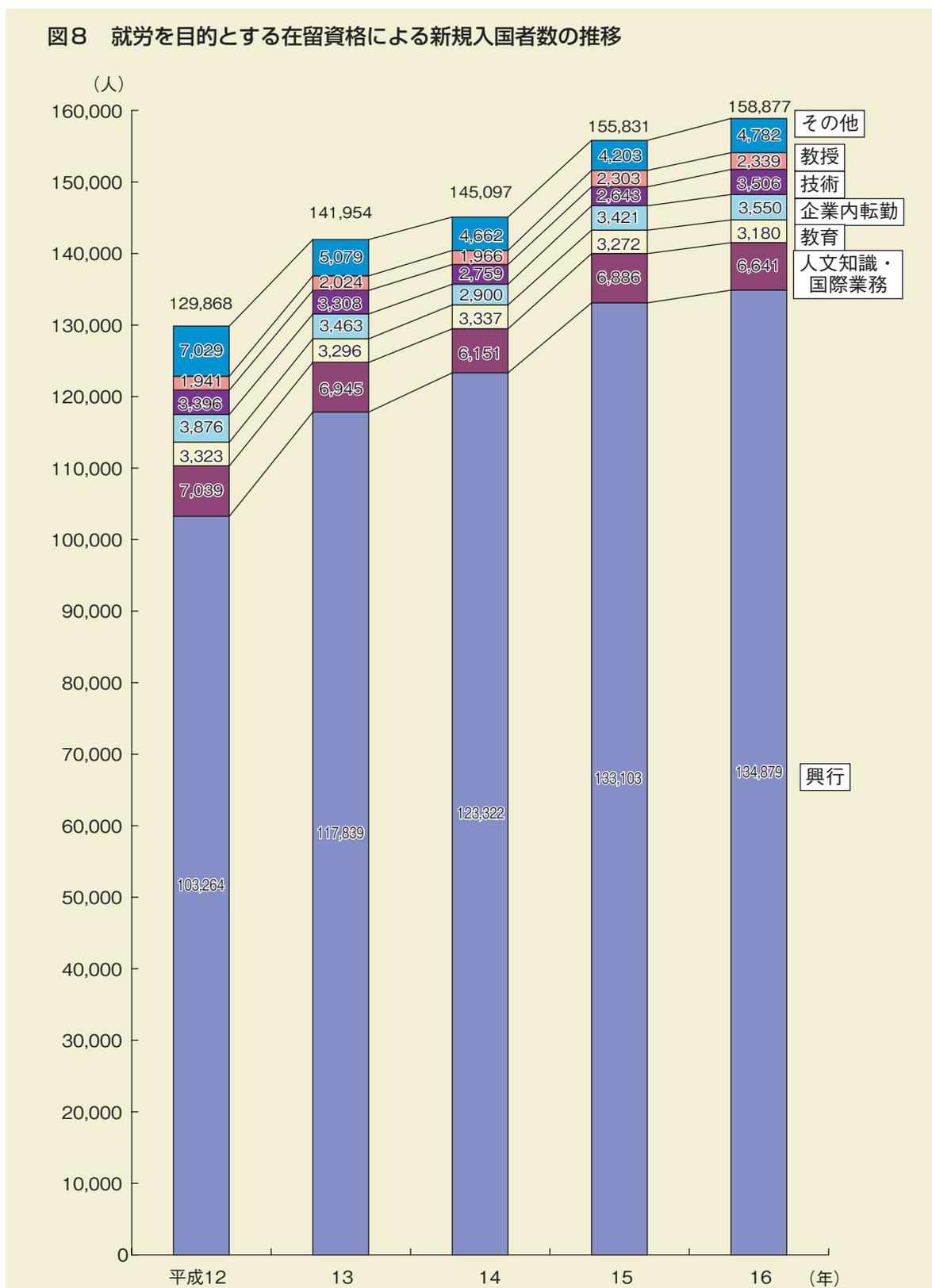
表5 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数（平成16年）

(人)

国籍（出身地）	短期滞在					
	観光	商用	文化・学術活動	親族訪問	その他	計
総数	3,110,413	1,297,309	26,345	355,924	346,952	5,136,943
アジア	2,288,048	742,288	14,948	219,193	137,995	3,402,472
韓国	875,847	359,506	8,708	112,130	40,797	1,396,988
中国（台湾）	931,707	85,201	1,393	21,425	7,643	1,047,369
中国	91,235	131,137	1,590	34,540	62,322	320,824
中国（香港）	201,186	17,677	257	2,100	1,294	222,514
フィリピン	10,291	13,396	364	25,055	2,511	51,617
シンガポール	57,718	23,640	257	2,121	2,834	86,570
タイ	52,061	27,633	761	5,866	4,329	90,650
マレーシア	29,708	24,764	464	3,248	4,842	63,026
インドネシア	17,479	9,620	242	2,647	2,441	32,429
インド	6,215	21,760	180	2,419	2,560	33,134
その他	14,601	27,954	732	7,642	6,422	57,351
ヨーロッパ	333,882	249,872	3,885	34,802	59,466	681,907
英国	89,573	61,082	470	9,245	23,659	184,029
英国（香港）	64,557	5,732	128	942	1,028	72,387
ドイツ	33,113	48,255	465	4,493	6,399	92,725
フランス	35,272	32,017	560	4,777	6,242	78,868
イタリア	14,774	15,812	416	1,590	2,280	34,872
ロシア	20,692	15,847	501	2,887	3,126	43,053
オランダ	9,405	12,145	159	1,191	3,738	26,638
スウェーデン	7,221	8,866	168	982	1,097	18,334
その他	59,275	50,116	1,018	8,695	11,897	131,001
アフリカ	2,445	6,626	133	927	1,908	12,039
南アフリカ共和国	1,028	2,152	45	162	506	3,893
エジプト	214	1,035	3	87	126	1,465
ナイジェリア	149	522	7	63	179	920
その他	1,054	2,917	78	615	1,097	5,761
北米	376,183	254,860	5,196	84,339	95,831	816,409
米国	294,597	228,230	4,492	73,314	73,437	674,070
カナダ	71,922	21,420	558	9,802	19,776	123,478
メキシコ	8,310	3,561	114	885	2,129	14,999
その他	1,354	1,649	32	338	489	3,862
南米	8,453	5,885	189	3,724	1,795	20,046
ブラジル	4,116	3,106	86	1,573	646	9,527
ペルー	515	266	18	978	143	1,920
その他	3,822	2,513	85	1,173	1,006	8,599
オセアニア	101,202	37,608	1,988	12,877	49,886	203,561
オーストラリア	87,919	29,319	1,554	9,807	44,708	173,307
ニュージーランド	12,875	7,784	396	2,902	53	24,010
その他	408	505	38	168	5,125	6,244
無国籍	200	170	6	62	71	509

(イ) 就労を目的とする外国人

平成16年における就労目的の在留資格（「外交」及び「公用」を除く。）による新規入国者数は15万8,877人であり，15年と比べ3,046人（2.0%）増となっている。これは，「興行」の在留資格による新規入国者数の増加が鈍化するとともに，「興行」以外の在留資格についても引き続き一定の増加が見られた結果である（図8）。



平成16年における新規入国者全体に占める、就労目的の在留資格による新規入国者数の割合は2.9%である。

なお、これに含まれない「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留活動に制限のない在留資格を持つ外国人、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」

(資料編2統計(1) 12-1, 13-1, 14-1)

いわゆる外国人社員に該当する在留資格での平成16年の新規入国者数は、「技術」の在留資格3,506人、「人文知識・国際業務」の在留資格6,641人、「企業内転勤」の在留資格3,550人の計1万3,697人となっており、15年と比べ、「人文知識・国際業務」の在留資格については245人(3.6%)の減少となっているが、その一方で「技術」の在留資格は863人(32.7%)の増加、「企業内転勤」の在留資格は129人(3.8%)の増加となり、これらの在留資格の合計では747人(5.8%)の増加となっている。



シール式証印(上陸許可)

なお、後記第2節1(4)イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は平成11年からほぼ一貫して増加しており、16年12月末現在で「技術」2万3,210人、「人文知識・国際業務」4万7,682人、「企業内転勤」1万993人の計8万1,885人となっており、15年と比べて5,530人(7.2%)増加し、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れが着実に進んでいる。

こうした現象の要因としては、これらの在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化がある程度進んでいることや、経済状況の低迷のあおりを受けて、新たな外国人の雇用等を手控える企業もあることが、これらの在留資格に係る新規入国者数が大幅には増加しない要素になっているものと考えられる。

また、在留資格「留学」又は「就学」から在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に在留資格の変更を許可され、我が国での勉学に引き続き我が国で就労する外国人も毎年相当数いるが(平成16年では4,650人が在留資格の変更を許可された(後記第2節2(2)ア参照。))、これらの者の数は、当該在留資格による新規入国者の増加には結び付かない一方で、在留外国人の増加には寄与する結果となっている。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国、韓国、インド、フィリピンの順となっており、これら4か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の74.6%を占めている。平成12年以降コンピュータ関連技術の人材を豊富に有しているインドからの新規入国者数が一貫して増加していることが注目され、今後我が国のIT化の更なる進展の如何によってプログラム開発などの面で一層需要が高まることも考えられる。

一方、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数は、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の69.7%を占めており、語学に関連する分野への就業形態が依然として中心となっている。また、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数は、中国、米国、韓国、インドの順となっており、これらの4か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の59.4%を占めている。

b 「技能」（資料編2統計（1）16-1）

外国人の熟練した職人ともいうべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成12年以降減少していたが、16年は15年と比べ619人（38.9%）増の2,211人となった。

なお、後記第2節1（4）のとおり、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成12年から一貫して増加しており、16年12月末現在で1万3,373人となっている。

前記aと同様、「技能」の在留資格で在留している外国人の我が国での在留の長期化・定着化が進んでいることなどが新規入国者数が高い水準で推移しない要因になっていると考えられるが、外国人登録者数は一貫して増加しており、我が国においてその熟練した技能をいかして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成16年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、外国料理の調理師がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国、韓国、インド、ネパールの順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の75.6%を占めている。

c 「教授」及び「教育」（資料編2統計（1）3-1，11-1）

大学等での教育・研究を行う「教授」の在留資格による新規入国者数は、平成16年は2,339人となっており、15年と比べて36人（1.6%）増加している。

また、「教育」の在留資格による新規入国者数は、近年3,200～3,300人程度で推移しているところ、平成16年は3,180人となっており、15年と比べ92人（2.8%）減少している。

「教育」の在留資格による平成16年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、英国、カナダ、オーストラリアの順となっており、これらの4か国で全体の88.4%を占めている。

d 「法律・会計業務」及び「医療」（資料編2統計（1）8-1，9-1）

「法律・会計業務」及び「医療」の在留資格は、その活動を行うに当たって我が国における法律上の資格を要するものであり、通常は他の在留資格で入国後にこれらの国家資格を取得したことを理由に在留資格を変更することが多く、当初からこれらの在留資格で入国する外国人は極めて少ない。

「法律・会計業務」の在留資格による新規入国者数は、平成16年は0人である。

「医療」の在留資格による新規入国者数は、平成16年は中国（台湾）1人である。

e 「興行」（資料編2統計（1）15-1）

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成12年以降一貫して増加しており、16年は15年と比べ1,776人（1.3%）増の13万4,879人で、就労を目的とする在留資格の中で最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成16年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、フィリピン、中国、米国、ロシアの順となっており、最も多いフィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に8万2,741人と全体の61.3%を占め、従来から第一位の座を維持している。

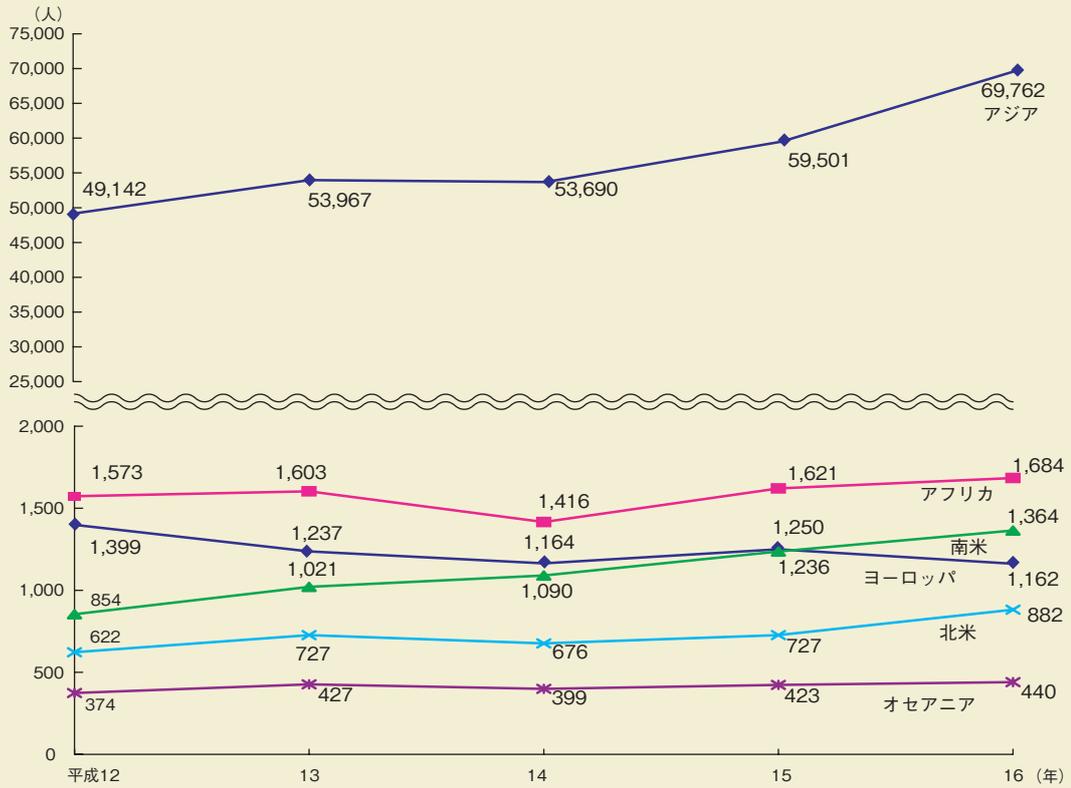
（ウ） 学ぶことを目的とする外国人等**a 研修生（資料編2統計（1）21-1）**

「研修」の在留資格による平成16年における新規入国者数は7万5,359人であり、15年と比べ1万542人（16.3%）増加して過去最高を記録した。

これを地域別に見ると、研修生の派遣、受入れの需要が最も高い近隣諸国を中心とするアジアは引き続き増加傾向にあり、平成16年には6万9,762人で全体の92.6%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ1,684人（2.2%）、ヨーロッパ1,364人（1.8%）となっている（**図9**）。

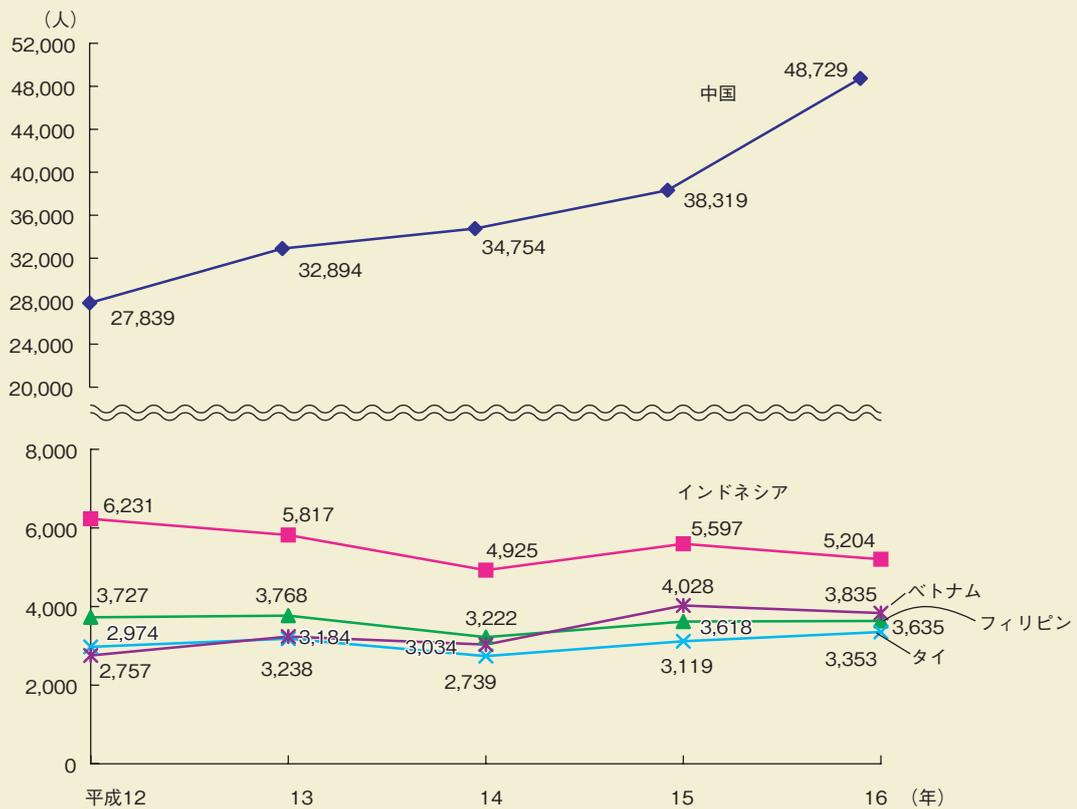
「研修」の在留資格による平成16年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、中国が4万8,729人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の64.7%を占め、以下、インドネシア5,204人（6.9%）、ベトナム3,835人（5.1%）、フィリピン3,635人（4.8%）の順となっている（**図10**）。

図9 「研修」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これら他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は平成12年85、13年82、14年99、15年59、16年65となっている。

図10 「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

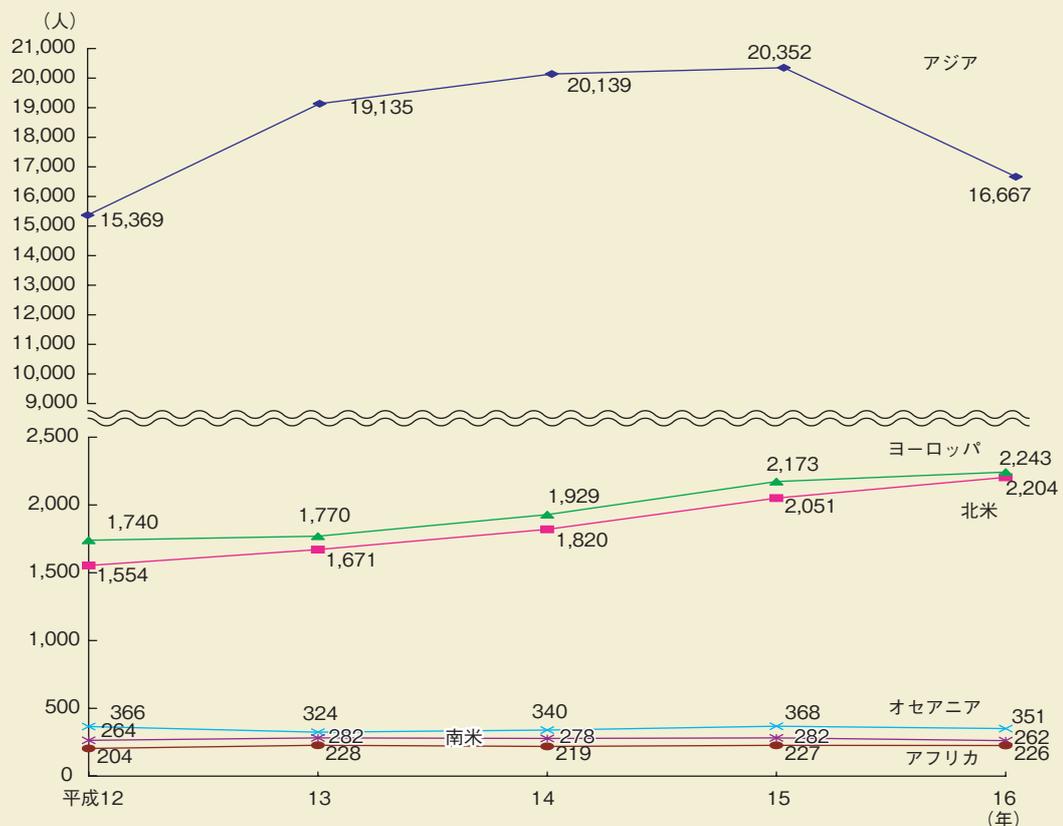


b 留学生・就学生（資料編2統計（1）19-1，20-1）

「留学」の在留資格による平成16年における新規入国者数は、15年と比べ3,502人（13.8%）減の2万1,958人、「就学」の在留資格による16年における新規入国者数は、15年と比べ1万2,335人（45.1%）減の1万5,027人となっており、それぞれ12年以降続いていた増加傾向に歯止めがかかった。これは、不法残留者の増加や犯罪の多発に対応するため、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された留学生等が相当数に上ったこと等が要因と考えられる。「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価書」（平成17年1月総務省）においては、留学生全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している旨指摘されており、引き続き適正な受入れに努めていく必要があると考えられる。

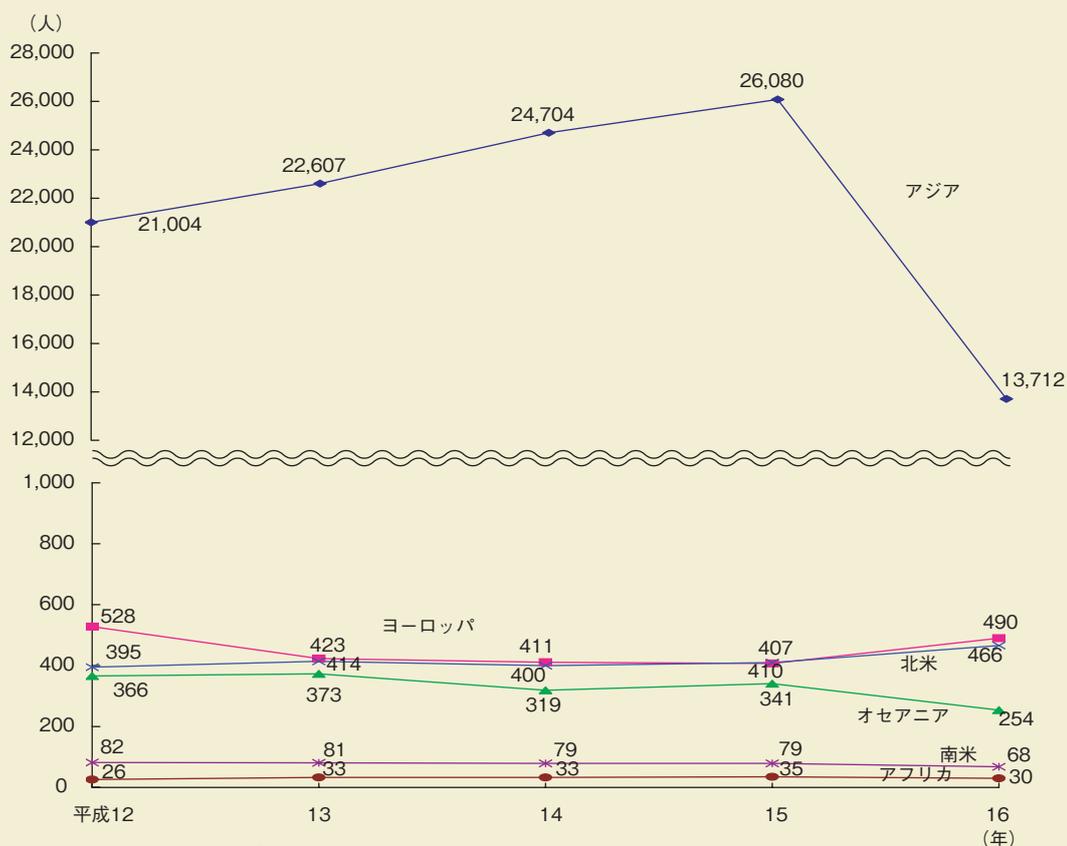
平成16年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている（留学生75.9%，就学生91.2%）（図11，12）。

図11 「留学」の在留資格よる地域別新規入国者数の推移



（注） これらの他に「無国籍」者の新規入国があり、その数は、平成12年6、13年6、14年5、15年7、16年5となっている。

図12 「就学」の在留資格による地域別新規入国者数の推移



(注) これらの他に「無国籍」者の新規入国者数があり、その数は平成12年3、13年1、14年2、15年10、16年7となっている。

更に国籍（出身地）別に見ると、留学生については、中国が8,133人で全体の37.0%を占めており、これに韓国3,633人（16.5%）が続いている。平成15年と比べ中国は3,507人（30.1%）、韓国は112人（3.0%）減少している。

また、就学生については、中国が5,705人で全体の38.0%を占めており、これに韓国4,549人（30.3%）が続いている。平成15年と比べ中国は1万3,632人（70.5%）減と大幅に減少した一方、韓国は298人（7.0%）増とわずかながら増加している（図13、14）。

図13 「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移

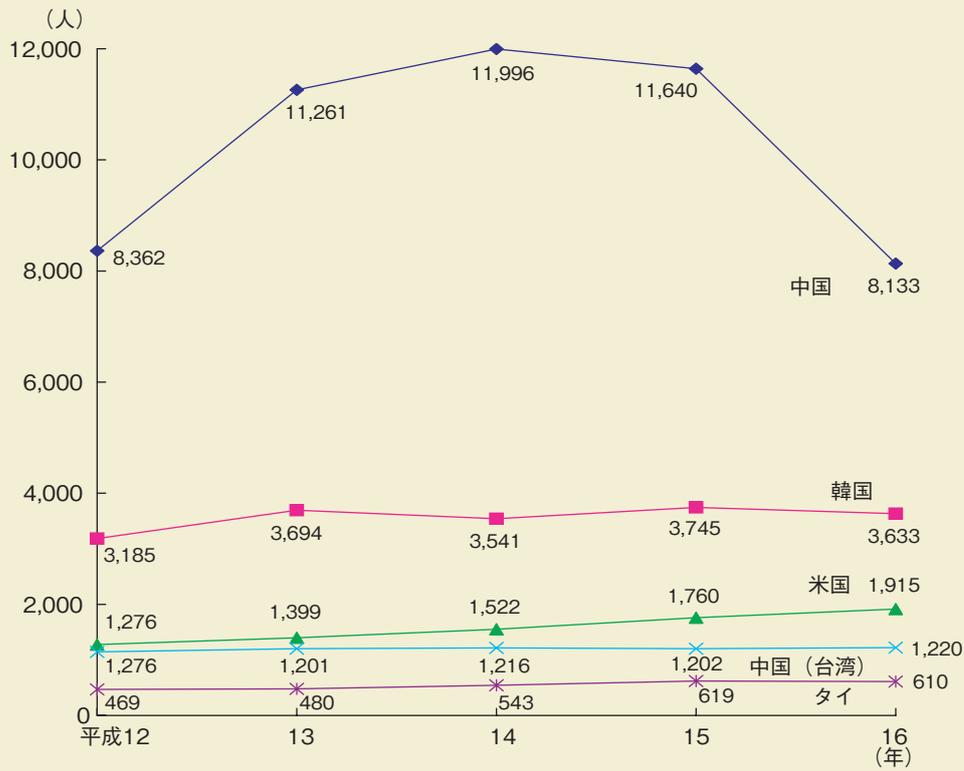
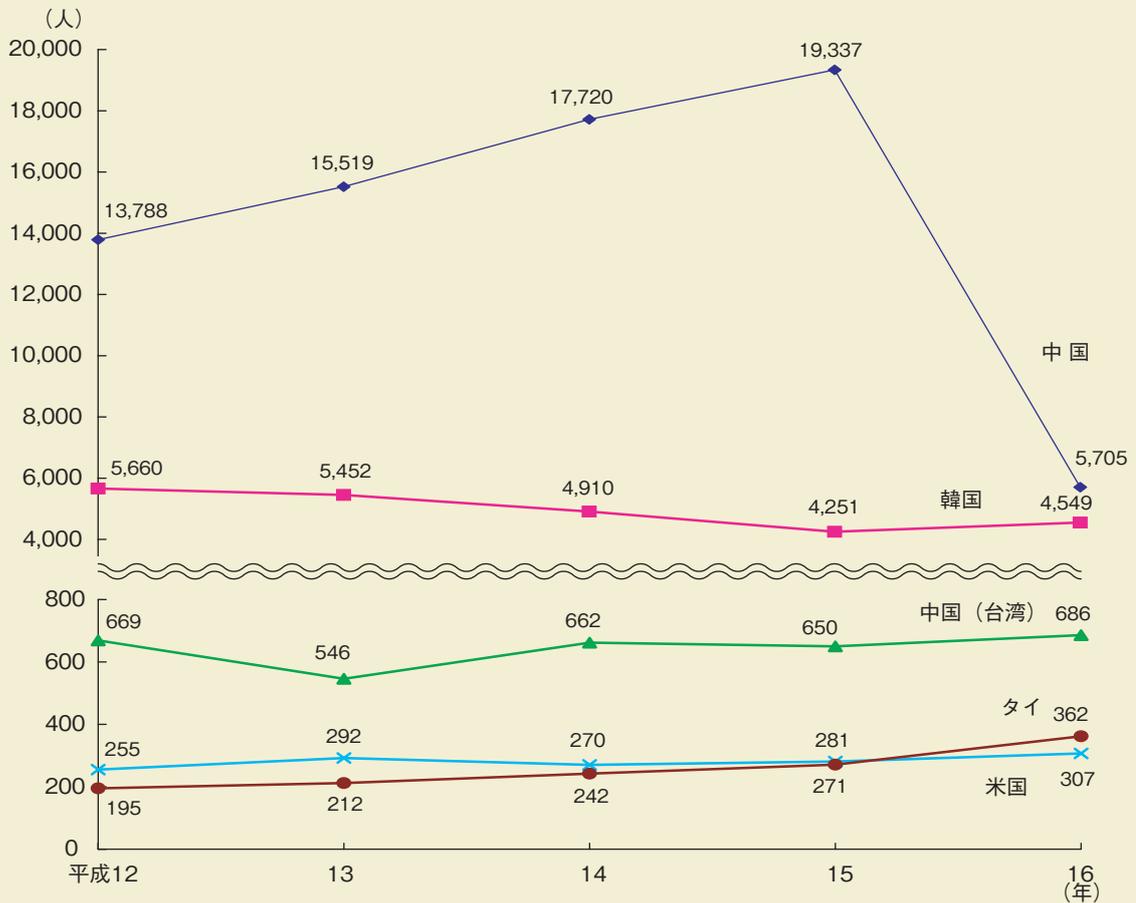


図14 「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移



c ワーキング・ホリデー

ワーキング・ホリデー制度は、実施国双方の青少年に相手国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的として在留する青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に働くことを認めるものである。原則として、対象者は年齢が18歳から25歳（又は30歳）までであることなどを条件とし、在留期間は1年で、その延長は認められていない。

我が国は、オーストラリア（昭和55年12月1日実施）、ニュージーランド（60年7月1日実施）、カナダ（61年3月1日実施）、韓国（平成11年4月1日実施）、フランス（12年7月15日実施）、ドイツ（12年12月1日実施）及び英国（13年4月16日実施）との間に同制度を順次導入した。

平成16年におけるワーキング・ホリデー制度を利用した外国人の新規入国者数は6,609人で、12年の2.4倍となる3,882人の増加となった。16年の新規入国者数を国籍別に見ると、韓国2,105人、オーストラリア1,944人、カナダ1,155人、英国466人、フランス421人、ニュージーランド275人、ドイツ243人となっている（表6）。

表6 国籍別ワーキング・ホリデーを目的とする新規入国者数及び日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数の推移

（上段：人 下段：件）

国籍	年	平成12	13	14	15	16
オーストラリア		975	906	1,044	1,956	1,944
日本		8,982	9,510	9,717	9,843	9,955
カナダ		620	712	770	1,107	1,155
日本		4,183	4,346	4,207	5,318	4,937
ニュージーランド		317	325	307	377	275
日本		3,303	3,841	4,081	4,032	3,789
韓国		650	698	749	1,835	2,105
日本		145	262	344	363	387
フランス		161	191	214	363	421
日本		250	344	400	375	525
ドイツ		4	77	99	183	243
日本		15	444	582	578	550
イギリス		—	120	232	446	466
日本		—	400	402	407	421

（注）日本人に対するワーキング・ホリデー査証発給件数：出所「（社）日本ワーキングホリデー協会」

（エ） 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編2統計（1）25-1，26-1，27-1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある。

なお、「永住者」は日本における在留実績を積んだ後に取得できる在留資格であり、外国人が入国の時点で「永住者」の在留資格を与えられることはない。

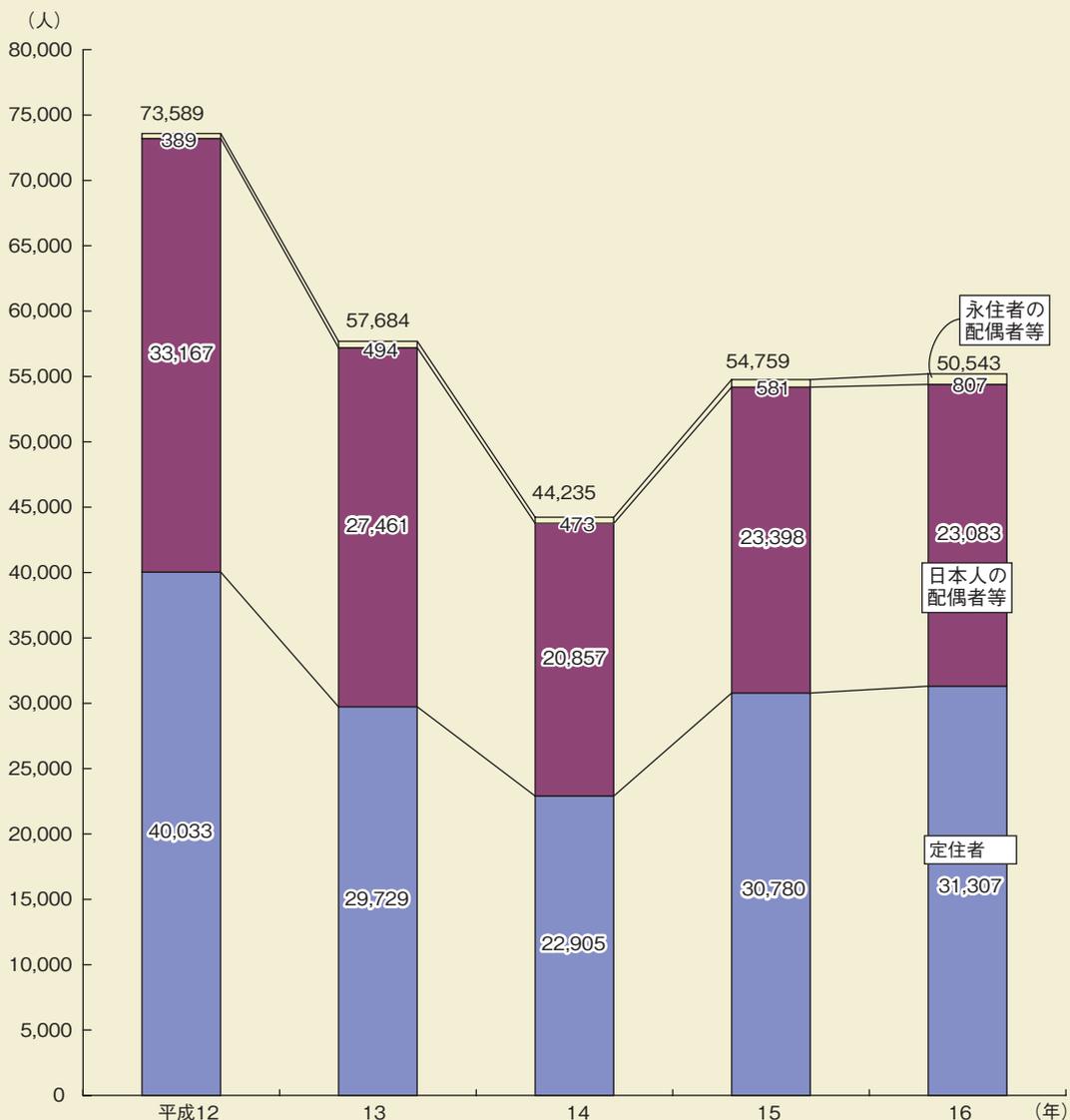
「日本人の配偶者等」の在留資格による平成16年における新規入国者数は2万3,083人、

「永住者の配偶者等」の在留資格は807人となっており、15年と比べ「日本人の配偶者等」は315人（1.3%）減少、「永住者の配偶者等」は226人（38.9%）増加している。

「日本人の配偶者等」の新規入国者数は、近年増減を繰り返しているが、統計数値上抑制的な傾向が見られるのは、我が国での不法就労等を企図する者が手段として用いる、いわゆる偽装結婚事案の多発に伴い入国在留審査が厳格に行われるようになったことが挙げられ、また、「永住者の配偶者等」の新規入国者が増加しているのは、永住許可を受ける者が増加し、これら永住者が配偶者を呼び寄せる案件が増加したことが要因の一つとして考えられる。

平成16年における「定住者」の新規入国者数は3万1,307人で15年と比べ527人（1.7%）増加しており、国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが2万1,707人で全体の69.3%を占めており、これにフィリピン2,893人（9.2%）、台湾、香港を含む中国が2,883人（9.2%）、ペルー 2,261人（7.2%）と続いている（図15）。

図15 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く。）

平成16年に特例上陸の許可（ワンポイント解説）を受けた者の数は208万354人であり、15年と比べ10万2,965人（5.2%）増加している。

このうち、平成16年に乗員上陸許可を受けた者の件数は194万6,324人であり、特例上陸許可件数全体の93.6%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の件数が13万3,397人（6.4%）でこれに続いている（表7）。

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成16年に寄港地上陸の許可を受けた外国人の数は13万3,397人であり、15年と比べ8,933人（6.3%）減少している。

イ 通過上陸の許可

平成16年に通過上陸の許可を受けた外国人の数は272人であり、15年と比べ、59人（27.7%）増加している。

ウ 乗員上陸の許可

平成16年に乗員上陸の許可を受けた外国人の数は194万6,324人であり、15年と比べ11万1,827人（6.1%）増加している。

エ 緊急上陸の許可

平成16年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は272人であり、15年と比べ28人（11.5%）増加している。

オ 遭難による上陸の許可

平成16年に遭難上陸の許可を受けた外国人の数は89人であり、15年と比べ16人（15.2%）減少している。

表7 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成12	13	14	15	16
総数		2,105,078	2,104,395	2,040,789	1,977,389	2,080,354
寄港地上陸		142,712	143,623	136,954	142,330	133,397
通過上陸		246	260	215	213	272
乗員上陸		1,961,644	1,959,937	1,903,190	1,834,497	1,946,324
緊急上陸		343	325	279	244	272
遭難上陸		133	250	151	105	89

ワンポイント解説

特例上陸許可

特例上陸許可には、寄港地上陸の許可（入管法第14条）、通過上陸の許可（同法第15条）、乗員上陸の許可（同法第16条）、緊急上陸の許可（同法第17条）、遭難上陸の許可（同法第18条）及び一時庇護のための上陸の許可（同法第18条の2）があるが、一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約上の難民に該当する可能性があり、一時的に上陸させるのが相当であると思料される時に与えられる許可であり、許可の性質及び外国人自身が上陸の申請をするという点で、他の特例上陸と異なっており（他の特例上陸においては、外国人が乗っている船舶の船長や飛行機の機長又はその船舶等（船舶又は航空機をいう。以下同じ。）を運航する運送業者が上陸申請を行う。）、後記第3章第3節において述べる。



シール式証印（寄港地上陸許可）

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」（ワンポイント解説）数は、平成16年では537万4,288人となっており、過去最高であった15年と比べ89万772人（19.9%）増加している。

このうち、滞在期間15日以内の出国者数は473万627人で、全体の88.0%と大部分を占め、さらに、3月以内の出国者で見ると514万9,824人で、全体の95.8%に及んでいる（表8）。

ワンポイント解説

単純出国

我が国に在留する外国人が入管法第26条による再入国の許可を受けることなく、我が国から出国することを単純出国という。

単純出国する外国人は、EDカードを提出して出国確認の申請をし、外国人登録証明書を入国審査官に返納しなければならない。

なお、外国人が再入国の許可を受けずに出国すると、その結果として、現に有している在留資格・在留期間又は特別永住者の地位は、たとえ在留期間が残っていても消滅することとなり、再度入国し在留しようとする場合には、必要に応じて新たな査証を取得し、空・海港において新規入国者として上陸申請する必要がある。

表8 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

年	平成12	13	14	15	16
滞在期間					
総数	4,082,224	4,072,441	4,514,936	4,483,516	5,374,288
15日以内	3,632,704	3,584,424	3,962,175	3,907,990	4,730,627
15日を超えて 1月以内	149,667	154,545	183,428	177,027	199,895
1月を超えて 3月以内	145,438	153,467	176,069	193,159	219,302
3月を超えて 6月以内	36,507	46,316	47,141	50,329	55,058
6月を超えて 1年以内	75,132	87,891	96,492	99,413	108,221
1年を超えて 3年以内	28,731	31,761	35,598	40,220	43,539
3年を超える	13,803	13,740	13,717	15,019	17,312
不詳	242	297	316	359	334

2 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という（注1）。入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、上陸口頭審理を行うため特別審理官に引き渡されることとなる（入管法第9条第4項）。

上陸口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に

引き渡した件数)について、平成12年から16年までの推移を見ると、13年の2万1,007件をピークに以後減少し、16年には1万6,214件となり、15年と比べて1,729件(9.6%)の減少、12年と比べて4,258件(20.8%)の減少となった。

上陸口頭審理に付される外国人の中で最も多いのは、不法就労等を目的としているにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請(入管法第7条第1項第2号不適合)が疑われる者である。この種の案件は、平成16年には1万3,177件であり、12年から16年までの推移を見ると、13年の1万7,456件をピークに以後減少傾向にある。16年は15年と比べて1,354件(9.3%)減少、12年と比べて4,084件(23.7%)減少しており、新規受理件数の総数に占める割合で見ても、12年には84.3%であったが、16年には81.3%に減少している。

次いで多くを占めるのは、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない(同法第7条第1項第1号不適合)疑いがあるもので、平成16年には2,422件であり、12年から16年までの推移を見ると、13年の3,205件をピークに以後減少している。16年は15年と比べて537件(18.1%)減少、12年と比べて320件(11.7%)減少している。新規受理件数の総数に占める割合で見ると、16年では14.9%で3年連続の減少となっている。

また、平成16年に上陸拒否事由(同法第7条第1項第4号不適合)に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された件数は15年と比べて164件(36.4%)増加して615件となっており、新規受理件数の総数に占める割合で見ると、3.8%となっている(表9)。

表9 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件 \ 年	平成12	13	14	15	16
総数	20,472	21,007	17,973	17,943	16,214
偽変造旅券・査証行使事案等 (7条1項1号不適合)	2,742	3,205	3,134	2,959	2,422
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)	17,261	17,456	14,280	14,531	13,177
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)	7	1	3	2	0
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)	462	345	556	451	615

上陸口頭審理の処理状況(注2)を見ると、上陸口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明し上陸を許可した案件は、平成16年においては5,309件である。これを12年から16年までの推移を見ると、12年の1万1,902件が最も多く、以後減少が続き、16年はこの5年間で最高であった12年と比べて6,593件(55.4%)減少している。

上陸口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は、平成13年をピークに減少していたが、16年には15年と比べ2,484件(43.7%)増加して過去5年間で最も多い8,174件となった。また、処理総数に占める退去命令数の割合を見ると、12年(30.0%)から15年(31.7%)までは約30%程度

で推移していたが、16年は50.4%と大幅に高くなった。

一方、上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、平成16年が1,231件であり、12年から16年までの推移を見ると、13年の979件を除き、いずれも1,000件を上回る水準で推移し、16年は、この5年間で最高だった15年の1,237件と比べ6件（0.5%）減少したが、処理総数に占める異議申出数の割合で見ると、15年の6.9%に比べて、この5年間で最も高い7.6%を占めている（表10）。

表10 上陸口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成12	13	14	15	16
総数		20,477	20,990	18,000	17,942	16,214
上陸許可		11,902	11,033	9,147	9,079	5,309
退去命令		6,145	7,171	5,975	5,690	8,174
異議の申出		1,135	979	1,052	1,237	1,231
上陸申請取下げ		301	280	190	231	293
その他		994	1,527	1,636	1,705	1,207

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が上陸口頭審理中に申請中のまま出国、逃亡、死亡等したため事件が終止・中止となった数である。

.....
 (注1) 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

(注2) 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数（表9）の総数と上陸口頭審理の処理状況の推移（表10）の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡されたり、口頭審理が長引いたりして、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから上陸口頭審理の処理までに年を越えることがあるからである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①上陸口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議の申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成12年から16年までの被上陸拒否者数の推移を見ると、毎年、増減を繰り返す傾向にあったが、16年は15年と比べて1,149人（11.7%）増加し、この5年間で最も多い1万955人となった。最近の傾向として、極めて精巧な偽変造旅券を行使する事案や上陸申請者が国内のブローカー等と組み、口裏を合わせる等の事案が数多く見受けられ、不正な意図をもって上陸を果たそうとする者の手口がますます巧妙化しており、外国人の入国者数が大幅に増加している中で、今後そのような事案の増加が懸念される。

被上陸拒否者数を国籍（出身地）別で見ると、一貫して韓国が最も多いが、平成12年の2,579人以後その数は減少していた。しかしながら、16年は増加に転じ、この5年間で最も多い3,309人となった。その他について見ると、16年においては、中国、中国（台湾）、タイ、インドネシア、バングラデシュが15年と比べて減少した一方で、フィリピン、トルコ、スリランカ、中国（香港）が増加した（図16、表11）。

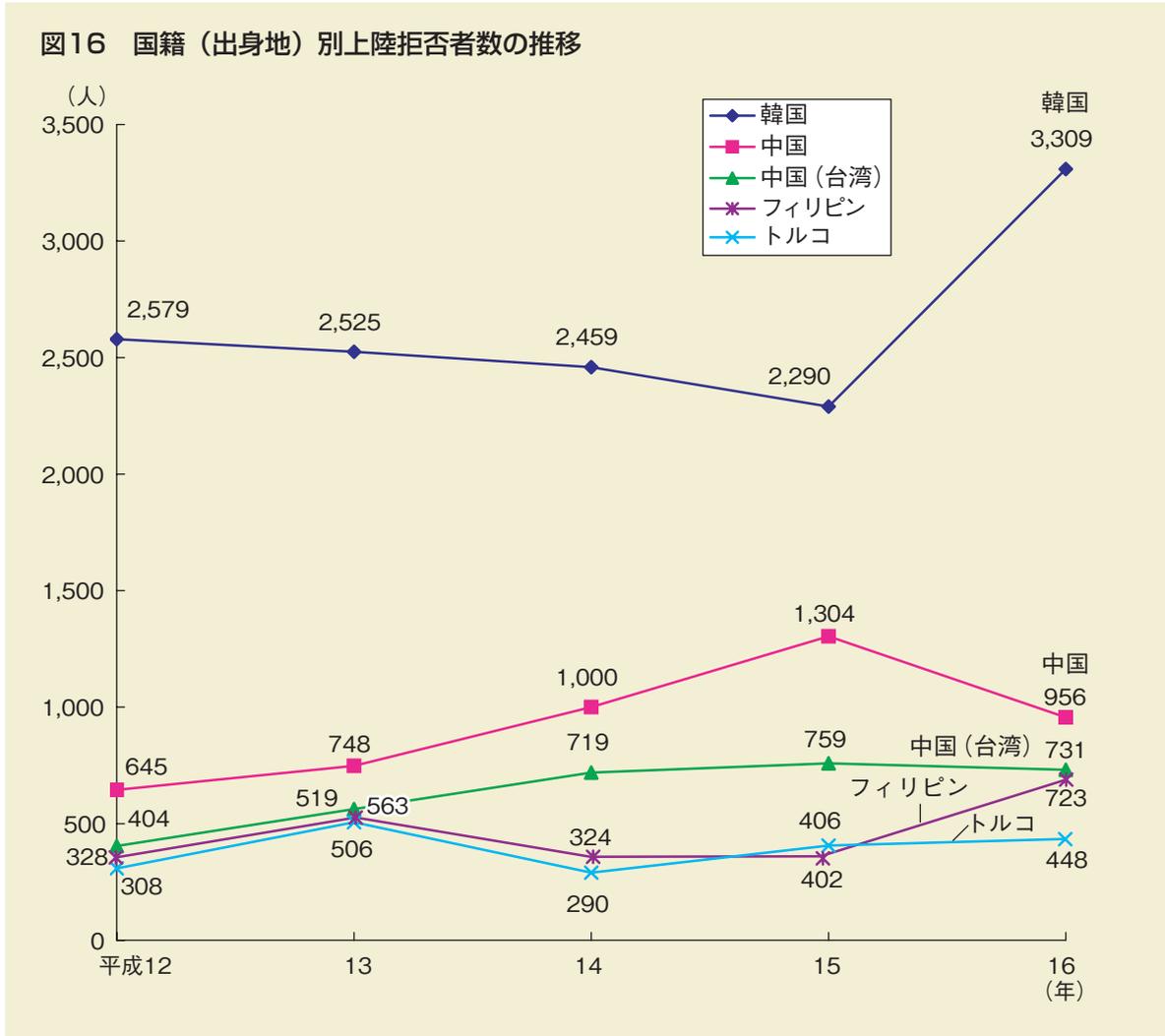


表11 国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移 (人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		8,273	10,400	9,133	9,806	10,955
韓国		2,579	2,525	2,459	2,290	3,309
中国		645	748	1,000	1,304	956
中国(台湾)		404	563	719	759	731
フィリピン		328	519	324	402	723
トルコ		308	506	290	406	448
スリランカ		97	153	113	220	363
タイ		359	587	440	346	333
インドネシア		425	744	435	572	330
中国(香港)		28	34	129	199	299
バングラデシュ		35	33	69	326	266
その他		3,065	3,988	3,155	2,982	3,197

(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条第1項）。

異議申出の結果、法務大臣が上陸を特別に許可した件数は、平成16年が1,021件であり、12年から16年までの推移を見ると異議申出件数に比例して増減しており、16年は15年と比べて83件（7.5%）減少した（表12）。

表12 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年				
		平成12	13	14	15	16
異議申出（注）		1,141	989	1,086	1,239	1,232
裁決結果	理由あり	—	—	8	1	1
	理由なし（退去）	66	113	109	133	197
	上陸特別許可	1,056	836	963	1,104	1,021
取下げ		9	6	4	—	13
未済		10	34	2	1	—

（注）異議申出件数には前年未済の件数を含む。

3 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。

平成12年から16年までの査証事前協議の処理件数を見ると、偽装婚事案の多発により協議が急増した14年を除けば、12年の4,096件以後全体として増加傾向にあり、16年は5,637件で、15年と比べて317件（6.0%）増加した。

国際的な経済活動及び文化交流の進展による我が国と諸外国との人の往来は今後も活発化するものと考えられるほか、過去に我が国への上陸を拒否され、又は退去強制された外国人が再度入国しようとするケース（いわゆるリピーター）も増加しているものと考えられ、また、近年では、精巧な偽変造文書等を提出する悪質な査証申請が増加傾向にあることなどから、そのような悪用ケースを防止するためにも、我が国の国内側からチェックする査証協議は有用なものであり、今後も外務大臣から法務大臣への協議が増加することが見込まれる（表13）。

表13 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分	年	平成12	13	14	15	16
査証事前協議		4,096	5,168	8,255	5,320	5,637
在留資格認定証明書交付申請		280,015	321,590	332,984	361,636	386,129

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成2年施行の改正入管法により導入されたもので、外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けられることができるというものである。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成16年は38万6,129件で、その数は12年以降毎年増加しており、16年は15年と比べ2万4,493件（6.8%）増、12年と比べ10万6,114件（37.9%）増となっている。

なお、査証事前審査と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めており、このことから、平成2年から実施されている在留資格認定証明書制度が定着していることがうかがわれる（表13）。

別記第六号の四様式（第六条の二関係）

在留資格認定証明書
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Japanese Government

番号 No. _____

氏名 Name	性別 男 女 Sex M F	写真 photo 4cm×3cm
Family Name Given Name		
国籍 Nationality	生年月日 Date of Birth	年 月 日
日本での職業及び勤務(通学)先等 Profession or Occupation/Organization to be employed or to study in Japan		

見本

上記の者は、次の在留資格に関して出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号に掲げる上陸のための条件に適合していることを証明します。
Under the following status, it is hereby certified that the above-mentioned person meets requirement for the landing provided in Article 7, Paragraph 1, Item 2 of the Immigration Control and Refugee-Recognition Act.

在留資格 Status ()

年 月 日
Date

入国管理局長
Director General of Regional Immigration Bureau

(注意) Notice

- 本証明書は、上陸の許可そのものではなく、本証明書を所持していても、在外公館において査証を取得していなければ上陸を許可されません。
This certificate is not an entry permit. Even if you have this certificate, you are not admitted into Japan unless you get an entry visa at a Japanese Embassy or Consulate abroad.
- 本証明書は、上記の年月日から3月以内に査証と共に入国審査官に提出して上陸の申請を行わないときは、効力を失います。
This certificate should be submitted to an Immigration Inspector with an entry visa for the landing permission at the port of entry, and shall cease to be valid if the application for landing permission is not filed within 3 months from the date of issue.
- 本証明書は、上陸の許可を保証するものではなく、他の上陸のための条件に適合しない場合又は事情の変更があった場合は上陸を許可されないことがあります。
This certificate does not guarantee the entry of the person concerned. In case that an applicant does not fulfill other requirements for landing or the relevant circumstances are found to be changed, the landing permission would be denied.

在留資格認定証明書

第2節 — 外国人の在留の状況

1 外国人登録者数

我が国における外国人（ワンポイント解説）の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

ただし、通常の入国者の場合、外国人登録法（以下「外登法」という。）に基づき、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録を行うことが義務付けられている（外登法第3条）ため、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成16年末現在3.7%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況としては、言わば、我が国において勉学、就労、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く。）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定（ワンポイント解説）等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国に留まり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加してきており、今後もこの傾向は継続すると考えられる。平成16年末現在の外国人登録者数は、197万3,747人で過去最高を記録し、15年末と比べ5万8,717人（3.1%）、12年末に比べ28万7,303人（17.0%）の増加となっている。

また、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合も年々高くなっており、平成16年末現在におけるその割合は、我が国の総人口1億2,768万7,000人（総務省統計局「平成16年10月1日現在推計人口」）の1.55%に当たり、15年末の1.50%と比べ0.05%高くなっており、過去最高を示している（図17）。

ワンポイント解説

法による外国人の定義の違い

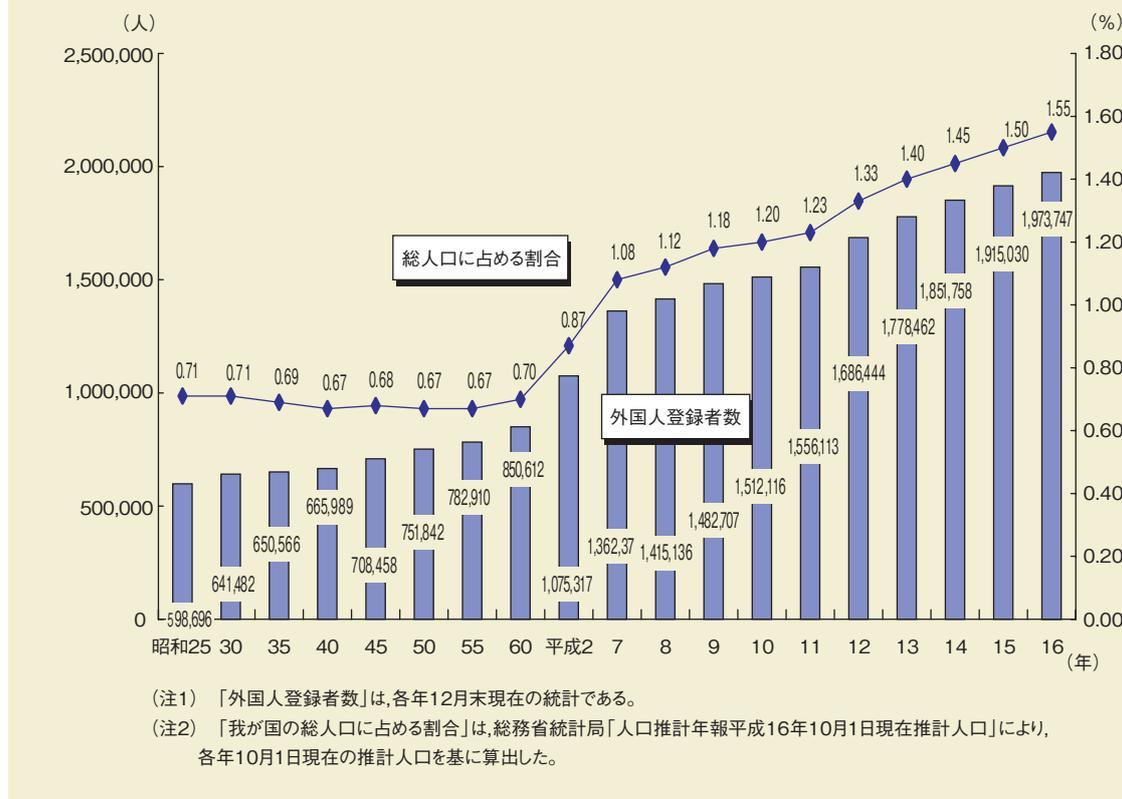
入管法は、外国人とは「日本の国籍を有しない者」（同法第2条2号）と定義しているが、外登法は、「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と定義している。

ワンポイント解説

日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の略称である。この協定は、我が国における合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族の法的地位等について規定しており、我が国への入国手続や外国人登録等に関する特則などが定められている（同協定第9条）。

図17 外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移



(2) 地域別

平成16年末現在の外国人登録者数について地域別にみると、アジアが146万4,360人と全体の74.2%を占め、以下、南米35万8,211人(18.1%)、北米6万4,471人(3.3%)、ヨーロッパ5万8,429人(3.0%)、オセアニア1万6,131人(0.8%)、アフリカ1万319人(0.5%)の順となり、アジアと南米の出身者で外国人登録者総数の92.3%を占めている(図18)。

アジア出身の外国人登録者数を見てみると、後述するとおり、韓国・朝鮮が漸減傾向にある反面、中国の増加が際立っており、平成15年末と比べ4万1,381人(2.9%)増、12年末と比べ21万9,731人(17.7%)増となっている。

次に増加率の高い地域は南米で、平成15年末と比べ1万4,576人(4.2%)の増加となっている。

なお、外国人登録者数は、すべての地域で増加している。

(3) 国籍(出身地)別

平成16年末現在における外国人登録者数について国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が60万7,419人で全体の30.8%を占め、以下、中国48万7,570人(24.7%)、ブラジル28万6,557人(14.5%)、フィリピン19万9,394人(10.1%)、ペルー5万5,750人(2.8%)と続いている。

年別の推移を見ると、韓国・朝鮮は年々減少し、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーは

引き続き増加しており、特に中国は、平成12年の33万5,575人と比べ15万1,995人（45.3%）増、フィリピンは最近増加基調にある興行目的入国者が外国人登録を行っているために、12年の14万4,871人と比べ5万4,523人（37.6%）増とそれぞれ大幅な増加となっている。その他の傾向としては、米国は、15年末にはいったん減少したものの、16年末では増加に転じ、4万8,844人となっている（図19、表14）。

なお、外国人登録者数の国籍（出身地）別順位は、平成12年末から16年末までの間上位5位か国の順位に変化はない。

図18 地域別外国人登録者数の推移

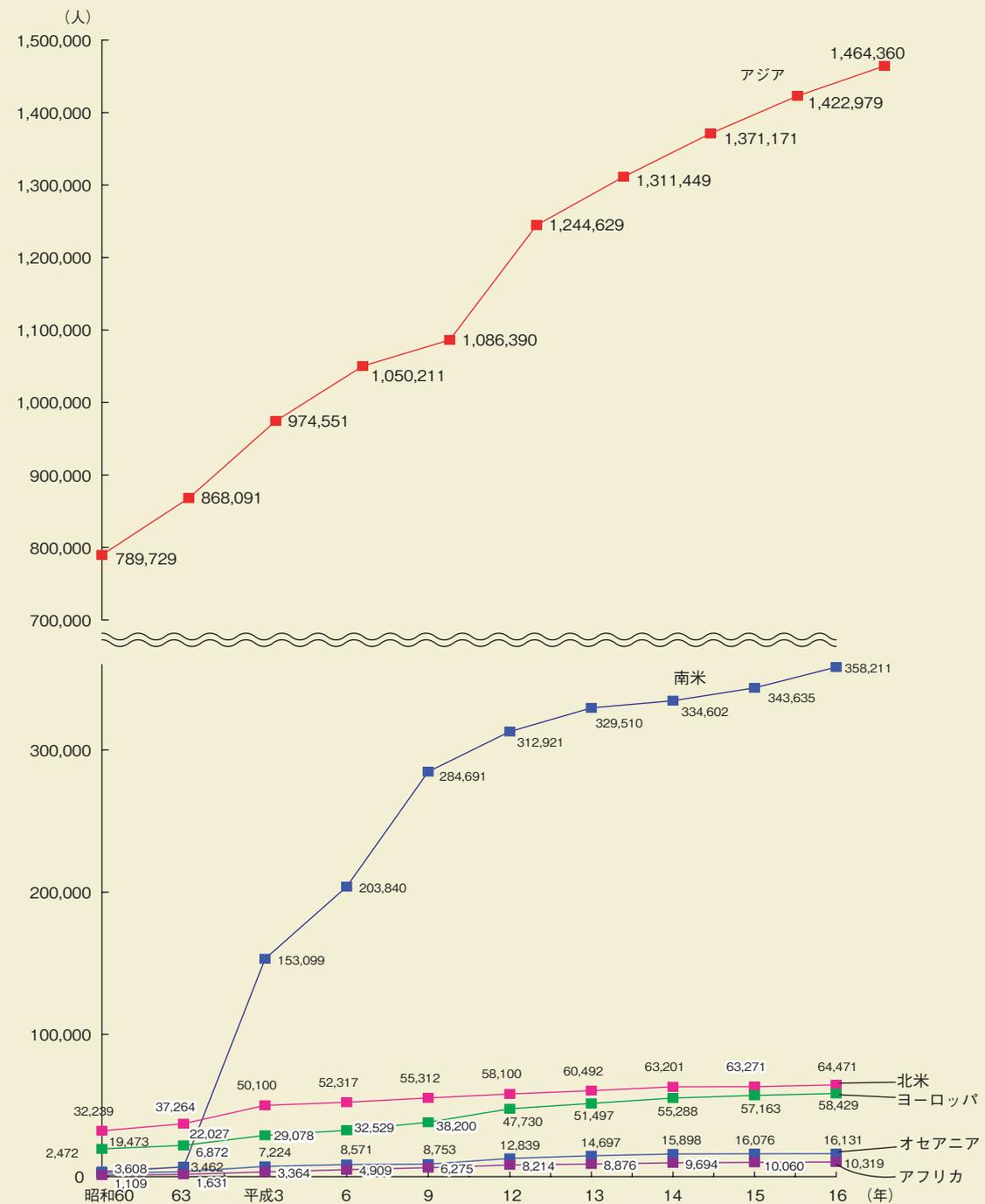


図19 主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

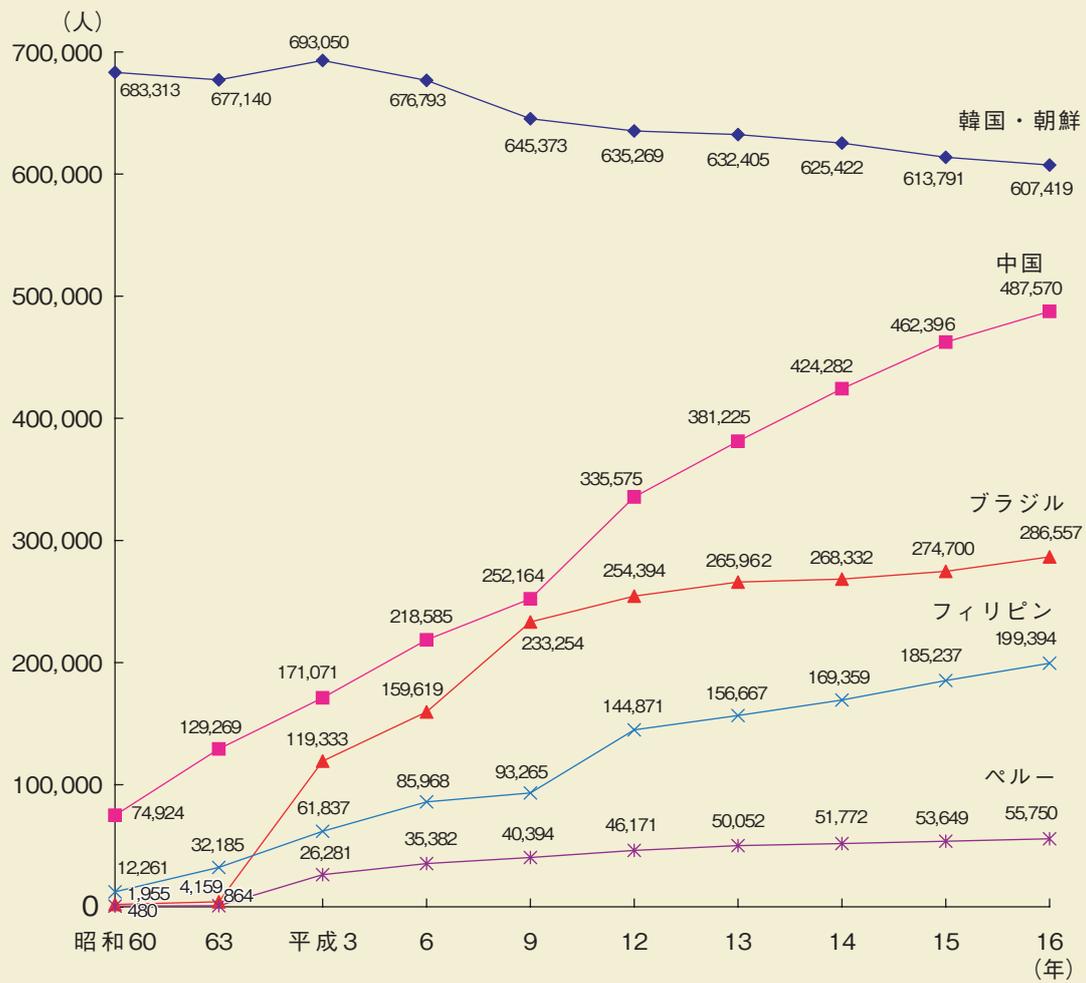


表14 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

(人)

国籍 (出身地)	年										
	昭和60	63	平成3	6	9	12	13	14	15	16	
総数	850,612	941,005	1,218,891	1,354,011	1,482,707	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	
韓国・朝鮮	683,313	677,140	693,050	676,793	645,373	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	
中国	74,924	129,269	171,071	218,585	252,164	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	
ブラジル	1,955	4,159	119,333	159,619	233,254	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	
フィリピン	12,261	32,185	61,837	85,968	93,265	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	
ペルー	480	864	26,281	35,382	40,394	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	
米国	29,044	32,766	42,498	43,320	43,690	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	
タイ	2,642	5,277	8,912	13,997	20,669	29,289	31,685	33,736	34,825	36,347	
ベトナム	4,126	4,763	6,410	8,229	11,897	16,908	19,140	21,050	23,853	26,018	
インドネシア	1,704	2,379	4,574	6,282	11,936	19,346	20,831	21,671	22,862	23,890	
英国	6,792	8,523	11,794	12,453	14,438	16,525	17,527	18,508	18,230	18,082	
その他	33,371	43,680	73,131	93,383	115,627	143,240	156,724	169,656	177,651	183,876	

(4) 目的（在留資格）別

ア 永住者・特別永住者（資料編2統計（1）24，28）

平成16年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、いわゆる在日韓国・朝鮮人を中心とする「特別永住者」（ワンポイント解説）で、15年末と比べ1万333人（2.2%）減の46万5,619人であり、全体の23.6%を占めている（表15）。

表15 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成12	13	14	15	16
総数		1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747
教授		6,744	7,196	7,751	8,037	8,153
芸術		363	381	397	386	401
宗教		4,976	4,948	4,858	4,732	4,699
報道		349	348	351	294	292
投資・経営		5,694	5,906	5,956	6,135	6,396
法律・会計業務		95	99	111	122	125
医療		95	95	114	110	117
研究		2,934	3,141	3,369	2,770	2,548
教育		8,375	9,068	9,715	9,390	9,393
技術		16,531	19,439	20,717	20,807	23,210
人文知識・国際業務		34,739	40,861	44,496	44,943	47,682
企業内転勤		8,657	9,913	10,923	10,605	10,993
興行		53,847	55,461	58,359	64,642	64,742
技能		11,349	11,927	12,522	12,583	13,373
文化活動		3,397	2,954	2,812	2,615	3,093
短期滞在		68,045	69,741	72,399	74,301	72,446
留学		76,980	93,614	110,415	125,597	129,873
就学		37,781	41,766	47,198	50,473	43,208
研修		36,199	38,169	39,067	44,464	54,317
家族滞在		72,878	78,847	83,075	81,535	81,919
特定活動		30,496	38,990	47,706	55,048	63,310
永住者		145,336	184,071	223,875	267,011	312,964
日本人の配偶者等		279,625	280,436	271,719	262,778	257,292
永住者の配偶者等		6,685	7,047	7,576	8,519	9,417
定住者		237,607	244,460	243,451	245,147	250,734
特別永住者		512,269	500,782	489,900	475,952	465,619
未取得者		11,467	13,488	15,379	16,628	18,236
一時庇護		32	32	32	30	31
その他		12,899	15,282	17,515	19,376	19,164

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という(以下同じ)。

これを平成12年末から16年末までの推移を見ると「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、12年末には30.4%であったものが、13年末には初めて30%を割っている。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和30年代までは90%近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により相対的な低下傾向に拍車をかけることとなり、前記のとおり、16年末には特別永住者の割合は25%を下回るまでに至っており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。今後もいわゆる在日三世・四世などの国籍選択をめぐる動向次第で、特別永住者の総数はさらに下降する可能性も考えられる。

他方、平成16年末現在の「永住者」の外国人登録者数は、15年末と比べ4万5,953人(17.2%)増の31万2,964人で初めて30万人を突破し、全外国人登録者数に占める割合は15.9%となっている。これを12年末から16年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、16年末には、12年の14万5,336人と比べ16万7,628人(115.3%)増加し、全外国人登録者数に占める割合も、12年末には8.6%であったものが、13年末には初めて10%を超えている。

また、「永住者」を国籍（出身地）別で見ると、平成16年末では、中国が9万6,647人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。また、中国、ブラジル、フィリピン及びペルーは、16年末は12年末と比べそれぞれ約2.0倍、5.8倍、2.3倍、2.7倍と急増している（資料編2統計（1）24）。これは、後記2（6）のとおり、10年2月に行った永住許可の取扱いの見直しの影響が大きいと考えられる。

イ 就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）3-2～16-2）

平成16年末現在の就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は15年と比べ6,568人(3.5%)増の19万2,124人で、全体の9.7%であった。これを12年末から16年末までの推移を見ると、登録者数は一貫して増加しており、12年には15万人を超え、16年末現在は12年末と比べ3万7,376人(24.2%)増加している（図20）。

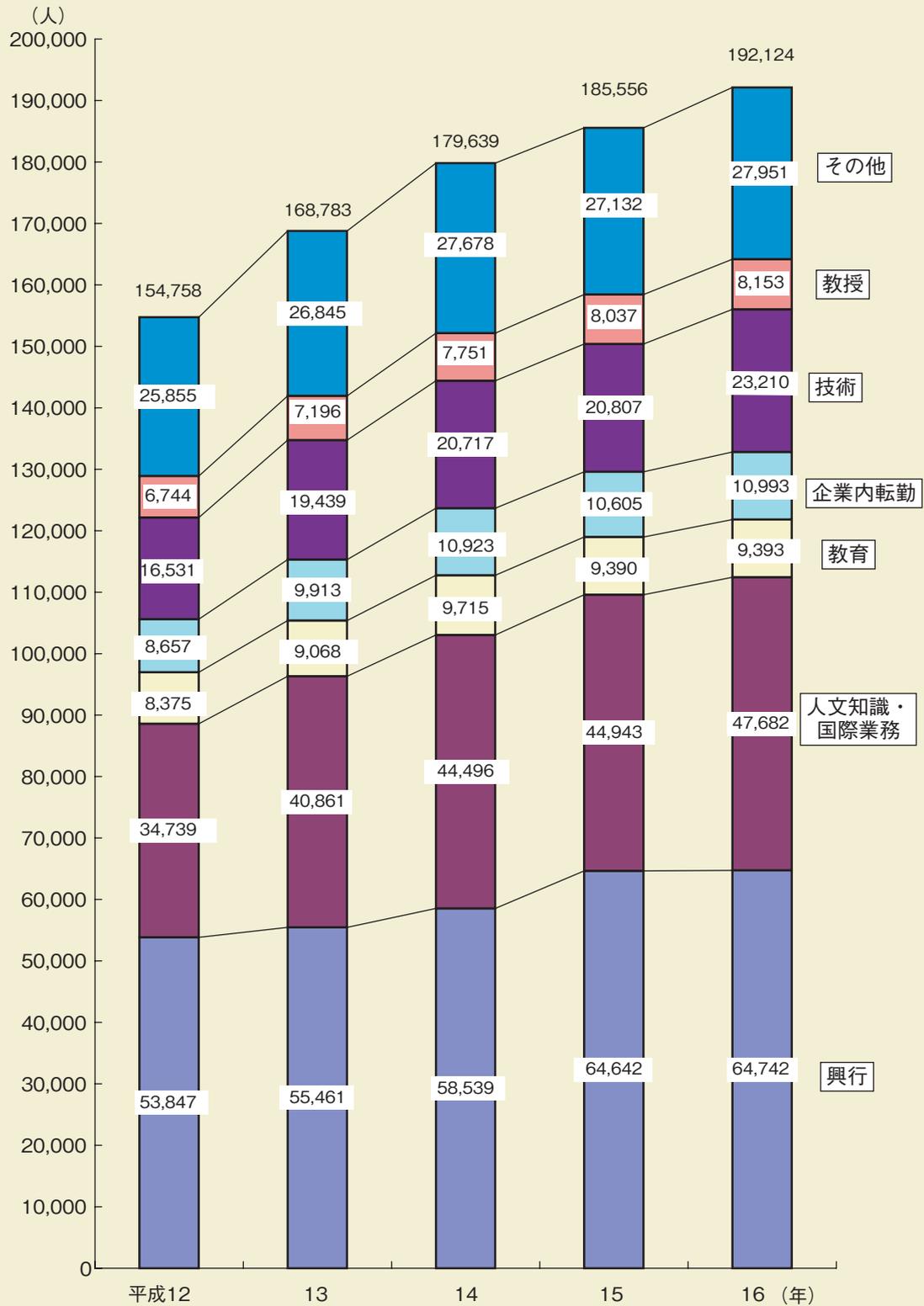
ワンポイント解説

永住者と特別永住者

「永住者」とは、日本に永住できる在留資格であり、入管法第22条又は第22条の2に定める手続により法務大臣から永住の許可を受けなければならない。

これに対し、「特別永住者」とは、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱した者で終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫が、日本に永住できる法的な地位であり（入管特例法第2条）、「永住者」の在留資格には含まれない。入管法上は、「本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留するものとする」（第2条の2第1項）の「他の法律に特別の規定がある場合」に該当する。

図20 就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移



また、個々の在留資格別で見ると、「宗教」、「報道」及び「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、「研究」については、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置（第2部第4章第3節2参照）に該当する場合には、「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが減少要因の一つとなっている。また、12年末から一

貫して増加しているのは、「興行」、「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」、「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」となっている。特に、「興行」の在留資格は、12年末に5万3,847人であったのが、16年末現在では6万4,742人と1.2倍を超える伸びを示しているが、15年末と比べると微増となっている。

「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格をもって我が国に在留しているいわゆる外国人社員の外国人登録者数は、平成16年末現在、「技術」2万3,210人、「人文知識・国際業務」4万7,682人、「企業内転勤」1万993人であり、12年末と比べ、それぞれ6,679人(40.4%)、1万2,943人(37.3%)、2,336人(27.0%)の増加を示している。

平成16年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ12.1%、24.8%、5.7%となっており、いわゆる外国人社員が、就労を目的とする在留外国人の40%強を占めている。

ウ 留学生・就学生（資料編2統計（1）19-2、20-2）

留学生の外国人登録者数は、平成14年末に初めて10万人を突破し、その後も増加を続け、16年末現在における留学生の外国人登録者数は、15年末と比べて4,276人(3.4%)増加して12万9,873人となっており、過去最高を記録した。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が9万746人で全体の69.9%を占めており、これに韓国・朝鮮が1万6,444人(12.7%)で続いている。

また、平成12年末から16年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、16年末現在では12年末の1.7倍になっている。

一方、近年増加が続いていた就学生の外国人登録者数は、平成16年末現在では減少に転じ、4万3,208人となり、15年末と比べ7,265人(14.4%)の減少となった。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が2万9,430人で全体の68.1%を占め、これに韓国・朝鮮が7,286人(16.9%)で続いている。

増加していた就学生が平成16年に減少に転じた要因としては、15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力の有無等許可要件に適合するか否かの審査を実施した結果、これらの許可要件に適合しないと判断された者が相当数に上ったこと等が要因と考えられ、比較的在留期間の短い就学生の外国人登録者数について、その結果が顕著に出たものと考えられる。しかし、16年末の数値は、12年末に比べ、14.4%多い状況にある。

エ 研修生（資料編2統計（1）21-2）

平成16年末現在における研修の外国人登録者数は、5万4,317人で、15年と比べ9,853人(22.2%)増加して初めて5万人を突破し、過去最高を記録した。これを国籍(出身地)別に見ると、中国が4万136人で全体の73.9%を占めており、次いでインドネシアが4,189

人（7.7%）、ベトナムが3,491人（6.4%）の順となっている。

さらに、平成12年末から16年末までの推移を見ると一貫して増加しており、16年末現在では12年末の1.5倍になっている。国籍（出身地）別では、中国、ベトナムがそれぞれ1.8倍、1.5倍となっている。

オ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）25-2～27-2）

平成16年末現在における「日本人の配偶者等」の外国人登録者数は25万7,292人、「永住者の配偶者等」は9,417人となっている。これを12年末から16年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は13年末までは増加を示していたが、14年末以降減少に転じ、16年末現在では15年末と比べ5,486人（2.1%）減少している。国籍別で見ると、16年末現在では、ブラジルが8万2,173人で、次いで中国、フィリピン、韓国・朝鮮、タイの順となっており、15年末と比べいずれも減少しており、これが「日本人の配偶者等」全体の16年末現在における外国人登録者数の減少に大きく影響している。

一方、「永住者の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数について平成12年末から16年末までの推移を見ると、「永住者」の増加に伴い、その数は年々増加を続けている。

平成16年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は25万734人で外国人登録者全体の12.7%を占めており、これを12年末から16年末までの推移を見ると、14年末にはいったん減少したものの、15年は増加し、16年末現在では15年末と比べ5,587人（2.3%）増加した。国籍（出身地）別に見ると、16年末には、ブラジルが14万4,407人（57.6%）を占めており、これに中国3万2,130人（12.8%）、フィリピン2万3,756人（9.5%）が続いている。また、12年末から16年末までの推移を見ると、フィリピンは大幅に増加し、16年末現在では12年末の1.8倍となっているが、中国及び韓国・朝鮮は年々減少している。

2 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などがあり、これらの許否の判断を行うのが在留審査である。

平成16年における在留審査業務関係諸申請の許可総数は前年と比べて5万508件（4.4%）増加して、118万9,261件となった。12年から16年までの推移を見ると、13年にいったん減少したが、その後は増加している。13年に減少した要因として、在留期間を伸長する改正省令が平成11年10月1日に施行されたこと及び再入国許可期間を1年から3年に伸長する改正入管法が平成12年2月に施行されたことなどによるものと考えられる（表16）。

表16 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成12	13	14	15	16
総数		1,177,283	981,657	1,001,051	1,138,753	1,189,261
資格外活動		59,435	65,535	83,340	98,006	106,406
在留資格変更		59,543	69,490	78,402	89,593	100,377
在留期間更新		441,160	336,254	354,169	415,021	410,091
永住		30,475	41,889	42,085	46,171	48,263
特別永住		176	185	138	106	126
在留資格取得		7,666	7,529	6,815	6,530	6,921
再入国		578,828	460,775	436,102	483,326	517,077

(注1)「永住」は、入管法第22条による永住許可件数である。

(注2)「在留資格取得」は、入管法第22条の2による永住許可を含む。

(注3)「特別永住」は、入管特例法第5条に基づく特別永住許可数を示したものである。



在留審査風景

(1) 在留期間更新の許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成16年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は41万91人であり、15年と比べ4,930件（1.2%）の微減となっているが、13年（33万6,254人）、14年（35万4,169人）よりは増加している。

こうした現象の要因の一つとして考えられるのが平成11年10月1日に施行された在留期間の見直しに係る省令改正及び同改正の趣旨に基づき、付与する在留期間は極力長期のものとするという取扱いにより、以後多くの外国人に対して付与する在留期間が伸長され、その結果13、14年の申請が減少し、伸長された在留期間を許可された外国人の在留期間が満了する時期が15年に重なったため、同年には在留期間更新の許可が急増し、16年は、その影響から15年と比べて減少したものと考えられる。しかし、我が国に在留する外国人の数は増加を続けており、その減少幅も小さなものとなったと考えられる。



シール式証印（在留期間更新許可）

(2) 在留資格変更の許可（同法第20条）

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成16年に在留資格変更許可を受けた外国人は10万377人で、12年から一貫して増加しており、16年は15年と比べて1万784人（12％）の増加、12年と比べて4万834人（68.6％）の増加となっている。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。



シール式証印（在留資格変更許可）

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」又は「就学」により在留しているが、これらの中には、勉強終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成16年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は5,264人で、12年以降一時的な減少はあったものの全体としては増加傾向にあり、15年と比べて1,486人（39.3％）増加、12年と比べて2,575人（95.8％）増加となっており、統計を取り始めた昭和63年以降では最高となっている。

国籍（出身地）別では、中国が3,445人と全体の65.4％を占め、次いで韓国が811人（15.4％）、中国（台湾）が179人（3.4％）の順となっている（表17）。

表17 国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

（件）

国籍 (出身地)	年	平成12	13	14	15	16	
	数						
総	数	2,689	3,581	3,209	3,778	5,264	
中	国	1,630	2,154	1,933	2,258	3,445	
韓	国	510	720	581	721	811	
中	国（台湾）	106	135	127	139	179	
バ	ン	グ	ラ	デ	シ	ユ	
		38	47	30	66	84	
タ	イ	32	29	42	53	60	
イ	ン	ド	ネ	シ	ア		
		30	39	47	40	59	
米	国	33	23	33	34	40	
マ	レ	ー	シ	ア			
		46	61	43	31	59	
ス	リ	ラ	ン	カ			
		7	28	21	31	25	
英	国	16	20	17	27	12	
そ	の	他	241	325	335	378	490

また、在留資格別では、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が3,417人（64.9%）で最も多く、平成15年と比べて1,039人（43.7%）、12年と比べて1,785人（109.4%）それぞれ増加し、大学等で養った人文科学系の専門知識や外国特有の感性等をいかした業務に従事する外国人が増えている。また、16年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は1,233人（23.4%）となっている。こうした現象は、「技術」等の在留資格による新規入国者数に関わらず我が国で活躍する専門的、技術的分野の外国人労働者数の増加につながるものである（表18）。

表18 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成12	13	14	15	16
総	数	2,689	3,581	3,209	3,778	5,264
人文知識・国際業務		1,632	2,118	1,949	2,378	3,417
技	術	667	1,008	727	849	1,233
教	授	234	228	346	371	388
研	究	91	118	97	90	114
投	資・経	26	44	39	38	53
教	育	8	15	13	10	23
宗	教	12	6	—	6	12
医	療	8	19	16	14	10
芸	術	5	10	8	6	5
技	能	3	7	11	5	5
興	行	1	—	—	—	—
そ	の	2	8	3	11	4

イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、雇用関係の下で技術等をより実践的に修得することを可能とし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成5年に創設され、研修から技能実習へ移行する際には、在留資格「特定活動」への在留資格変更許可が必要とされている。

技能実習制度の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、研修生送り出し国のニーズにも合致する技術等が対象となる。具体的には、平成17年4月1日現在で、国家試験である技能検定基礎1級及び基礎2級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等51職種及び、国家試験ではないが、(財)国際研修協力機構（後記第2部第10章第4節参照）が認定した公的な評価システムが整備されている建設機械施工、紡績運転等11職種の合計62職種となっている（表19）。

表19 技能実習移行対象職種（62職種114作業）

平成17年4月1日現在

1 農業関係（2職種5作業）

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業 *	養鶏
	養豚
	酪農

2 漁業関係（1職種7作業）

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業

3 建設関係（21職種31作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業鉄
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業溶
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締め締め作業

（参考）ほかに建設に関係するものとして、別掲の塗装職種に「建築塗装作業」と「鋼橋塗装作業」の2作業がある。

4 食品製造関係（6職種11作業）

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
加熱性水産加工食品製造業 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
食鳥処理加工業 *	食鳥処理加工作業

注）*の職種は、JITCO 認定職種

5 繊維・衣服関係（9職種16作業）

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合撚糸工程作業
織布運転 *	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係（15職種28作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	銅合金鑄物鑄造作業
	軽合金鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	普通旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
プリント配線板製造	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業

7 その他（8職種16作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	書籍製本作業
	雑誌製本作業
	商業印刷物製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業 インフレーション成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業

制度発足当初、研修から技能実習への移行者数に伸び悩みが見られたものの、技能実習へ移行できる対象職種の拡大、積極的な広報活動等により、その数は、平成10年には1万人を超え、15年には2万人を超えるなど一貫して増加しており、16年においては2万6,488人に達している。12年から16年までの推移を見ると、年々着実に増加し、16年は15年と比べて5,666人（27.2%）、12年と比べて1万4,093人（113.7%）それぞれ増加している。その結果、5年に技能実習制度が創設されてから16年末までの技能実習への移行者数の累計は13万3,421人となり、本制度が着実に定着してきていることがうかがえる。

平成16年に技能実習への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍（出身地）別内訳を見ると、中国2万922人、インドネシア2,474人、ベトナム2,070人、フィリピン819人、タイ112人の順となっており、職種別では、衣服製造、溶接、プラスチック成形が多くなっている（表20、21）。

表20 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成12	13	14	15	16	総数
総数		12,395	16,113	19,225	20,822	26,488	95,043
中国		8,633	11,114	14,388	16,620	20,922	71,677
インドネシア		2,227	2,854	2,359	2,060	2,474	11,974
フィリピン		278	470	518	653	819	2,738
ベトナム		1,165	1,462	1,694	1,343	2,070	7,734
タイ		32	112	150	110	112	516
その他		60	101	116	36	91	404

表21 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成12	13	14	15	16	総数
総数		12,395	16,113	19,225	20,822	26,488	95,043
婦人子供服製造		5,252	5,761	7,767	8,076	9,194	36,050
型枠施工		606	465	412	437	373	2,293
紳士服製造		612	826	760	514	527	3,239
溶接		387	589	724	1,148	1,254	4,102
鉄筋施工		251	339	289	248	376	1,503
機械加工		474	706	690	622	873	3,365
金属プレス		288	505	418	499	942	2,652
配管		64	61	42	45	27	239
塗装		217	317	285	393	562	1,774
家具製作		155	170	177	111	147	760
鋳造		419	496	430	386	561	2,292
とび		189	226	224	225	240	1,104
プラスチック成形		432	677	789	907	1,691	4,496
建築大工		96	76	116	80	118	486
建設機械施工		35	24	33	32	49	173
その他		2,918	4,875	6,069	7,099	9,554	30,515

(3) 在留資格取得の許可（同法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成12年から15年までは減少していたが、16年に在留資格取得の許可を受けた外国人は6,921人で、15年の6,530人と比べて391人（6.0%）の増加となった（表16）。



シール式証印
（在留資格取得許可）

(4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入学しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる制度である。

平成16年に再入国許可を受けた外国人は51万7,077人であり、15年と比べると3万3,751人（7.0%）増加している。また、12年から16年までの傾向で見ると、13年には前年比11万8,053人（20.4%）減、14年には前年比2万4,673人（5.4%）減とそれぞれ大幅に許可件数が減少したが、その後増加に転じている（表16）。このような現象の要因としては、12年2月18日に施行された改正入管法により、再入国許可の有効期間が1年から最長3年に延長されたことによるものであると考えられるほか、我が国に長期に在留する外国人の増加に伴い、再入国許可を受けようとする外国人が増加傾向にあることによると考えられる。



シール式証印
（再入国許可）

(5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生、就学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成16年に資格外活動許可を受けた外国人は10万6,406人で、12年以降一貫して増加しており、16年は12年と比べて4万6,971人（79.0%）の増加となっている（表16）。これは、留学生等の新規入国者の増加に比例して資格外活動も年々増加していること、また、12年4月から留学生等の家族についても資格外活動許可の弾力的な運用を開始したことが要因になっていると考えられるほか、15年1月24日に閣議決定された「構造改革特別区域基本方針」に

に基づき、「家族滞在」を許可されて在留する者の資格外の活動を包括的に許可する措置を全国で講じたことも、その要因の一つと考えられる。

(6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可については、規制緩和及び事務の簡素・合理化を図る観点から、平成10年2月、運用の基準を見直すこととし、また、併せてこれまでの取扱いを更に明確化した。この見直し以前は、法定要件に加え、原則として20年の在日歴があることを必要とする運用がなされていたが、もともと、在日歴は、法定要件である「日本国の利益に合する」ことを判断する際の要素の一つであることから、法定要件の審査に当たっての解釈を明確にするとともに、身分関係に対応した在日歴を見直し、日本人の配偶者である等の特別な事情を有する者に対する取扱いについても更に弾力的に取り扱うこととした。

また、我が国に貢献があると認められる外国人に対する永住許可要件を明確化するため、平成17年3月にガイドラインを策定してホームページ上に公表した（後記第2部第4章第3節3参照）ほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新していくこととしている。

平成12年に永住許可を受けた外国人は3万475人であったが、新規入国外国人の増加と在留の長期化・定着化、永住許可の取扱いの見直し等により、13年4万1,889人、14年4万2,085人、15年4万6,171人と年々着実に増加しており、16年には過去最高の4万8,263人になっている（表22）。

別記第二十九号様式（第十九条関係）

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Japanese Government

資格外活動許可書
PERMIT TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED BY THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED

許可番号 号

1 国籍 Nationality _____ 2 氏名 Name _____
3 性別 男・女 Sex Male/Female 4 生年月日 Date of Birth _____年 _____月 _____日
5 日本における居住地 Address in Japan _____
6 旅券(番号) Passport Number _____
7 上陸(在留)許可年月日 Date of Entry (Residence) Permit _____年 _____月 _____日
8 現に有する在留資格 在留期間 在留期間満了日 Status of Residence Period of Stay Date of Expiration _____年 _____月 _____日
9 外国人登録証明書番号 Alien Registration Certificate No. _____
10 現在の在留活動の内容(受入れ機関がある場合にはその名称) Present Activity _____
11 新たに許可された活動の内容 Other activity to be engaged in _____
12 許可の期限 Valid Until _____年 _____月 _____日 まで
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動に従事することを許可します。
ただし、上記の活動を行う際は、本許可書を携帯しなければなりません。
Under the provisions of Article 19, Paragraph 2, of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, permission to engage in activity other than that permitted by the status of residence previously granted is hereby given as prescribed above.
Carry this permit when engaging in the activity prescribed above.

年 月 日
日本国法務大臣
Minister of Justice, Japanese Government
(出入-19)

資格外活動許可



シール式証印（永住許可）

表22 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

(件)

国籍 (出身地)	年	平成12	13	14	15	16
総数		30,745	41,889	42,085	46,171	48,263
中国		10,593	11,974	12,348	13,987	14,855
ブラジル		3,762	10,116	11,672	10,894	10,789
フィリピン		5,467	6,408	5,923	6,972	7,563
韓国・朝鮮		3,454	3,620	3,147	3,345	3,671
ペルー		2,323	3,893	2,980	3,381	3,275
その他		5,146	5,878	6,015	7,592	8,110

第3節 — 日本人の出帰国の状況

1 出国者

(1) 総数

平成16年の日本人出国者総数は1,683万1,112人で、15年と比べ353万4,782人(26.6%)増加し、過去最高だった12年に次ぐ数となっている。15年は、米国等によるイラクに対する武力行使に伴うテロへの懸念や、SARSの影響等により観光目的による国外への出国者が激減したものの、これらの影響が沈静化したことや、旅行を日常生活の一環として好む傾向にある日本国民の海外渡航熱が再び高まったものと考えられ、今後とも高い水準で推移するものと予想されている(図21, 表23)。

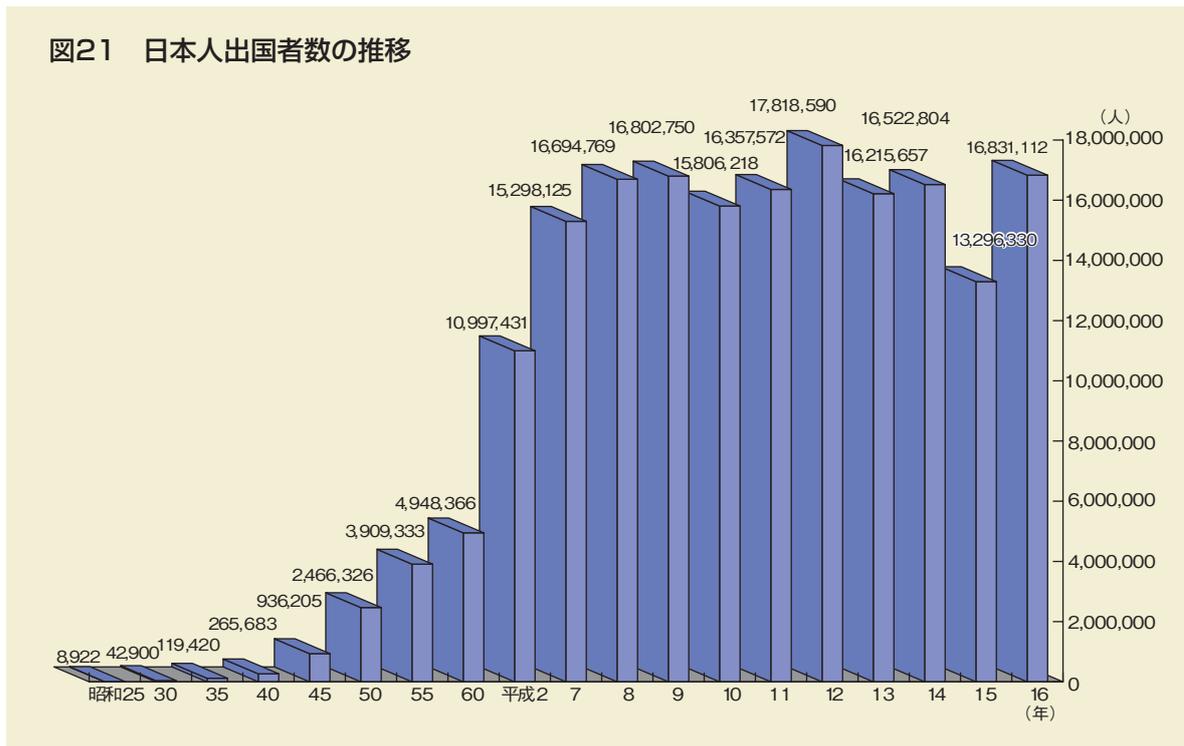


表23 日本人出国者数の月別推移

(人)

	年	平成12	13	対前年同 月(期) 比(%)	14	対前年同 月(期) 比(%)	15	対前年同 月(期) 比(%)	16	対前年同 月(期) 比(%)
		上半期	1月	1,228,599	1,361,711	10.8	1,125,330	-17.4	1,262,094	12.2
	2月	1,414,251	1,501,532	6.2	1,193,791	-20.5	1,318,859	10.5	1,256,253	-4.7
	3月	1,573,517	1,612,008	2.4	1,434,275	-11.0	1,256,784	-12.4	1,312,696	4.4
	4月	1,305,417	1,370,049	5.0	1,240,563	-9.5	719,127	-42.0	1,208,082	68.0
	5月	1,369,655	1,366,727	-0.2	1,279,403	-6.4	567,832	-55.6	1,269,328	123.5
	6月	1,421,924	1,460,542	2.7	1,244,200	-14.8	662,259	-46.8	1,350,207	103.9
	計	8,313,363	8,672,569	4.3	7,517,562	-13.3	5,786,955	-23.0	7,586,113	31.1
下半期	7月	1,583,129	1,596,737	0.9	1,420,406	-11.0	973,241	-31.5	1,468,142	50.9
	8月	1,759,090	1,791,166	1.8	1,668,593	-6.8	1,295,385	-22.4	1,676,206	29.4
	9月	1,677,031	1,331,411	-20.6	1,643,681	23.5	1,358,511	-17.3	1,639,445	20.7
	10月	1,522,313	925,142	-39.2	1,483,874	60.4	1,295,142	-12.7	1,556,712	20.2
	11月	1,531,695	860,698	-43.8	1,396,561	62.3	1,259,963	-9.8	1,484,702	17.8
	12月	1,431,969	1,037,934	-27.5	1,392,127	34.1	1,327,133	-4.7	1,419,792	7.0
	計	9,505,227	7,543,088	-20.6	9,005,242	19.4	7,509,375	-16.6	9,244,999	23.1
合計		17,818,590	16,215,657	-9.0	16,522,804	1.9	13,296,330	-19.5	16,831,112	26.6

(2) 男女別・年齢別

平成16年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が951万1,894人、女性が731万9,218人で、男性が全体の56.5%、女性が43.5%となっている。この男女比率は12年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

平成16年における日本人出国者数を年齢別に見ると、30歳代が373万9,851人で出国者全体の22.2%を占めており、以下、50歳代314万3,923人(18.7%)、20歳代311万2,851人(18.5%)、40歳代289万9,195人(17.2%)、60歳以上258万9,177人(15.4%)の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20歳未満及び20歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20歳代については女性の占める比率が61.4%と極めて高くなっており、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている(図22, 表24)。

図22 男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成16年）



表24 男女別・年齢別日本人出国者数の推移

(人)

区分	年	平成12	13	14	15	16
		総数	17,818,590	16,215,657	16,522,804	13,296,330
男	総数	9,535,475	8,884,351	9,118,110	7,607,172	9,511,894
	割合	53.5%	54.8%	55.2%	57.2%	56.5%
女	総数	8,283,115	7,331,306	7,404,694	5,689,158	7,319,218
	割合	46.5%	45.2%	44.8%	42.8%	43.5%
20歳未満	総数	1,501,641	1,306,492	1,326,975	1,014,372	1,348,681
	男	687,921	600,074	617,514	471,757	626,506
	女	813,720	706,418	709,461	542,615	722,175
20歳代	総数	4,179,790	3,544,586	3,391,678	2,677,842	3,110,285
	男	1,532,266	1,340,361	1,290,985	1,055,280	1,201,661
	女	2,647,524	2,204,225	2,100,693	1,622,562	1,908,624
30歳代	総数	3,588,759	3,375,107	3,516,545	3,006,380	3,739,851
	男	2,091,881	1,967,443	2,039,565	1,772,398	2,179,297
	女	1,496,878	1,407,664	1,476,980	1,233,982	1,560,554
40歳代	総数	2,784,085	2,581,069	2,620,581	2,235,774	2,899,195
	男	1,884,840	1,770,129	1,818,767	1,605,891	2,046,471
	女	899,245	810,940	801,814	629,883	852,724
50歳代	総数	3,267,203	3,049,293	3,134,375	2,473,509	3,143,923
	男	1,958,628	1,876,232	1,932,256	1,606,923	1,993,771
	女	1,308,575	1,173,061	1,202,119	866,586	1,150,152
60歳以上	総数	2,496,936	2,359,046	2,532,650	1,888,453	2,589,177
	男	1,379,855	1,330,080	1,419,023	1,094,923	1,464,188
	女	1,117,081	1,028,966	1,113,627	793,530	1,124,989
不詳	総数	176	64	—	—	—
	男	84	32	—	—	—
	女	92	32	—	—	—

(3) 空港・海港別

平成16年における日本人出国者数について、出国した空・海港別にその数を見ると、空港を利用した出国者は1,657万7,601人で全体の98.5%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が94.7%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっているが、12年以降海港利用者が増加し、空港利用者の割合は、12年の98.9%からわずかながら減少している。

平成16年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は946万2,021人で空港からの出国者全体の57.1%、関西空港の利用者数が375万5,088人で22.7%を占めており、空港からの出国者全体の約80%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、名古屋空港161万4,880人（9.7%）、福岡空港76万7,603人（4.6%）の順になっている。

一方、16年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が18万7,736人で海港からの出国者全体の74.1%、下関港が1万8,195人で7.2%を占めており、海港からの出国者全体の約80%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、門司港1万747人（4.2%）、大阪港6,901人（2.7%）、神戸港5,915人（2.3%）の順となっている（図23、24、表25）。

図23 主な空港別日本人出国者数の推移

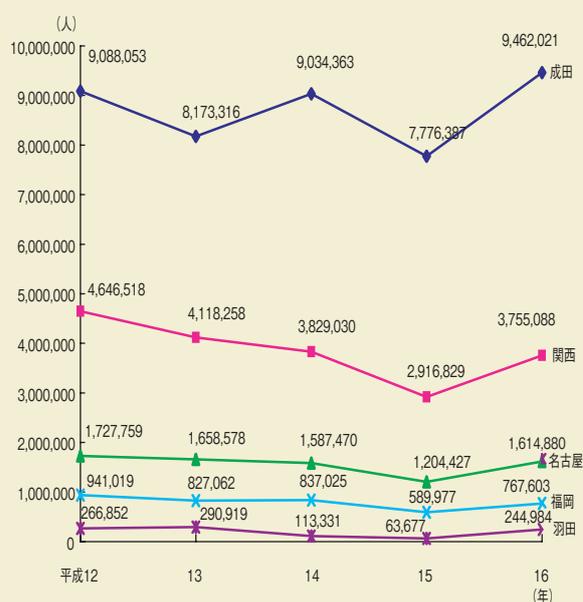


図24 主な海港別日本人出国者数の推移



表25 空・海港別日本人出国者数の推移

(人)

区分		年	平成12	13	14	15	16
総数			17,818,590	16,215,657	16,522,804	13,296,330	16,831,112
総数	空港		17,620,937	15,996,976	16,309,024	13,111,277	16,577,601
			98.9%	98.7%	98.7%	98.6%	98.5%
総数	海港		197,653	218,681	213,780	185,053	253,511
			1.1%	1.3%	1.3%	1.4%	1.5%
空港	成田		9,088,053	8,173,316	9,034,363	7,776,387	9,462,021
	関西		4,646,518	4,118,258	3,829,030	2,916,829	3,755,088
	名古屋		1,727,759	1,658,578	1,587,470	1,204,427	1,614,880
	福岡		941,019	827,062	837,025	589,977	767,603
	羽田		266,852	290,919	113,331	63,677	244,984
	新千歳		155,787	154,508	151,246	103,649	103,649
	仙台		201,208	175,119	154,868	96,577	102,475
	広島		131,491	127,345	126,985	70,513	95,185
	新潟		88,722	85,848	85,301	55,234	67,791
	岡山		74,228	72,708	68,008	43,122	67,153
	その他		299,300	313,315	321,397	190,885	296,772
海港	博多		136,277	148,515	148,590	136,757	187,736
	下関		24,138	20,884	21,745	15,264	18,195
	門司(旧小倉)		—	32	7,646	3,675	10,747
	大阪		2,552	3,909	6,761	6,253	6,901
	神戸		7,805	7,134	7,947	3,801	5,915
	広島		26	44	966	4,600	4,028
	横浜		1,204	1,518	2,409	2,198	3,570
	石垣		1,176	1,463	1,685	1,333	2,025
	稚内		1,083	1,504	1,492	1,482	1,439
	那覇		137	582	594	1,586	185
	その他		23,255	33,096	13,945	8,104	12,770

2 帰国者

平成16年の日本人帰国者総数は1,681万2,090人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,559万8,580人で全体の92.8%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,413万3,419人で、全体の84.1%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で、速やかに帰国することが見込まれているためである。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表26）。

表26 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞 在 期 間 \ 年	平成12	13	14	15	16
総 数	17,655,946	16,265,593	16,407,343	13,295,311	16,812,090
5日以内	10,154,242	9,133,155	9,397,393	7,145,185	9,672,889
5日を超えて10日以内	4,953,377	4,336,524	4,396,070	3,721,358	4,460,530
10日を超えて20日以内	1,111,068	1,061,930	1,037,690	951,577	1,088,365
20日を超えて1月以内	347,859	350,822	339,936	336,171	376,796
1月を超えて3月以内	464,002	511,570	468,822	466,750	520,877
3月を超えて6月以内	250,720	331,104	257,269	263,883	287,444
6月を超えて1年以内	236,363	357,510	280,493	248,805	255,730
1年を超えて3年以内	123,945	167,701	209,566	139,349	123,208
3年を超える	10,337	10,116	13,166	15,982	19,889
不 詳	4,033	5,161	6,938	6,251	6,362

第2章

外国人の退去強制手続業務の状況

好ましくない外国人を国外に排除することによって、日本社会の秩序を維持する役割を果たすのが外国人の退去強制手続である。

この手続は、外国人をその意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であるため、入管法において、退去強制事由が明確に規定されており、処分に係る判断が重層的な手続を経て行われるなど、慎重な仕組みとなっている。

近年、不法滞在者による犯罪が増加するなど、日本社会に様々な問題を惹起してきた中で、退去強制手続は一層その重要性を増している。

以下において、退去強制手続業務の状況について概観する。

第1節 — 入管法違反者の状況

1 不法残留者数

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成17年1月1日現在の我が国に潜在中の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は20万7,299人であり、16年1月1日現在の21万9,418人と比べて1万2,119人（5.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて9万1,347人（30.6%）減で、一貫して減少している。

これは、依然として低迷を続ける経済・雇用情勢が大きく影響していることに加え、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施などに加え、平成16年は当局が行っている不法滞在者の半減5か年計画の初年であり、総合的な不法滞在者対策の効果によるものと思われる。

なお、この数に後記2の不法入国者の推定数3万人を加えると、約24万人の不法滞在者が我が国に潜在していると見られる。

(1) 国籍（出身地）別

平成17年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が4万3,151人で最も多く、全体の20.8%を占めており、以下、中国3万2,683人（15.8%）、フィリピン3万619人（14.8%）、タイ1万2,787人（6.2%）、マレーシア7,431人（3.6%）、インドネシア7,169人（3.5%）台湾6,760人（3.3%）、の順となっている（図25、表27）。

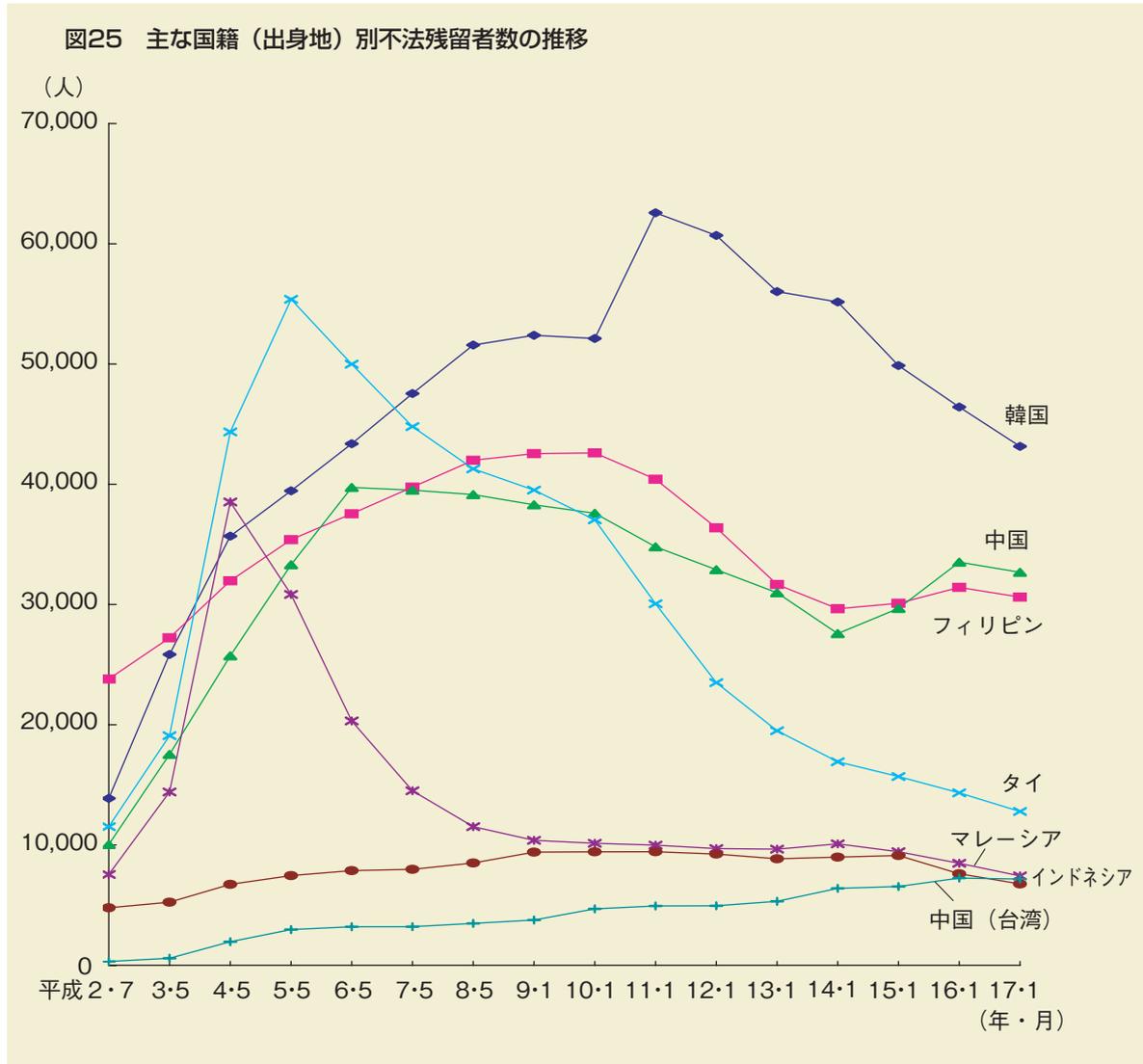


表27 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

国籍 (出身地)	年月日																
	平成2年 7月1日	3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日	
総数	106,497	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	
韓国	13,876	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	
中国	10,039	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	
タイ	11,523	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	
インドネシア	315	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	
中国(台湾)	4,775	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	
ペルー	242	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	
ブラジル	664	944	2,703	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	4,905	
スリランカ	1,668	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	
その他	32,040	46,176	85,224	78,827	72,859	68,017	66,613	65,967	64,169	61,488	58,004	54,573	54,096	54,999	54,176	50,961	

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、順位の変動はあるものの、17年1月1日現在で上位5か国の構成は変わっていない。

国籍（出身地）別の推移を見ると、タイは平成5年5月1日以降一貫して減少しており、韓国は11年1月1日までほぼ毎年増加していたが、その後は減少に転じている。また、マレーシア及びペルーは、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採られたことから、減少傾向にある。査証免除協定を一時停止したパキスタン、バングラデシュ及びイランも継続的に減少し、17年1月1日現在の上位10か国に入らなかった。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年には微減となった。フィリピンは10年以降減少していたが、15年に増加に転じ、16年も15年と比べ増加したが、中国と同様に17年は微減となった。インドネシアは、2年7月1日から一貫して増加していたが、17年には減少に転じている。

他方、ブラジルは、平成17年1月1日現在における不法残留者数の上位10か国の中で唯一増加を続けている。

(2) 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が13万9,417人で最も多く、全体の67.3%を占めており、以下、「興行」1万1,319人（5.5%）、「就学」8,506人（4.1%）、「留学」8,173人（3.9%）、「研修」3,648人（1.8%）となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は1万909人（7.3%）、「就学」は1,005人（10.6%）それぞれ減少しており、「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き、「就学」も6年5月1日以降減少傾向にある。「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後は引き続き増加していたが、17年1月には減少に転じた。他方、「留学」は13年1月1日から増加しており、17年1月1日には前年同期と比べて1,501人（22.5%）増加した（図26、表28）。

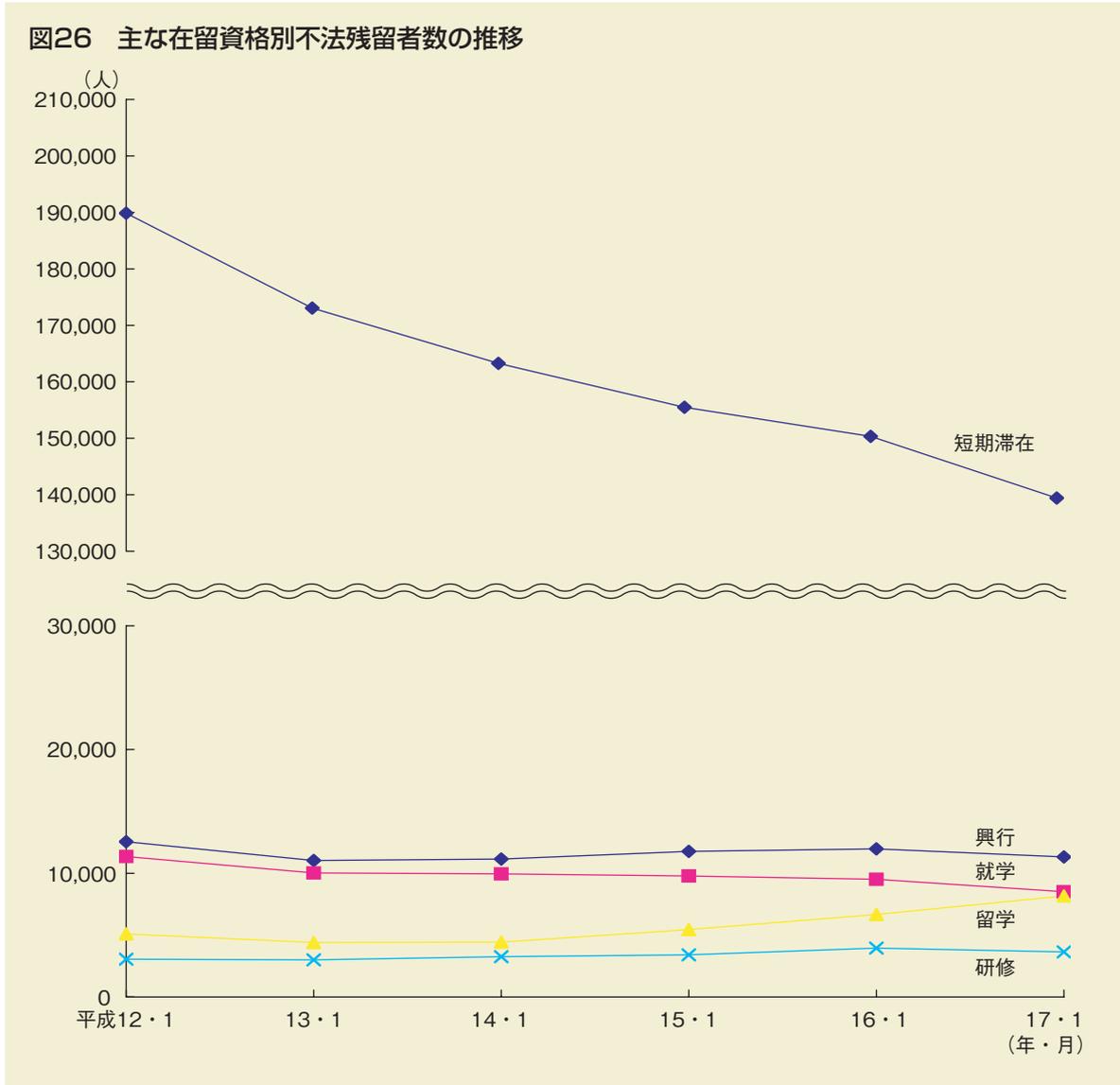


表28 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日 在留資格	平成12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日
総数	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299
短期滞在	189,847	173,051	163,271	155,498	150,326	139,417
興行	12,552	11,029	11,154	11,770	11,974	11,319
就学	11,359	10,025	9,953	9,779	9,511	8,506
留学	5,100	4,401	4,442	5,450	6,672	8,173
研修	3,055	3,004	3,264	3,409	3,959	3,648
その他	29,784	30,611	31,983	34,646	36,976	36,236

2 不法入国・不法上陸者の状況

平成8年12月から翌9年初めにかけて、中国等近隣諸国からの船舶による集団密航事案が急増したことから、これら集団密航事案対策として、入管法の一部改正法が9年4月25日に国会で成立し、同年5月11日に施行されたほか、内外の関係機関との連携を強化し、海上警備を強化したこと等により、船舶を利用して集団密航を企図する者は激減し、水際で摘発される者も減少傾向にある。しかし、貨物船等を利用した少人数での密航事案は継続して発生している状況にあり、依然として密航者を我が国に送り込むことをビジネスとする国内外の密航ブローカーが、この種の事案に関与して巨額の不法収益を得ている実態もあると考えられる。

他方、航空機を利用した不法入国、不法上陸（ワンポイント解説）事案等については、近年、偽変造旅券の行使や日本旅券を含む真正な旅券の名義人になりすます旅券不正行使等悪質・巧妙な事案が多発している。これは、現在においては、海外移動の主な手段が航空機であることに加え、偽変造技術が高度になり、看破されにくくなっていることや、上記のとおり海上警備が強化されたことなどから、不法入国、不法上陸の移動手段として多く利用されていることによると考えられる。

これら船舶や航空機を利用して我が国に不法入国し引き続き我が国内に潜伏している者はおよそ3万人に上ると考えられる。

ワンポイント解説

「不法入国者」と「不法上陸者」

「不法入国者」とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第1号）及び入国審査官から上陸許可の証印又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第2号）は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

他方、「不法上陸者」とは、入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による上陸の許可（一般上陸の許可）の証印又は同章第4節の規定による上陸の許可（特例上陸許可）を入国審査官から受けることなく本邦に上陸した者をいう。

第2節 — 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別

平成16年に退去強制手続を執った入管法違反者は5万5,351人で、15年と比べて9,441人(20.6%)の増加となっている。過去最高を記録した5年から16年までの推移を見ると、5年に7万404人を記録した後、6年に減少傾向に転じ、11年及び12年は年間5万人程度であったが、13年は約4万人にまで落ち込むに至った。これは、12年2月に施行された改正入管法により、被退去強制者に対する上陸拒否期間がそれまでの1年から5年に伸長されたことが影響して、帰国を希望して出頭申告する入管法違反者が大きく減少したことや、不法就労者等の入管法違反者が地方に拡散し、1か所で稼働する不法就労者の数が減少(小口化)するなどして、摘発効率が低下したことなどがその要因と考えられる。14年以降は再び増加し、不法滞在者半減5か年計画の初年である16年においては、摘発等を強力に推進した結果、15年と比べて大幅な増加となった。

退去強制事由別内訳を見ると、平成16年は、不法残留4万1,175人(74.4%)、不法入国1万1,217人(20.3%)、資格外活動1,399人(2.5%)の順となっているが、退去強制手続を執った入管法違反者総数に占める割合を12年から16年の推移を見ると、不法残留の占める割合は79.2%から74.4%へ減少する一方、不法入国は17.9%から20.3%に増加している。また、資格外活動も12年には0.9%であったが、16年は2.5%に増加している。

なお、平成16年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は4万3,059人で全体の77.8%を占めている(表29)。

表29 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成12	13	14	15	16
総数		51,459	40,764	41,935	45,910	55,351
不法入国		9,186	8,952	8,388	9,251	11,217
不法上陸		748	826	789	777	992
資格外活動		473	594	850	1,199	1,399
不法残留		40,756	30,063	31,520	34,266	41,175
刑罰法令違反等		296	329	388	417	568
不法就労者		44,190	33,508	32,364	34,325	43,059

国籍(出身地)別では、中国が1万5,702人(28.4%)と最も多く、前年に引き続き第1位となった。次いで、フィリピン8,558人(15.5%)、韓国7,782人(14.1%)、タイ3,572人(6.5%)の順となっている。韓国は、近年一貫して減少している一方、フィリピンは韓国を抜いて初めて第2位となった(表30)。

表30 国籍（出身地）別入管法違反事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	51,459	40,764	41,935	45,910	55,351
中	国	9,437	8,731	9,287	12,382	15,702
フィリ	ピン	8,974	5,104	4,997	5,698	8,558
韓	国	13,211	9,952	9,656	7,877	7,782
タイ		4,459	3,466	3,172	2,993	3,572
インドネ	シア	1,498	1,343	1,366	1,567	2,103
マレー	シア	1,239	1,255	1,393	1,711	1,575
ミャン	マー	1,044	571	568	837	1,466
ブラジ	ル	269	517	1,432	1,928	1,338
バングラ	デシュ	1,147	1,204	929	946	1,312
ペル	ー	1,534	1,196	1,196	1,103	1,292
そ	の	8,647	7,425	7,939	8,868	10,651

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

一方、これを地域別に見ると、依然としてアジア出身者が圧倒的多数を占めているものの、ここ数年、アジア以外の国籍が増加傾向を示しており、我が国で不法に滞在する外国人の多国籍化が進行している。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

(1) 不法入国

平成16年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、有効な旅券を所持しないなどにより本邦に入国した不法入国者数は、15年と比べて1,966人(21.3%)増加し、1万1,217人となった。不法入国者数は、12年に9,186人を記録し、その後は減少していたが、15年には増加に転じ、16年は15年に引き続いての増加となった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が4,588人で最も多く全体の40.9%を占め、次いでフィリピン1,955人(17.4%)、タイ1,219人(10.9%)の順となっており、これら上位3か国の順位はこの5年間変動が見られない(表31)。

表31 国籍（出身地）別不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総	数	9,186	8,952	8,388	9,251	11,217
中	国	2,580	3,032	3,041	4,077	4,588
フィリ	ピン	2,185	1,383	1,261	1,385	1,955
タイ		1,450	1,283	1,173	992	1,219
バングラ	デシュ	483	644	448	433	626
韓	国	415	440	484	443	587
イ	ラ	463	566	575	449	425
パキ	ス	498	418	366	317	334
ペ	ル	284	265	262	247	331
ミャン	マー	133	108	96	149	295
インドネ	シア	102	138	99	127	148
そ	の	593	675	583	632	709

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

ア 船舶による不法入国

平成16年に退去強制手続を執った不法入国者のうち、船舶を利用した不法入国者数は15年の2,557人と比べて812人（31.8%）増の3,369人となっている。12年から16年までの推移を見ると、毎年2,000人台で増減を繰り返してきたが、16年は前年比31.8%増となるなど、今後も予断を許さない状況にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,293人で全体の68.1%を占めており、以下、バングラデシュ10.4%、韓国5.2%、フィリピン3.9%、ミャンマー3.6%の順となっている。この5年間で1位の中国と2位のバングラデシュの順位に変化はなく、特に中国は平成13年以降全体の60%以上を占めている（図27、表32）。

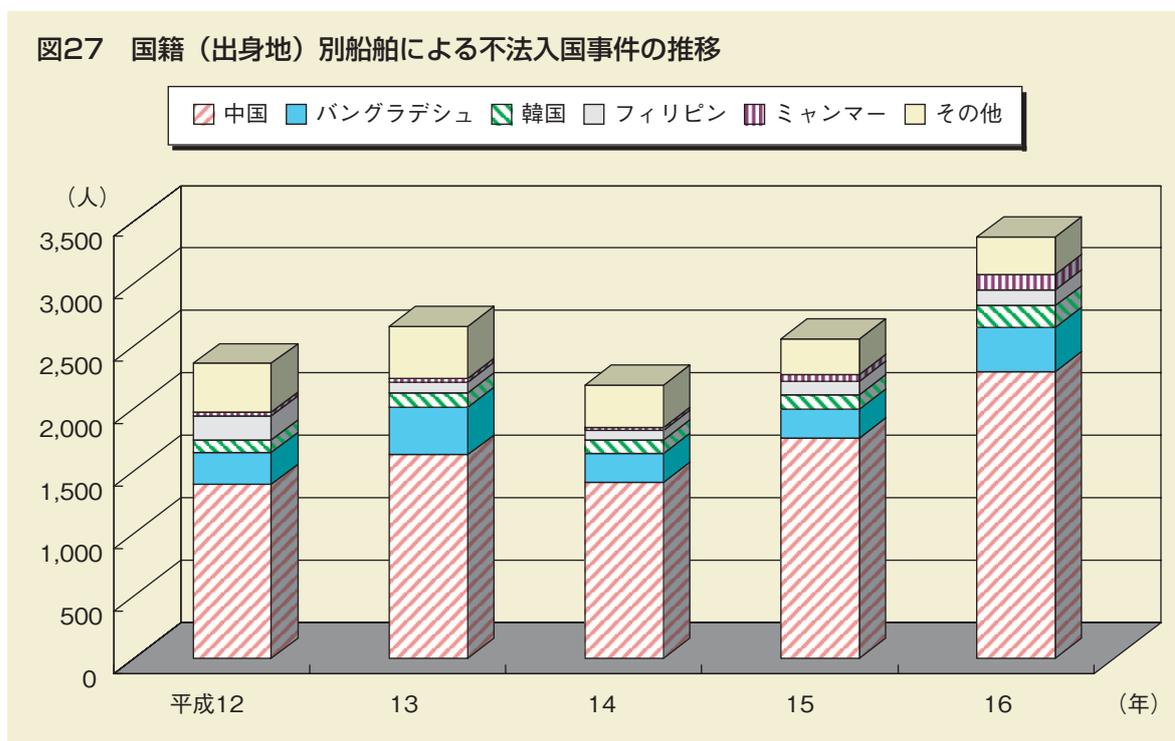


表32 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		2,358	2,653	2,187	2,557	3,369
中国		1,390	1,627	1,405	1,760	2,293
バングラデシュ		259	381	232	232	352
韓国		96	115	111	113	175
フィリピン		196	82	78	110	130
ミャンマー		30	34	20	54	122
その他		387	414	341	288	297

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 航空機による不法入国

平成16年に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は15年の6,694人と比べて1,154人（17.2%）増の7,848人となった。近年の状況としては、5年から10年までは4,000人前後から5,000人弱、11年以降は6,000人台で推移していたところ、16年は大幅な増加となっている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2,295人で最も多く全体の29.2%を占めており、次いで、フィリピン23.3%、タイ14.8%、韓国5.2%、イラン4.4%の順となっている。平成12年から16年の推移を見ると、12年まではフィリピンが最も多かったが、13年から中国が最も多くなっており、16年においては韓国とイランの順位が逆転している（図28、表33）。

不法入国に利用する交通手段として、航空機によるものが船舶によるものの2倍から3倍となっているのは、航空機を利用した不法入国事案のほとんどが偽変造旅券を行使したものであるところ、偽変造旅券の作成にコンピュータを活用するなど、旅券の偽変造技術が高度になり、空港における入国審査において偽変造旅券であることが発見されにくくなっていることなどが要因と考えられる。

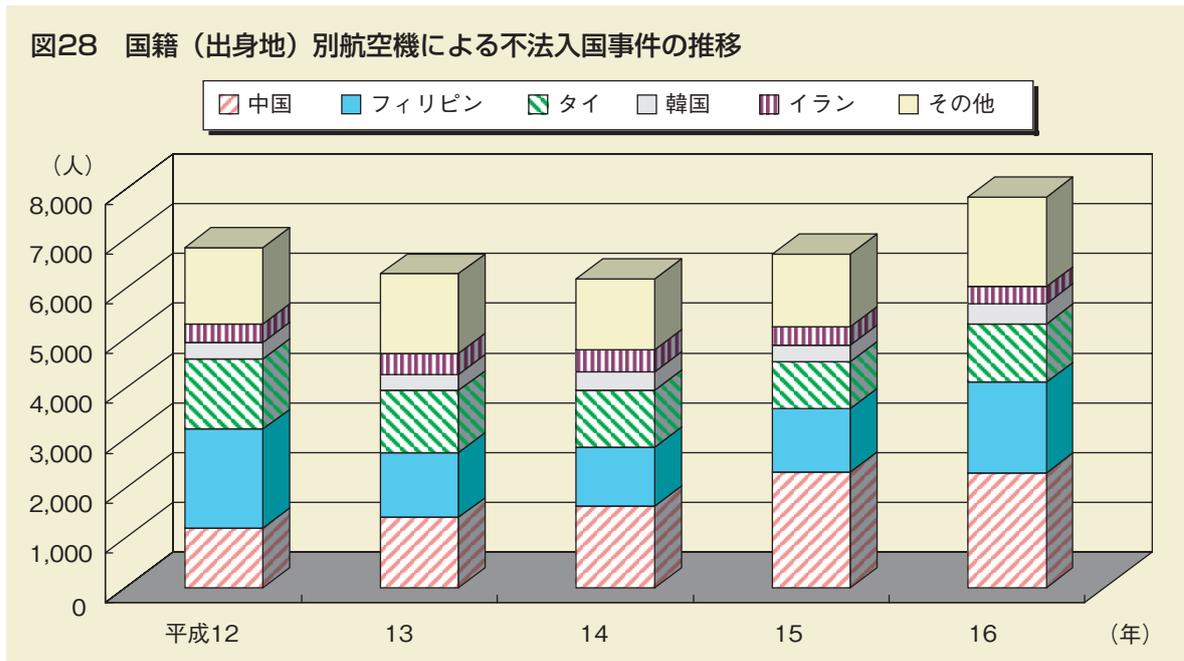


表33 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		6,828	6,299	6,201	6,694	7,848
中国		1,190	1,405	1,636	2,317	2,295
フィリピン		1,989	1,301	1,183	1,275	1,825
タイ		1,420	1,247	1,140	948	1,165
韓国		319	325	373	330	412
イラン		371	426	437	359	343
その他		1,539	1,595	1,432	1,465	1,808

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成16年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は15年と比べて27.7%増の992人となった。12年から16年の推移を見ると、毎年増減を繰り返しながらおおむね700人から800人で推移していたところ、16年は前年比27.7%の増加となって1,000人に迫る勢いとなっている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が432人で最も多く全体の43.5%を占めており、次いでミャンマー7.8%、スリランカ6.5%、ロシア5.6%、フィリピン5.4%の順となっている。平成12年から16年までの推移を見ると、この間一貫して中国が最も多く、また、16年においては、スリランカが前年の4倍近くに、ミャンマーが前年の2倍以上に急増していることが特徴的である。他方、全体の数が増加している中で、韓国は前年より減少している。なお、スリランカが急増した理由としては、成田空港等において、偽変造旅券を悪用して米国等第三国へ不法入国を試みる者が増加したことによる（表34）。

表34 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		748	826	789	777	992
中国		394	489	408	390	432
ミャンマー		38	18	36	33	77
スリランカ		15	8	5	17	64
ロシア		16	36	46	42	56
フィリピン		37	20	41	23	54
タイ		59	58	41	29	49
韓国		34	26	30	45	40
ペルー		5	10	12	25	30
パキスタン		44	45	26	20	28
トルコ		1	10	7	6	18
その他		105	106	137	147	144

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成16年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は4万1,175人で、12年から16年までの推移を見ると、13年を底に以後増加し、16年は15年と比べて6,909人(20.2%)の大幅な増加となっている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が1万197人で全体の24.8%を占めており、以下、韓国6,837人(16.6%)、フィリピン5,949人(14.4%)、タイ2,267人(5.5%)、インドネシア1,896人(4.6%)、マレーシア1,509人(3.7%)の順となっている。

不法残留者を平成12年から16年の推移を見ると、14年までは韓国が最も多かったが、15年に中国が急増して韓国を抜き第1位となった。また、フィリピン、タイ、インドネシア及びミャンマーは近年増加傾向にある。ベトナムは、12年以降一貫して増加している。

他方、韓国は、近年、全体の数が増加する中で減少し続け、平成16年は12年と比べ5,716人(45.5%)減少している。(表35)。

表35 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		40,756	30,063	31,520	34,266	41,175
中国		6,376	5,019	5,600	7,429	10,197
韓国		12,553	9,326	8,911	7,099	6,837
フィリピン		6,643	3,504	3,373	3,879	5,949
タイ		2,920	2,090	1,935	1,947	2,267
インドネシア		1,418	1,190	1,243	1,419	1,896
マレーシア		1,195	1,176	1,320	1,639	1,509
ブラジル		225	460	1,339	1,823	1,220
ミャンマー		872	444	436	653	1,093
ベルー		1,237	914	908	816	917
ベトナム		167	319	420	528	897
その他		7,150	5,621	6,035	7,034	8,393

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合は退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成16年が1,399人であり、12年から16年までの推移を見ると、12年には473人であったものが毎年増加し続け、16年は12年と比べて3倍近い増加となっている。

国籍（出身地）別に見ると、フィリピンが541人で全体の38.7%を占めている。以下、中国304人（21.7%）、韓国294人（21.0%）の順となっており、これら3か国で、全体の81.4%を占めている。平成12年から16年までの推移を見ると、フィリピンは12年以降急増し、16年は12年と比べて約12.6倍に増加しているとともに、15年と比較しても45.4%増加となっており、ここ数年著しく増加している。これは在留資格「興行」を有するフィリピン人がホステスなどを行う資格外活動事案が増加していることによるものと考えられる。また、15年と比べてインドネシア、ルーマニア、ロシアなどの増加が顕著となっている。

なお、不法就労者の多くは「短期滞在」で入国した後、資格外活動を行っているものであるが、その外国人の在留期間が満了し不法残留した場合には、不法残留事件として処理することから、違反事件数では不法残留が圧倒的に多くなっている（表36）。

表36 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		473	594	850	1,199	1,399
フィリピン		43	132	267	372	541
中国（本土）		61	148	171	367	304
韓国		195	140	211	274	294
インドネシア		32	12	13	17	48
ルーマニア		—	1	28	14	33
ロシア		2	20	31	5	24
バングラデシュ		4	5	3	2	18
中国（台湾）		44	25	36	52	15
ベトナム		7	4	2	8	15
イスラエル		23	18	14	10	11
その他		62	89	74	78	96

2 不法就労事件

(1) 概況

平成16年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は4万3,059人で、入管法違反者全体の77.8%を占めており、我が国に潜在する入管法違反者の多くが不法就労を目的としていたことを裏付けている（表29）。

今日の厳しい雇用情勢の中にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪ったり、雇用主が安価な労働力として不法就労者を雇った結果、合法的に労働者を雇用した場合に比べて経済競争上有利となることから、公正な経済競争を侵害するなどの弊害が生じているとの指摘もなされている。

さらには、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、それら外国人が本来得るべき賃金が搾取されたり、あるいは、必要な医療が受けられないなど不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍（出身地）別

不法就労者を地域別に見ると、アジアが3万9,553人で91.9%を占め圧倒的に多く、次いで南米4.8%、アフリカ2.0%の順となっている。依然としてアジアから我が国に入学し、不法就労に従事する者の割合が極めて高い状況にあり、国籍（出身地）は、近隣アジア地域を中心に101か国（地域）に及んでおり、また、アジア以外も75か国（地域）に及ぶなど、我が国で不法就労する外国人の多国籍化が進行している。

国籍（出身地）別に見ると、第1位の中国が平成15年と比べて3,367人増の1万2,669人となって全体の29.4%を占めており、次いでフィリピン14.6%、韓国14.4%、タイ6.6%、インドネシア4.4%の順となっており、上位5か国で不法就労事件総数の約70%を占めている。近年

の状況を見ると、中国は、13年以後一貫して増加し、15年に韓国を抜き第1位になり、16年も15年と比べて3割以上の増加となった。他方、14年まで第1位であった韓国はその後一貫して減少しており、16年は12年と比べて半数近くに減少した結果、増加が続くフィリピンと順位が入れ替わって第3位となった（図29、表37）。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が2万5,349人（全体比58.9%）、女性が1万7,710人（全体比41.1%）であった。

男女の比率は、各年とも男性が女性を上回っている中で、平成12年には女性の占める割合が45.8%まで上がったが、13年からは徐々に男女比の差が広がる傾向にある。

また、平成16年において不法就労者が多い上位5か国のうち、男性より女性が多いのは、フィリピン、韓国及びタイの3か国であり、これら3か国で女性全体の54.2%を占めている（図30）。

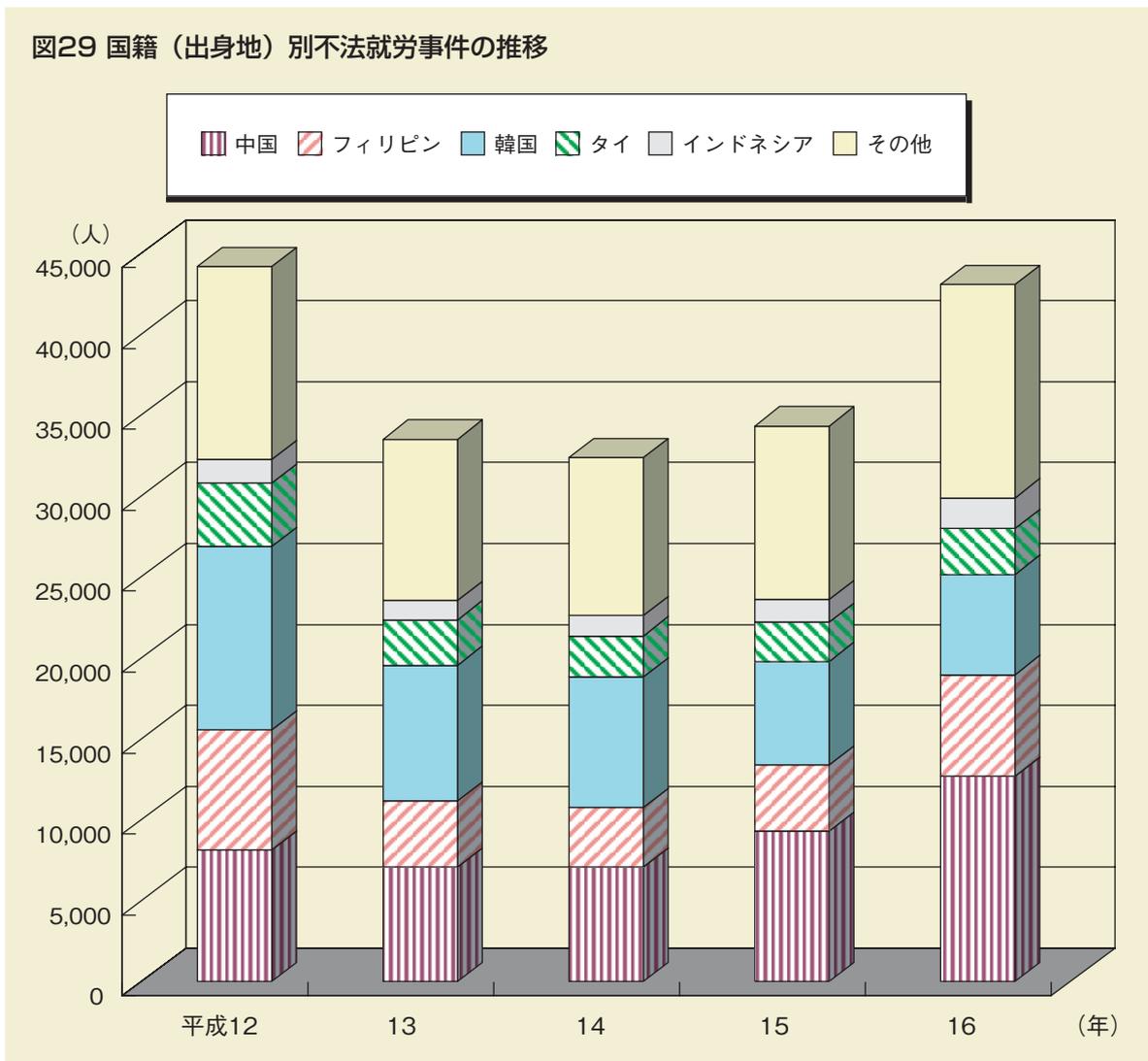


表37 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,190	33,508	32,364	34,325	43,059
	男	23,949	19,313	18,610	20,274	25,349
	女	20,241	14,195	13,754	14,051	17,710
中国		8,132	7,080	7,087	9,302	12,669
	男	5,290	4,686	4,585	5,997	8,104
	女	2,842	2,394	2,502	3,305	4,565
フィリピン		7,420	4,072	3,696	4,108	6,299
	男	2,524	1,352	1,313	1,453	2,263
	女	4,896	2,720	2,383	2,655	4,036
韓国		11,336	8,400	8,043	6,372	6,192
	男	4,262	3,461	3,249	2,564	2,281
	女	7,074	4,939	4,794	3,808	3,911
タイ		3,902	2,800	2,538	2,423	2,831
	男	1,460	1,122	1,054	1,030	1,179
	女	2,442	1,678	1,484	1,393	1,652
インドネシア		1,458	1,222	1,254	1,389	1,897
	男	1,045	862	871	975	1,350
	女	413	360	383	414	547
マレーシア		1,217	1,209	1,329	1,638	1,486
	男	813	832	917	1,193	1,084
	女	404	377	412	445	402
ミャンマー		984	502	518	780	1,356
	男	740	390	427	655	1,121
	女	244	112	91	125	235
バングラデシュ		1,073	1,102	833	861	1,214
	男	1,049	1,074	806	828	1,166
	女	24	28	27	33	48
ペルー		1,288	976	852	769	945
	男	805	651	561	533	615
	女	483	325	291	236	330
スリランカ		878	685	687	674	891
	男	745	581	606	588	799
	女	133	104	81	86	92
その他		6,502	5,460	5,527	6,009	7,279
	男	5,216	4,302	4,221	4,458	5,387
	女	1,286	1,158	1,306	1,551	1,892

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。



(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が1万440人で最も多く、次いでホステス等接客、建設作業員、調理人、ウエイトレス・バーテンの順となっている。

工員の職種別では、金属加工が1,847人で最も多く、次いで飲・食料品製造が1,642人、ゴム・プラスチック製品製造が1,207人などの順となっている。

男女別では、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、調理人、女性は、ホステス等接客が最も多く、次いで工員、ウエイトレス・バーテンの順となっている（表38）。

(5) 稼働場所（都道府県）別

不法就労者の稼働場所（都道府県）別を見ると、東京都の1万6,572人が最も多く、次いで埼玉県、神奈川県、愛知県、千葉県、茨城県、大阪府の順となっている。このように不法就労者は、依然として首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋側地域に集中しており、関東地区1都6県（東京、埼玉、神奈川、千葉、茨城、群馬、栃木）で不法就労者全体の72.5%を占めていることから、不法就労者が関東地区に集中していることを裏付けている。

他方、全国47都道府県において不法就労者の存在が確認されており、引き続き地方への拡散も認められる（表39）。

表38 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,190	33,508	32,364	34,325	43,059
	男	23,949	19,313	18,610	20,274	25,349
	女	20,241	14,195	13,754	14,051	17,710
工員		9,466	8,413	7,084	7,156	10,440
	男	6,956	6,210	5,181	5,146	7,402
	女	2,510	2,203	1,903	2,010	3,038
ホステス等接客		9,415	6,009	5,081	5,057	6,597
	男	359	362	236	184	229
	女	9,056	5,647	4,845	4,873	6,368
建設作業者		7,354	5,330	4,790	5,468	6,228
	男	7,290	5,290	4,757	5,426	6,185
	女	64	40	33	42	43
調理人		2,546	1,939	2,052	2,534	3,592
	男	1,650	1,256	1,296	1,845	2,591
	女	896	683	756	689	1,001
ウェイトレス・バーテン		4,056	2,595	2,653	2,919	3,471
	男	1,561	1,043	1,030	1,235	1,401
	女	2,495	1,552	1,623	1,684	2,070
その他のサービス業従事者		2,327	1,869	2,007	2,406	2,702
	男	954	705	736	927	1,032
	女	1,373	1,164	1,271	1,479	1,670
その他		9,026	7,353	8,697	8,785	10,029
	男	5,179	4,447	5,374	5,511	6,509
	女	3,847	2,906	3,323	3,274	3,520

表39 稼働場所別不法就労事件の推移

(人)

都道府県	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,190	33,508	32,364	34,325	43,059
東京都		14,368	10,507	10,962	13,579	16,572
埼玉県		3,880	3,112	2,794	2,703	3,805
神奈川県		4,052	3,059	2,586	2,634	3,625
愛知県		2,661	2,082	2,165	2,349	3,229
千葉県		4,047	2,959	2,682	2,573	3,220
茨城県		2,586	1,753	1,902	1,583	1,775
大阪府		3,125	2,321	1,922	1,637	1,686
群馬県		1,769	1,448	1,247	993	1,370
静岡県		667	771	701	896	1,251
栃木県		1,063	826	749	635	837
その他		5,972	4,670	4,654	4,743	5,689

3 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制手続では、入国警備官による違反調査の後、入国審査官は、外国人（容疑者）が退去強制事由に該当するかどうかについて違反審査を行うこととなるが、その受理件数の推移を見ると、平成5年の7万618件をピークとしてその後若干減少し、12年は5万2,029件、13年から15年までの間は4万件台で推移していたところ、16年は15年と比べて1万件近く増加して、5万6,018件となった（表40）。

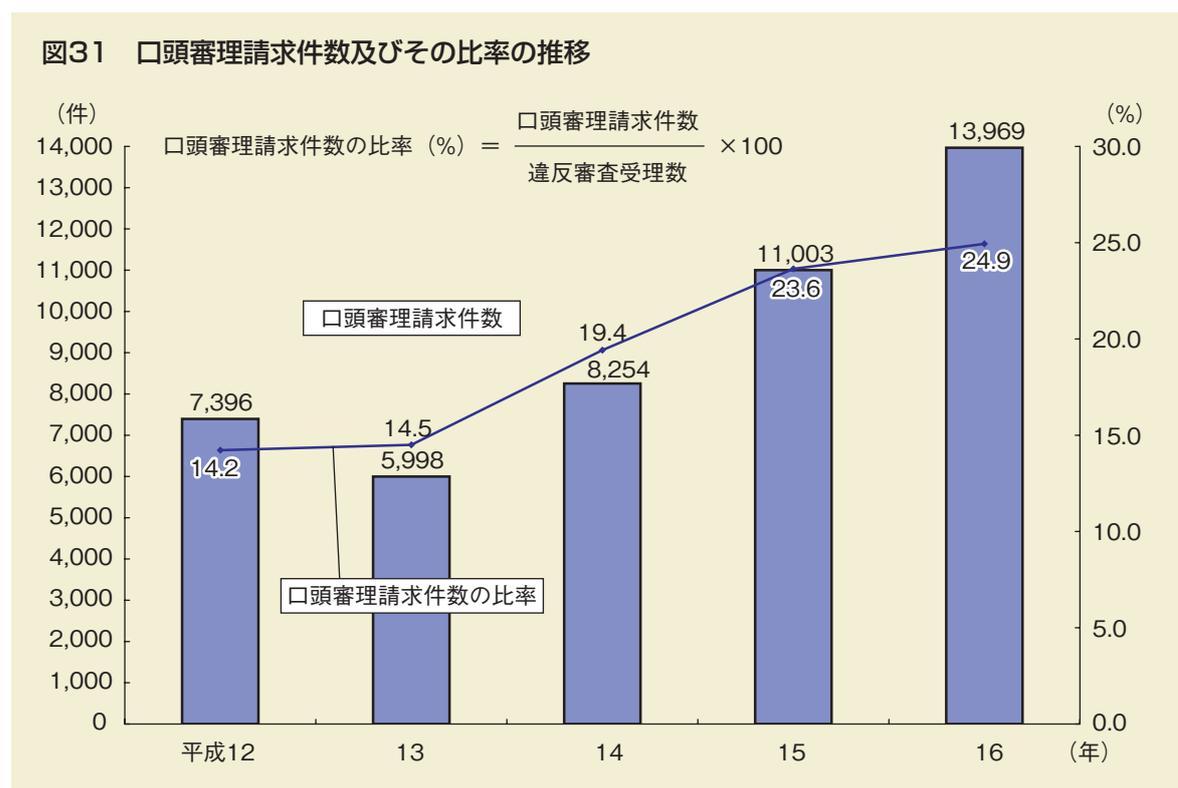
表40 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

(件)

区分		年	平成12	13	14	15	16	
違反審査	受理		52,029 (403)	41,357 (449)	42,504 (497)	46,535 (548)	56,018 (596)	
	既済	非該当		—	2	3	2	4
		退去強制令書発付		44,015	34,711	33,607	34,855	40,771
		口頭審理請求		7,396	5,998	8,254	11,003	13,969
		出国命令書交付		—	—	—	—	918
未済, その他		618	646	640	675	356		
口頭審理	受理		8,091 (670)	6,514 (493)	9,067 (785)	12,092 (1,061)	14,869 (866)	
	既済	非該当		—	—	—	—	—
		退去強制令書発付		38	56	104	102	113
		異議申出		7,523	5,637	7,872	11,081	14,191
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
未済, その他		530	821	1,091	906	565		
裁決	受理		8,160 (699)	6,562 (864)	8,378 (607)	11,738 (628)	14,897 (703)	
	既済	理由あり		—	7	—	8	—
		理由なし		7,275	5,916	7,711	11,204	14,412
		出国命令書交付		—	—	—	—	—
未済, その他		885	639	667	521	485		
口頭審理請求	口頭審理請求件数							
	違反審査受理件数 (%)		14.2	14.5	19.4	23.6	24.9	

(注1) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また、違反審査後の口頭審理請求件数も急増しており、平成6年が1,022件であったのに対し、12年は7,396件、16年には1万3,969件と顕著な増加を示している。違反審査受理件数に対する口頭審理の新規受理件数の占める比率も、6年はわずか1.5%であったが、12年14.2%、16年24.9%と著しく上昇している。これは、我が国での滞在期間の長期化に伴って、日本人等と婚姻・同居するなどして身分関係が形成され、在留を希望して自ら入国管理局へ出頭する案件が増加していることに加え、近年、入管法違反外国人やその関係者が、退去強制事由に該当する外国人であっても我が国で継続して生活ができるよう強く要望するようになり、その結果、入国審査官から退去強制対象者に該当する旨の認定を受けたとしても口頭審理を請求する事案が増加したものと考えられる（図31）。



口頭審理における特別審理官の判定に対して法務大臣へ異議の申出をする件数も、同様の理由から増加傾向にあり、平成6年は733件であったが、12年は10.3倍の7,523件、16年は19.4倍の1万4,191件となっている（表40）。

なお、違反審査事件の国籍（出身地）は、平成12年106か国（地域）、13年101か国（地域）、14年122か国（地域）、15年135か国（地域）、16年は127か国（地域）（無国籍を除く。）となっており、近年は毎年100か国（地域）を超え、その多国籍化が進む傾向にある。

また、違反審査及び口頭審理においては、通訳の確保が困難な事件や難民認定申請をしている事件が増加しているため、事件処理を慎重に行うとともに、当該外国人を長期間不安定な状態に置くことがないように事件処理を迅速に行うことが求められているため、入国管理局においては、通訳人名簿を作成し、優秀な通訳人の迅速な確保に努め、また、実態調査、関係機関に対する照会を行うなどして、慎重かつ迅速な事件処理に努めている。

(2) 退去強制令書の発付

平成16年の退去強制令書の発付件数は4万2,074件であり、12年から16年までの推移を見ると、12年は4万4,417件で、その後は減少していたが、15年に増加に転じ、16年は更に増加している。

平成16年に退去強制令書が発付された入管法違反者を退去強制事由別に見ると、不法残留が2万9,802件で全体の70.8%を占めているものの、80.9%であった11年以降減少している一方で、不法入国の割合は12年の17.1%から22.1%に上昇している。これは、偽造旅券等の偽変造文書を行って不法入国を果たす者等が依然として後を絶たないことが主な原因である

と考えられる。また、刑罰法令違反及び資格外活動事案は、全体に占める割合は低いものの、その数は12年以降増加し続けている（表41）。

表41 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,417	35,408	34,455	35,850	42,074
不法残留		35,546	26,145	25,176	25,383	29,802
不法入国		7,582	7,719	7,244	8,058	9,296
不法上陸		650	688	712	707	853
資格外活動		466	567	848	1,168	1,380
刑罰法令違反		106	222	399	438	642
その他		67	67	76	96	101

また、国籍（出身地）別に見ると、平成16年は、中国が1万3,834件で最も多く全体の32.9%を占めており、次いで韓国・朝鮮5,708件（13.6%）、フィリピン5,314件（12.6%）、タイ2,521件（6.0%）、インドネシア1,946件（4.6%）の順になっている。12年から16年までの推移を見ると、第1位であった韓国・朝鮮が一貫して減少しているのに対し、中国が大幅に増加して15年に韓国を抜き第1位となった後も増加している（図32、表42）。

図32 主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況

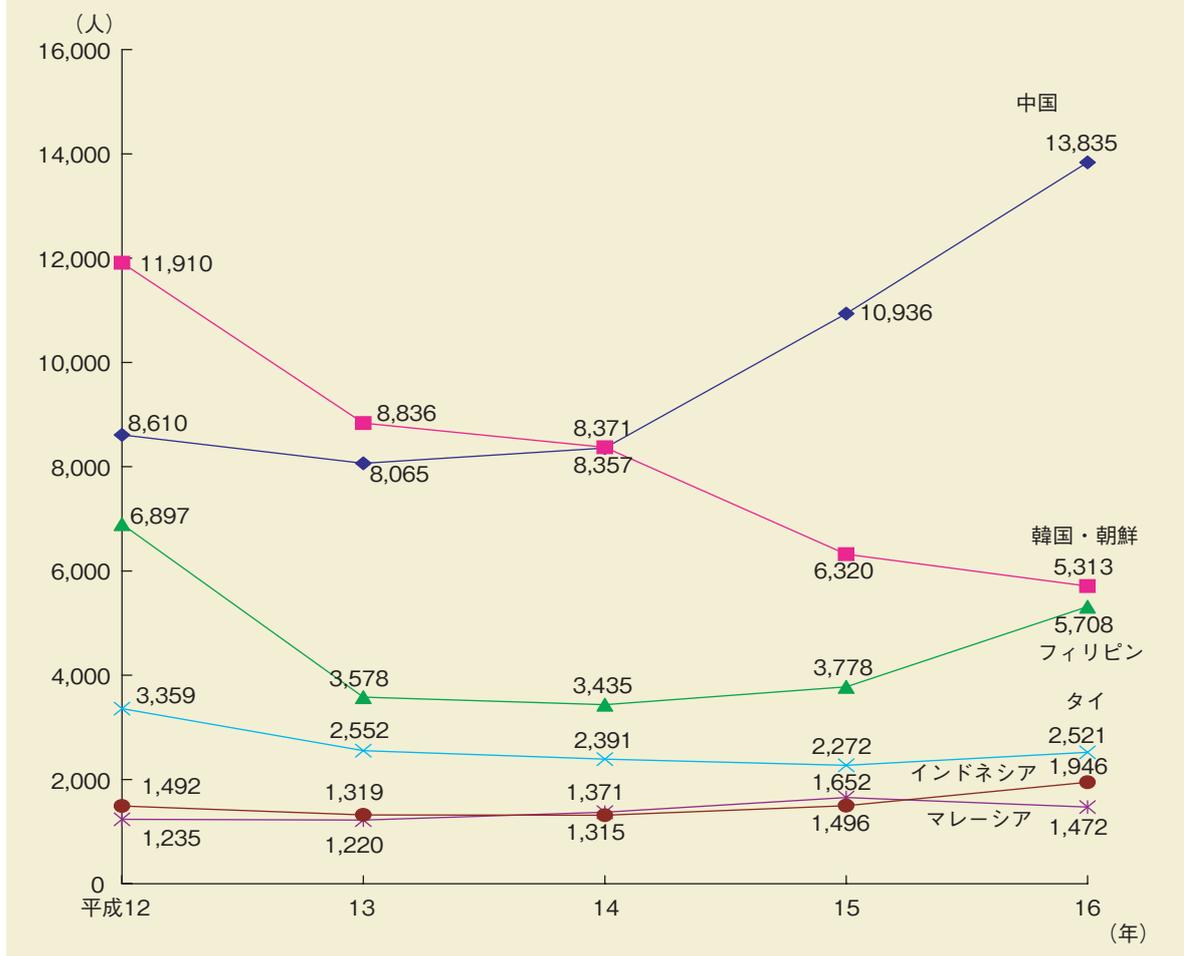


表42 国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況

(件)

国籍 (出身地)	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,417	35,408	34,455	35,850	42,074
中国		8,610	8,065	8,357	10,936	13,835
韓国・朝鮮		11,910	8,836	8,371	6,320	5,708
フィリピン		6,897	3,578	3,435	3,778	5,313
タイ		3,359	2,552	2,391	2,272	2,521
インドネシア		1,492	1,319	1,315	1,496	1,946
マレーシア		1,235	1,220	1,371	1,652	1,472
ミャンマー		953	537	503	770	1,353
バングラデシュ		1,037	1,110	858	877	1,157
スリランカ		906	748	756	752	991
ベトナム		147	282	356	429	819
その他		7,871	7,161	6,742	6,568	6,959

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 仮放免

収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、平成12年には6,031件であったものが、その後毎年減少し、16年には15年と比べ3,104件減少して、1,180件となった。こうした大幅な減少の背景としては、自ら出頭した入管法違反者で、逃亡のおそれ等もないものについては在宅のまま調査を進め、収容当日に在留特別許可となる事案が増加したことによる。一方、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、12年には171件で、その後毎年増加し、15年にはいったん減少したものの、16年には382件と再び増加して、この5年間で最も多くなっている。これは、送還が困難である等の理由により収容が長期化している場合、人道上の配慮等から、仮放免を弾力的に運用している結果である（表43）。

表43 仮放免許可件数の推移

(件)

年	平成12	13	14	15	16
収容令書によるもの	6,031	4,782	4,477	4,284	1,180
退去強制令書によるもの	171	219	347	262	382

(4) 在留特別許可

平成16年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は1万3,239人であり、12年の6,930人から6,309人増加し、約1.9倍になった。さらに、この数は、平成5年以前には500人を割っていた状況と比較すると、飛躍的な伸びを記録しているものである。在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人と婚姻するなどして、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

より具体的な事例として、日本人と婚姻し、その婚姻の実態がある場合で、入管法以外の法令に違反していない外国人が挙げられる。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成16年は不法残留が1万697件で最も多

く全体の80.8%を占めており、次いで不法入国・不法上陸16.5%、刑罰法令違反2.7%の順になっている。12年から16年の推移を見ると、不法残留は13年まで70%台で推移していたが、14年以降は10%程度増加し、全体の80%以上を占めている。不法入国・不法上陸は20%台であったが、14年以降は15%前後で推移し、16年には16.5%となった。刑罰法令違反等は、2.0～3.7%の間で増減を繰り返している（表44）。

表44 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成12	13	14	15	16
総数		6,930	5,306	6,995	10,327	13,239
不法入国・不法上陸		1,647	1,369	1,068	1,374	2,188
不法残留		5,116	3,743	5,726	8,743	10,697
刑罰法令違反等		167	194	201	210	354

平成16年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が2,212件で全体の16.7%を占め、次いで韓国・朝鮮が2,057件（15.5%）となっている。12年から16年における韓国・朝鮮の全体に占める割合の推移を見ると、韓国・朝鮮は13年まで増加していたが、15年は16.2%、16年は15.5%と減少傾向にある。中国は、11年から14年までは11%前後で推移していたが、15年は14.2%、16年は16.7%と増加傾向にある。4年には、韓国・朝鮮で全体の70%を占めていたことからすると、入管法違反者の多国籍化の状況が在留特別許可された者にも反映されてきていることが分かる（表45）。

表45 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成12	13	14	15	16
総数		6,930	5,306	6,995	10,327	13,239
中国		789	566	802	1,464	2,212
韓国・朝鮮		1,337	1,100	1,198	1,671	2,057
その他		4,804	3,640	4,995	7,192	8,970

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成16年の被送還者数は15年の3万5,911人と比べて6,015人（16.7%）増の4万1,926人となった。これを12年から16年までの推移を見ると、12年から14年にかけては減少していたが、15年には増加に転じ、16年も引き続き同様の傾向を維持した。

平成16年の被送還者数について国籍（出身地）別に見ると、中国が1万3,408人で全体の32.0%を占めており、以下、韓国5,696人（13.6%）、フィリピン5,207人（12.4%）、タイ2,527人（6.0%）、インドネシア2,009人（4.8%）の順となっている（表46）。

表46 国籍（出身地）別被送還者数の推移

(人)

国籍 (出身地)	年	平成12	13	14	15	16
総数		45,145	35,380	33,788	35,911	41,926
中国		8,858	7,981	8,290	11,027	13,408
韓国		12,066	8,881	8,287	6,381	5,696
フィリピン		6,998	3,602	3,237	3,780	5,207
タイ		3,399	2,559	2,309	2,299	2,527
インドネシア		1,468	1,352	1,305	1,567	2,009
マレーシア		1,268	1,266	1,346	1,656	1,519
ミャンマー		975	565	482	680	1,333
バングラデシュ		1,098	1,144	840	895	1,223
スリランカ		930	786	737	745	1,005
ペルー		1,353	1,013	872	807	799
ベトナム		145	277	335	417	799
その他		6,587	5,954	5,748	5,657	6,401

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

被送還者を送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還がその大多数を占めているが、その一方では、所持金のない者など、国費により送還せざるを得ない外国人も増加し、平成16年における国費による個別の被送還者数は、12年の38人から3倍以上の119人に上っている（表47）。

表47 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成12	13	14	15	16
総数		45,145	35,380	33,788	35,911	41,926
自費出国		44,057	33,882	32,068	33,914	40,480
法59条送還		789	1,302	1,481	1,642	1,313
国費送還（個別送還）		38	55	76	95	119
国費送還（集団送還）		261	141	163	260	0
その他		—	—	—	—	7
国際受刑者移送条約		—	—	—	—	7

注1) 「国費送還（集団送還）」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

注2) 「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 国費送還**ア 集団送還**

集団密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については、刑事処分終了後、大村入国管理センターに収容し、日中両国政府間で折衝の上、集団送還を実施している。

平成12年から15年までの間、集団送還を計9回（第31次～第39次）実施して合計825人を航空機で中国向けに送還したが、16年は集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、集団送還は実施していない（表48）。

表48 中国向け集団送還者数の推移

年	平成12	13	14	15	16
実施回数（回）	2	2	2	3	0
被送還者数（人）	261	141	163	260	0

イ 個別送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を都合することができずに収容が長期化する者等が増加傾向にある。これらの外国人のうち、平成16年にそれぞれの状況等を勘案して国費により個別に送還した数は、15年の95人と比べて24人（25.3%）増の119人となった。

(2) 自費出国

被退去強制者のうち、平成16年に自費出国した者は4万480人であり、15年と比べ6,566人（19.4%）の増加となった。これを12年から16年までの推移を見ると、12年から14年にかけては減少していたが、15年には増加に転じ、16年も引き続き同様の傾向を維持した。

自費出国する者は、例年、被送還者の95%前後で推移しているが、近年、自費出国を希望する者でも、旅券、航空券又は帰国費用等を所持しない者が増加しており、これらの者が旅券の発給を受けるなどして自費出国するまでには相当の期間を要し、送還までに時間がかかるようになっている。

このようなケースについては、退去強制手続と並行して、当該外国人に、日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取り航空券や帰国費用の調達に努めさせる一方、旅券を所持しない者については、在日外国公館に対して旅券の早期発給につき申入れを行うなどして早期送還に努めている（表49）。

表49 国籍(出身地)別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍 (出身地)	年	平成12	13	14	15	16
総数		44,057	33,882	32,068	33,914	40,480
中国		8,442	7,593	7,627	9,931	12,919
韓国		12,043	8,842	8,216	6,326	5,656
フィリピン		6,924	3,498	3,089	3,655	5,101
タイ		3,268	2,304	2,090	2,159	2,370
インドネシア		1,464	1,238	1,278	1,525	1,989
マレーシア		1,263	1,244	1,335	1,653	1,519
ミャンマー		961	489	457	664	1,329
バングラデシュ		1,065	1,099	816	875	1,211
スリランカ		921	708	718	706	929
ベトナム		144	275	334	409	795
その他		7,562	6,592	6,108	6,011	6,662

(注) 表中「中国」には台湾, 香港, その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は, 一定の要件の下で, 被退去強制者をその責任と費用により送還(入管法第59条による送還)する必要がある(注)が, その数は平成12年に789人であったものが, 16年には1,313人に増加している(表47)。

.....
 (注) 運送業者は, 船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり, 入管法上, 一定の責任と義務が課されているが, その一つとして, その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域に送還することが義務付けられている(同法第59条)。

例えば, 上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり, 特例上陸の許可を受けて上陸したものの, 不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

第3章

難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）に、次いで57年には「難民の地位に関する議定書」（以下「難民議定書」という。）また、以下では難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、実際には昭和50年から10年余りにわたって流出したインドシナ難民を除き、必ずしも多くの外国人が我が国に対し難民としての保護を希望したわけではなかった。

ところが、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等に伴い、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って社会の関心も増大してきている。

入国管理局は難民の認定手続を所掌しているところ、前記のとおり最近の難民認定申請者の多くが世界各地の複雑な事情を背景としたものであることから、申請数の増加に加えて申請者の多国籍化、事案の複雑化が顕著である。このような状況を踏まえ、入国管理局としては、組織及び審査体制を整備・強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。

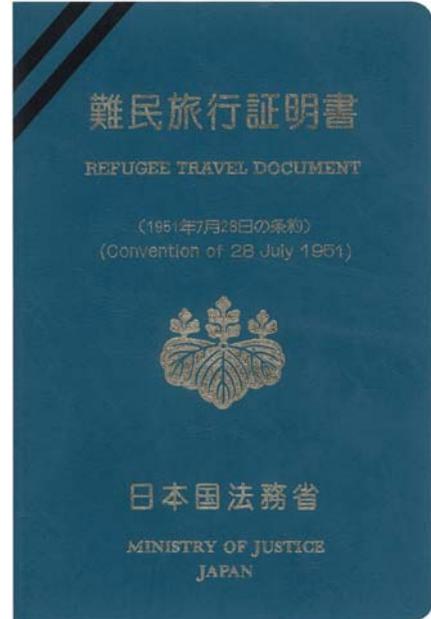
.....
 （注）我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

第1節 — 難民認定の申請及び処理

1 難民認定申請

難民認定申請の状況について見ると、昭和57年から平成16年末までの総申請件数は3,544件である。申請の理由としては、一人の申請者が複数の理由を申し立てる場合もあるが、政治的意見を理由とするものが最も多い。

申請件数は、初年の昭和57年が530件と多かったほかは平成7年までは多い年で70件台、少ない年は20件台、昭和58年から平成7年までの平均は約50件で推移してきた。しかしながら、



難民旅行証明書

8年には難民認定申請をしてその判断結果が出るまでの間、事実上不法就労する意図で、制度を濫用したと認められる申請が少なからず見られるようになり、申請数は147件と急増し、9年には242件を数えるに至った。その後、10年には100件台に減少したものの、11年からは増加の傾向が顕著となって200～300件台で推移し、16年は426件に及んでいる（表50）。

表50 難民認定申請・処理状況及び庇護状況

(件)

区分	年	昭和57 ～平成9	10	11	12	13	14	15	16	総数
申請		1,570	133	260	216	353	250	336	426	3,544
処理	認定	211	16	16	22	26	14	10	15	330
	不認定	797	293	177	138	316	211	298	294	2,524
	取下げ	230	41	16	25	28	39	23	41	443
	計	1,238	350	209	185	370	264	331	776	3,297
人道配慮による在留(注1)		30(注2)	42	44	36	67	40	16	9	284

(注1) 人道配慮による在留は、難民不認定とされた者のうち、人道配慮等により在留を認められたものであり、在留資格変更許可及び期間更新許可数も含まれる。

(注2) 平成9年以前の人道配慮による在留数は、平成3年から平成9年までの数を合計したものである。

難民認定申請者の国籍（出身地）別内訳を見ると、前記の3,544件のうち、409件（11.5%）がインドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）出身者であり、その大部分は昭和60年までの申請である。近年ではミャンマー、トルコ、イラン、中国、パキスタン等のアジア地域出身者からの申請が上位を占めているほか、アフリカ諸国出身者からの申請も増加傾向にある。また、国籍別・年別推移を見ると、制度発足当初の昭和57年は17の国（地域）、10年後の平成4年は11の国（地域）であったのが、16年には36の国（地域）に増加しており、近年多国籍化が顕著となっている。このように多国籍化が進んでいるのは、世界各地で様々な事象が発生していることが主要因であると考えられるが、近年の航空路線の飛躍的發展・充実が、世界各地から我が国への渡航を容易にしていることも一つの原因として挙げられる。

なお、平成16年中に難民認定申請を行なった426人のうち主な国籍別申請者数は、申請の多い順にミャンマー138人、トルコ131人、バングラデシュ33人となっており、その3か国で全体の約71%を占めた。

2 難民認定申請の処理

昭和57年から平成16年末までの申請処理状況について見ると、難民と認定したものは330件、難民と認定しなかったものは2,524件、申請を取り下げたものは443件で、処理件数に対する認定件数の割合（認定数／認定数と不認定数の和）は11.6%である。

また、難民条約等加入後、各年の難民認定数を見ると、難民条約等への加入当初の昭和57年から59年までは30件以上であったが、その後減少し、10件台の60年と63年を除き、1ケタ台が続いた。しかし、平成10年から再び増加し、13年には26件となったが、その後は10件台で推移しており、16年は15件となった。

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特殊な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、これまでこのような観点から在留を認められた者の総数は284人となっており、平成16年においても9人が在留を認められている（表50）。

難民条約等の加入後、このように人道的な理由を考慮して在留を認めた事案を加えた実質的に庇護を与えた割合（認定数と人道的な理由を考慮して在留を認めた数の和／認定数と不認定数の和）は21.5%である。

第2節 — 異議の申出

1 異議の申出

難民認定制度が創設された昭和57年から平成16年末までの間に行われた難民の認定をしない処分に対する異議の申出の総数は1,679件である。

平成12年から16年までの推移を見ると、12年は61件であったが、13年以降急増し、13年は177件、14年は224件、15年は226件、16年は前年より17件減少し209件となっている（表51）。

表51 難民不認定に対する異議申出件数及び処理状況

(件)

区分		年	昭和57 ～ 平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	総数
		難民不認定	717	80	293	177	138	316	211	298	294	2,524
異議申出	424	41	159	158	61	177	224	226	209	1,679		
裁 決	理由あり	1	—	1	3	—	2	—	4	6	17	
	理由なし	260	20	46	113	142	95	232	200	155	1,263	
	取下げ等	116	25	16	24	6	18	34	15	23	277	

(注) 難民不認定処分日と難民不認定処分の告知日は異なることが多く、また、告知日から難民不認定に対する異議申出まで7日以内とされており、年をまたがって難民異議申出がなされることがあることから、平成14年のように、難民不認定数よりも、難民異議申出数のほうが多くなることもある。

2 異議の申出の処理

昭和57年から平成16年末までの間に行われた難民の認定しない処分に対する異議の申出のうち処理がなされたものは1,557件であり、その内訳は、難民と認定されたものは17件、異議の申出に理由がないとされたものは1,263件であり、その他の227件は、異議の申出を行った外国人の出国等により取り下げられ終止となっている。

平成12年から16年までの推移を見ると、難民と認定されたものは、13年が2件、15年が4件、16年が6件であり、異議の申出に理由がないとされたものは、12年が142件で13年は減少した

が、14年には過去最高の232件、15年は200件、16年は155件となっている。また、取下げ等は、12年が6件であったが、その後増加し、14年に34件に達したが再び減少傾向にあり、15年は15件、16年は23件となっている（表51）。

第3節 一時庇護のための上陸の許可

昭和57年から平成16年末までの一時庇護のための上陸の許可の処理状況を見ると、平成5年までの間に申請のあったベトナム人のボート・ピープル5,668人に対して許可したほか、ベトナム人のボート・ピープル以外からの申請104件については、許可35件、不許可66件、取下げ3件となっている

平成12年から16年の推移を見ると、ベトナム人のボート・ピープルからの申請はないが、その他の者から5年間で計29件の申請があり、13年に1件、14年に6件それぞれ許可しているが、16年においては申請がない（表52）。

表52 一時庇護のための上陸の許可件数の推移

(件)

年	区分	ボート・ピープル 許 可	そ の 他			
			申 請	許 可	不 許 可	取 下 げ
総	数	5,668	104	35	66	3
昭和57		1,037	22	22	—	—
58		798	8	3	5	—
59		503	5	1	4	—
60		435	17	—	17	—
61		330	6	1	4	1
62		145	1	—	1	—
63		219	1	—	1	—
平成元		1,909	—	—	—	—
2		155	4	—	4	—
3		20	—	—	—	—
4		100	—	—	—	—
5		17	—	—	—	—
6		—	—	—	—	—
7		—	—	—	—	—
8		—	1	—	1	—
9		—	4	—	2	2
10		—	6	1	5	—
11		—	—	—	—	—
12		—	8	—	6	—
13		—	8	1	9	—
14		—	11	6	5	—
15		—	2	—	2	—
16		—	—	—	—	—

(注) 平成12年の申請8件のうち2件は平成13年に処理したもの。

第4節 — インドシナ難民

昭和50年のサイゴン陥落により始まったインドシナからのボート・ピープルの流出は、平成4年から大きく減少した。

一方、インドシナ難民の受入枠については1万人となっていたが、政府は、平成6年12月の閣議了解で、1万人を超えても引き続きインドシナ難民の受入れを行っていくことを確認した。その結果、16年末現在の本邦定住インドシナ難民（注1）数は、1万1,231人となっている。その内訳はボート・ピープルから3,536人、海外キャンプから4,353人、政変前に我が国に入国した元留学生等742人、合法出国者（注2）2,600人である。

なお、我が国がボート・ピープルとして一時滞在を認めたインドシナ難民のうち6,816人が平成7年末までに米国、カナダ、オーストラリア、ノルウェー等に向け出国しているが、8年以降はそのような出国はない（表53）。

表53 ボート・ピープルの出国状況

(人)

年 出国先	昭和50 ～平成3	平成4	5	6	7	平成8 ～16	総数
総数	6,689	55	8	7	57	—	6,816
米 国	3,943	31	—	3	33	—	4,010
カ ナ ダ	720	13	4	4	8	—	749
オーストラリア	708	8	3	—	8	—	727
ノ ル ウ ェ ー	695	—	—	—	7	—	702
そ の 他	623	3	1	—	1	—	628

.....
 (注1) インドシナ3国から政変を逃れて難民となって周辺諸国に流出した者等のうち、我が国に定住が許可されたものをいう。具体的には、ボート・ピープルとして我が国に到着・上陸した後我が国に定住が許可された者、海外の難民キャンプから定住者の在留資格で入国する者、合法出国計画によりベトナムから入国する者及び昭和50年のインドシナ政変以前から我が国に滞在しており、政変の結果、帰国することができなくなった者の4類型がある。

(注2) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）とベトナム政府との間で取り決められた「合法出国計画（ODP）に関する了解覚書」に基づき、家族再会その他の人道ケースの場合に限定してベトナム政府が海外で定住するための出国を認めることとしたものをいう。

なお、ベトナムからの家族呼寄せのために呼寄せ人が行う当該ODPに係る申請手続については、インドシナ3国の政情が安定して久しく、受入れ未了の被呼寄せ者数が残りわずかとなったことを踏まえ、平成15年3月14日の閣議了解に基づき、同年度末（16年3月末日）をもって申請受付を終了した。

第4章 外国人登録の実施状況

第1節 — 新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による外国人登録原票（注。以下「登録原票」という。）の閉鎖によって終了する。

新規登録件数について平成12年から16年までの推移を見ると、12年は32万7,298件、13年は増加し、14年にやや減少したものの、15年から再び増加に転じ、16年は37万6,272件となっている。新規登録を事由別に見ると、入国によるものは、14年にいったん減少したものの、15、16年と続けて増加している。出生、日本国籍離脱・喪失によるものは、15年まで減少傾向にあったが、16年から再び増加している。16年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが36万4,068件で全体の96.8%を占め、次いで、出生3.0%、日本国籍離脱・喪失0.03%の順となっている（表54）。

表54 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分		年	平成12	13	14	15	16
新規登録	総数		327,298	341,652	331,661	364,868	376,272
	入国		313,901	328,924	319,155	352,983	364,068
	出生		12,691	11,986	11,809	11,177	11,464
	日本国籍離脱・喪失		83	85	76	60	111
	その他		623	657	621	648	629
登録閉鎖	総数		220,219	223,684	271,204	286,370	317,334
	出国		196,475	201,187	250,055	261,259	292,474
	日本国籍取得		17,240	15,903	14,793	18,566	17,728
	死亡		5,806	5,771	5,623	5,712	5,742
	その他		698	823	733	833	1,390

登録原票の閉鎖件数について平成12年から16年までの推移を見ると、12年は22万219件で、その後継続して増加しており、16年は12年と比べ9万7,115件（44.1%）増加し、31万7,334件となっている。登録原票の閉鎖件数を事由別に見ると、出国によるものは毎年増加しており、日本国籍取得によるものは、15年にいったん増加したものの、16年は1万7,728件となり、再び減少している。また、死亡によるものは5,600件から5,800件程度で推移している。

平成16年の登録原票の閉鎖件数について構成比を見ると、出国によるものが29万2,474件で全体の92.2%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの5.6%、死亡によるもの1.8%の順となっている。

.....
 (注) 外国人登録原票

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

第2節 — 変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

平成16年における変更登録総数は190万7,133件で引き続き増加している。また、居住地以外の変更登録申請件数は13年にいったん減少したものの、全体としては増加しており、16年では142万6,824件で、変更登録全体の74.8%を占めている。

居住地変更登録申請件数は、平成13年に初めて40万件を超え、その後は40万件台で推移しており、16年は48万309件であった（表55）。

表55 変更登録の状況

(件)

年	区分	居住地	居住地以外	総数
昭和30		181,113	47,651	228,764
35		174,637	100,834	275,471
40※		154,922	198,419	353,341
45		148,578	266,792	415,370
50		137,195	346,942	484,137
55※		164,026	374,366	538,392
60※		141,276	445,040	586,316
平成 2		216,713	883,814	1,100,527
7		317,807	980,901	1,298,708
12		388,279	1,175,414	1,563,693
13		411,405	1,090,251	1,501,656
14		411,268	1,208,054	1,619,322
15		453,489	1,347,221	1,800,710
16		480,309	1,426,824	1,907,133

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

第3節 — 登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

なお、登録の確認は、昭和55年の外登法の改正により登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62年の同法改正においては、それまで5年ごとであった確認申請の期間を、原則として5回目の誕生日ごととし、平成11年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは7回目の誕生日とされた。

平成16年の登録確認（切替）申請件数は、26万3,650件に上っている（表56）。

表56 登録確認の状況 (件)

年	区分	確認
	昭和35年	50,457
	40※	485,439
	45	77,341
	50	117,087
	55※	422,568
	60※	338,522
	平成 2	337,760
	7	260,014
	12	290,095
	13	220,069
	14	215,815
	15	213,549
	16	263,650

(注1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注2) 平成7年度までは「年度」単位での集計、12年以降は暦年での集計となっている。

第4節 — 地方自治体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始め国の各行政分野のみならず、地方公共団体、すなわち市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、それだけに、市区町村の機能と切り離すことのできない関係にあるといえる。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（ワンポイント解説）を交付しており、平成16年における交付件数は146万5,472件に上っている。

ところで、外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な取扱いの周知徹底を図っている。

ワンポイント解説

登録原票記載事項証明書

外国人登録原票は、個人情報保護のため原則として非公開とされているところ、外国人登録原票に登録された事項は、外登法第4条の3に定める場合に限って開示することができることとされ、開示の方法の一つとして登録原票記載事項証明書を交付することとされている。

第5章 行政訴訟

入国管理局に係る行政訴訟（注1）等（以下「入管関連訴訟」という。）は近年急増している。本案（注2）事件について見た場合、提起件数は、平成12年には84件であったものが、16年においては183件と約2.2倍となっており、また、係属件数は、12年末現在では125件であったものが、16年末現在では約2.8倍の355件と急増している（表57）。

表57 出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数の推移（平成16年末現在）

(件)

区 分		年	平成12	13	14	15	16
行政事件	退去強制手続関係訴訟	提 起 件 数	21	55	74	68	109
		不法入国・不法上陸	3	23	32	19	24
		不法残留	16	29	34	41	73
		刑罰法令違反等	2	3	8	8	12
	在留審査関係訴訟	提 起 件 数	11	13	20	58	6
		期 間 更 新	7	11	11	9	4
		資 格 変 更	4	2	8	49	2
		再 入 国 許 可	—	—	—	—	—
		そ の 他	—	—	1	—	—
	在留資格認定証明書手続関係訴訟		—	—	1	5	7
	難 民 認 定 手 続 関 係 訴 訟		46	8	52	53	25
	そ の 他		3	9	4	6	19
	民 事 事 件		3	6	4	15	17
人 身 保 護 請 求 事 件		—	—	—	—	—	
提 起 件 数 (総 数)		84	91	155	205	183	
終 了 件 数		41	42	74	133	155	
年 末 係 属 件 数		125	174	255	327	355	

（注1）平成16年6月9日に、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）は一部改正され、出訴期限の延長、原告適格の緩和等の変更がなされ、17年4月1日に施行されている。しかし、本書においては、改正前の行政事件訴訟法下での状況について述べているものである。

（注2）訴訟法上の用語であって、一般的に言えば、付随的な又は派生的な事項に対して、基本的な事項を意味する場合に用いられる（高辻正巳ほか編『法令用語辞典』学陽書房、平成12年3月25日、661頁等参照）。入管関連訴訟実務上も、入国管理局に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第3条）又は国家賠償請求（国家賠償法に基づく請求）事件等につき、執行停止申立事件（同法第25条）等との対比といった観点から、本案事件の用語を用いている。

また、退去強制令書発付処分等の執行停止申立事件も、提起件数は、平成12年には25件であったものが、16年においては99件と約4倍となっている（注）（表58）。

（注）他方、係属件数は、16年末現在で38件にとどまっている。これは、一般に、執行停止申立事件は、その性質上、通常早期に決定がなされることによる。

表58 出入国管理関係訴訟（執行停止申立事件）提起件数の推移（平成16年末現在） (件)

区 分		年					
		平成12	13	14	15	16	
退去強制令書執行停止申立事件	提 起 件 数	23	49	56	42	95	
	終 了	小 計	17	24	77	44	70
		却 下	2	7	7	9	4
		全部停止	—	—	—	2	4
		送還停止	11	12	42	28	54
		取 下 げ	4	5	28	5	8
	年 末 係 属 件 数	9	34	13	11	36	
その他の執行停止申立事件	受 理	2	9	—	51	4	
	終 了	小 計	2	—	9	51	2
		却 下	2	—	9	33	2
		全部停止	—	—	—	—	—
		送還停止	—	—	—	—	—
		取 下 げ	—	—	—	18	—
	年 末 係 属 件 数	—	9	—	—	2	
提 起 件 数 (総 数)		25	58	56	93	99	
終 了 件 数		19	24	86	95	72	
年 末 係 属 件 数		9	43	13	11	38	

平成16年に提起された本案事件の内訳を見ると、退去強制手続関係訴訟が109件、在留審査関係訴訟が6件、難民認定手続関係訴訟が25件、その他（国家賠償請求事件等を含む。）が19件となっている。

入管関連訴訟は、昭和50年代までは、退去強制手続関係訴訟、それも不法入国等に係る事件が大勢を占めていたが、60年代から不法残留に係る事件が増加し、その後平成に入ってから是在留審査関係訴訟が増加し、平成2年から11年までの間、退去強制手続関係訴訟の提起件数を在留審査関係訴訟の提起件数が上回る状態が続いた。しかしながら、10年頃から難民認定手続関係訴訟が急増し、16年においては、全体の提起件数の約13.7%を占めるに至っている。また、退去強制手続関係訴訟についても、難民該当性を有すること等を理由に訴訟を提起する事案が増加しており、12年以降、再び在留審査関係訴訟の提起件数を上回る状態となってきた。

このように、入管関連訴訟は、かつての退去強制手続関連訴訟を中心とした時代と比較して複雑多様化の一途をたどっている。

第1節 — 在留審査関係訴訟

平成12年から16年までの間に提起された在留審査関係の不許可処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ108件となっており、その内訳は、在留期間更新不許可処分取消訴訟が42件、在留資格変更不許可処分取消訴訟が65件、その他が1件となっている。

この間の在留審査関係訴訟に係る提起件数は、平成14年まではおおむね年間10～20件台で推移していたが、15年には58件と急増している。しかし、58件のうち57件は年内に取下げられ、16年の提起件数は6件となるなど係属件数としては、近年落ち着きを見せている。

第2節 — 退去強制手続関係訴訟

平成12年から16年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟の提起件数は延べ327件であり、その内訳は、不法入国・不法上陸に係る事案が101件、不法残留に係る事案が193件、刑罰法令違反等に係る事案が33件となっている。

退去強制手続関係訴訟の提起件数は、平成12年には21件であったものが、16年には109件と急増している。これは難民認定手続関係訴訟（後記第4節）と同様、難民該当性を有すること等を理由に訴訟提起する事案が増加していることと関連がある。また、内訳別では、特に刑罰法令違反等について、12年の2件から、16年には12件と増加が顕著となってきた。

退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟は、退去強制事由に該当しないとして争われた事例は極めて少なく、退去強制事由に該当することを認めながらも、異議の申出に対する法務大臣等の裁決において、裁決の特例として在留特別許可を与えなかったことについて「裁量権の範囲を超え又はその濫用があった」(行政事件訴訟法第30条)として争うものがほとんどである。

第3節 — 退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立て

行政事件訴訟法は、処分の取消訴訟が提起された場合でも、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定し、執行不停止の原則を採用している(同法第25条第1項)。しかし、判決が出るまでの間、原告の法的地位を暫定的に保全する必要性や、原告に著しい損害が生じて判決による権利救済が無意味となることを防止する必要性があることから、①取消訴訟が係属していること、②回復困難な損害を避けるための緊急の必要性があること、③公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのないこと、④本案について理由がないと見えるときに当たらないことの各要件を満たすものについては、行政処分の効力、処分の執行又は手続の続行を停止することができることとされている(同条第2項及び第3項)。退去強制令書発付処分等取消訴訟においても、取消訴訟を提起した者から裁判所に対し執行停止の申立てがなされることが多い。

平成12年から16年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立ての提起件数は延べ331件であり、その内訳は、退去強制令書発付処分取消請求事件に係るものが265件、その他(収容令書発付処分取消請求事件等)が66件である。

退去強制令書発付処分取消請求訴訟に係る裁判所の決定としては、①却下(収容部分、送還部分ともに執行不停止)、②収容部分及び送還部分の全部を停止するもの(全部停止)、③送還部分に限った一部を停止するもの(送還停止)、がある。傾向としては、③送還停止の決定がなされるケースが多いが、前記「本案について理由がないと見えるとき」に当たると判断され、①却下(執行不停止)の決定がなされるケースもある。他方、②全部停止については、一部の下級審における決定には見られるものの、平成12年から16年までの期間に全部停止で確定した事案はない。

第4節 — 難民認定手続関係訴訟

平成12年から16年までの間に提起された難民不認定処分等に関する取消訴訟の提起件数は延べ184件、この間の年間平均の提起件数は年間約37件と急増傾向にある。この傾向を7年から11年までの5年間と比較すると、7年から11年までの間に提起された難民認定手続関係訴訟の提起件数は延べ43件、この間の年間平均の提起件数は僅か8.6件にすぎなかった。前記第2節のとおり、退去強制手続関係訴訟においても難民該当性の有無が争点となる事案が急増しており、近年の入管関連訴訟の中心を占めるものとなってきている。

ワンポイント解説

マンドート難民

マンドート難民とは、国連難民高等弁務官(UHCR)による自主帰還、第三国定住、種々の物的援助等の各種保護を必要とする者を国連難民高等弁務官事務所規程所定のUHCRの権限の及ぶ対象者としてUHCRにより認定された者をいい、UHCRによる同認定と、難民条約所定の保護を与えることを目的とする難民条約締約国による難民の認定とは目的及び対象を異にする。

したがって、UHCRが難民の認定を行った者(マンドート難民)について、入管法上の難民の認定が行われるとは必ずしもいえない。

この期間における重要な判例として、国連難民高等弁務官のマンデート難民（ワンポイント解説）に関する判例がある。すなわち、東京高等裁判所平成12年9月20日判決では、①難民条約及び同議定書には、難民認定に関する立証責任や立証の程度に関する規定はないから、難民該当性の立証基準に関し、国連難民高等弁務官の見解を条約解釈の補足的手段として参照すべき必要性はない、②国連難民高等弁務官がマンデート難民として認定した場合であっても、それをもって直ちに法務大臣の判断に根本から見直すべき問題点があるとはいえない、と判示している。